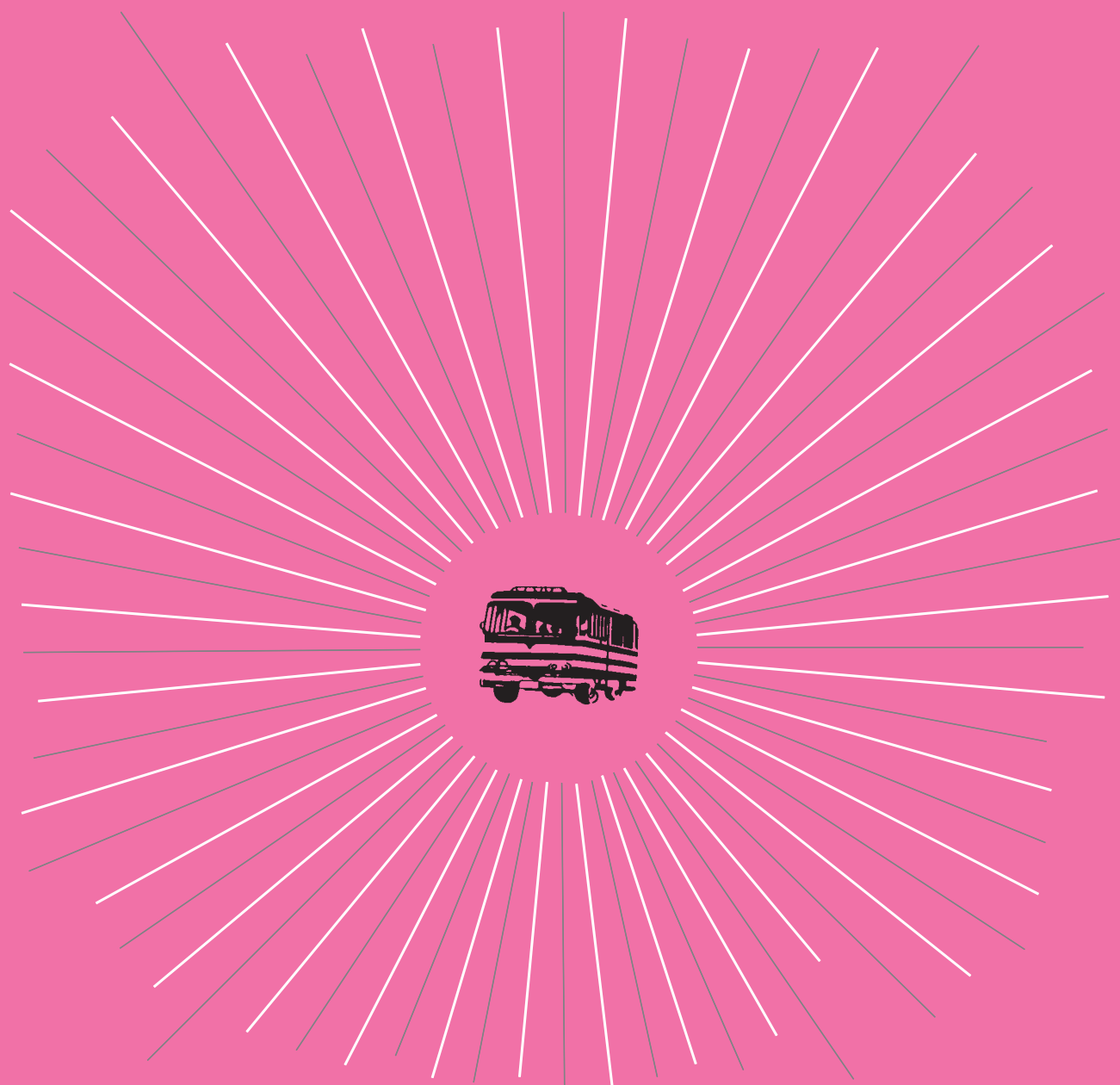


2015年版（平成27年）  
**日本のバス事業**



# 日本のバス事業・目次

I. バス事業の現状	1
1. 概況	1
(1) 国内輸送	1
(2) バス事業の現状	1
2. 乗合バス輸送状況推移表	2
3. 貸切バス輸送状況推移表	4
4. バス事業の経営規模	6
5. 国内輸送の現状	8
6. 業態別保有自動車数の推移	10
7. 高速バスの運行状況	12
II. バス事業	13
1. 乗合バス事業	13
(1) 平成26年度乗合バス事業の収支状況	13
2. 都市交通	21
(1) 概要	21
(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業） （国土交通省）	21
(3) PTPS、バス専用通行帯、バス優先通行帯等	23
3. 地方交通	26
(1) 地方交通の状況	26
(2) 日本バス協会の取組み	27
(3) 地域公共交通確保維持改善事業	27
(4) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置	30
4. 乗合バスの運賃について	31
(1) 上限運賃変更	31
(2) ICカードの導入および営業政策的な割引	32
(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券	45
5. 貸切バス事業	47
(1) 平成26年度貸切バス事業の収支状況	47
(2) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法	53
(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度	55
III. 安全輸送の取組み	56
1. 安全輸送体制の確立	56
(1) 運輸安全マネジメントの推進	56
(2) バス事業における総合安全プラン2009	57
(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策	57
2. 大規模災害への対応	58
3. 飲酒運転防止対策の推進	58
(1) 飲酒運転防止対策の推進	58
(2) アルコール検知器の使用義務化	59
4. 車内事故防止対策	59
5. 改正道路交通法への対応	60
6. バスジャック・テロ対策	61
(1) バスジャック対策の推進	61
(2) テロ対策の徹底	61

7.	平成25・26年の交通事故	63
(1)	全国の交通事故の現状	63
(2)	バス（事業用）に係る交通事故情報	64
(3)	事業用自動車の事故	67
8.	安全に資する装置の導入状況	69
(1)	デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー	69
(2)	衝突被害軽減ブレーキ等	70
<b>IV.</b>	<b>バスに係る技術面の向上</b>	<b>71</b>
1.	中央技術委員会の活動	71
2.	バス車両の技術開発	71
<b>V.</b>	<b>環境対策と交通バリアフリー法への対応</b>	<b>72</b>
1.	環境対策	72
(1)	バス事業における低炭素社会実行計画	72
(2)	平成26年度の日本バス協会の対応	72
(3)	NO <sub>x</sub> ・PM対策	72
(4)	グリーン経営の推進	73
2.	交通バリアフリー法への対応	73
(1)	交通バリアフリー法の概要	73
(2)	ノンステップバスの普及方策	74
(3)	平成26年度の日本バス協会の対応	74
3.	人と環境にやさしいバスの導入状況	78
(1)	「人にやさしいバス」の導入状況	78
(2)	「環境にやさしいバス」の導入状況	79
<b>VI.</b>	<b>労務関係</b>	<b>81</b>
1.	平成26年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果	81
(1)	年間総労働時間の実態（回答数 乗合385、貸切488）	81
(2)	女性運転者雇用状況（回答数312）	81
(3)	高齢運転者の雇用状況（回答数669）	82
(4)	バスガイドの雇用状況（回答数268）	82
(5)	障害者の雇用状況（回答数231）	82
2.	平成27年度春季労使交渉	83
(1)	未来投資に向けた官民対話の状況と経団連の動き	83
(2)	各労働組合の春闘に関する動向	83
(3)	バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）	84
3.	平成27年度産業別最低賃金	85
<b>VII.</b>	<b>交付金制度及び事業について</b>	<b>87</b>
1.	運輸事業振興助成交付金	87
(1)	制度の創設	87
(2)	最近の交付金制度について	87
(3)	交付金の額	88
(4)	交付金事業	90
<b>VIII.</b>	<b>税制改正</b>	<b>96</b>
1.	平成28年度税制改正要望	96
<b>資料</b>		<b>99</b>
1.	自動車関係諸税一覧表	100
2.	地域別旅行業者数	102
3.	日本のバス事業略年表（H19. 4. 1～）	103
4.	都道府県バス協会名簿	106

# I. バス事業の現状

## 1. 概況

### (1) 国内輸送

平成25年度の国内輸送機関別の旅客輸送人員をみると、総輸送人員は299億40百万人（前年292億92百万人）と対前年2.25%増と前年から6.5億人増加した。内訳をみるとJRは91億47百万人（前年89億63百万人）と対前年2%増、民鉄は144億59百万人（前年140億70百万人）と対前年2.7%増、バスは45億05百万人（前年44億37百万人）と対前年1.5%増、ハイタクは16億48百万人（前年16億40百万人）と対前年0.40%増、航空は93百万人（前年86百万人）と対前年8.14%増となっており、JR、民鉄、バス、ハイタク、航空全て輸送人員が増加している。

次に輸送人員の分担率をみると民鉄48.3%に次いで、JRが30.6%、バスは15.0%と第3位、第4位はハイタクの5.5%、第5位は航空の0.3%の順になっている。<sup>※1)</sup>

また、自動車保有台数の推移をみると昭和51年央3,000万台、56年9月4,000万台、61年11月5,000万台、平成2年10月6,000万台、平成27年3月8,067万台となり、昭和51年央から平成27年3月まで38年間で2.7倍の伸びとなっており、このうち軽自動車は昭和51年に600万台であったが、平成27年3月では3,179万台と5.2倍の伸びを示している。<sup>※2)</sup>

従って、バス事業は益々陸上交通において自家用車にその領域を侵され、特に、軽自動車の伸びにより悪戦苦闘を続けている状況である。

### (2) バス事業の現状

乗合バスの輸送人員は昭和42年前後の100億人台から年々減少傾向を辿っていたが、平成25年度は41億7,600万人（前年41億2,500万人）、平成24年度対比1.2%増加（前年度0.2%増）した。輸送人キロは307億人キロ（前年298億人キロ）と対前年3.0%増（前年1.7%増）となっており、平成11年度を底に微増傾向にある。

営業収入をみると平成4年度をピークに減収になっていたが、平成25年度は9,765億4,600万円（前年9,715億2,900万円）と対前年0.5%増（前年0.7%増）となった。

貸切バスの輸送人員は長期的には増加傾向にあるが、平成25年度は3億2,936万人（前年3億1,226人）と対前年5.5%増（前年は5.5%増）となっており、輸送人キロは368億人キロ（前年387億人キロ）と対前年9.5%減（前年3.5%増）となっている。

また、営業収入は4,620億700万円（前年4,494億5,700万円）と対前年2.8%増（前年3.2%増）となった。

---

※1) 資料8頁 ※2) 資料10頁

(表1)

## 2. 乗 合 バ ス 輸

項 目 年 度	事業者数	車 両 数 両	実 働 率 %	許 可 キ 口 キ 口	総 走 行 キ 口 千 キ 口	輸 送 人 員 千 人	営 業 収 入 百 万 円
昭和22	237	12,532		84,095	229,302	735,175	2,570
23	25	13,490		85,054	274,662	804,497	7,809
24	276	16,532		85,339	361,994	1,024,961	14,450
25	303	17,741	80.0	89,688	491,240	1,376,000	19,922
26	316	19,394	80.0	95,975	616,392	1,789,153	31,448
27	326	21,771	84.0	101,299	761,858	2,021,367	39,216
28	331	24,293	87.0	110,637	856,228	2,497,396	49,361
29	341	26,681	85.0	118,894	973,727	3,013,121	57,114
30	346	28,932	84.0	125,741	1,103,937	3,461,000	64,117
31	344	32,193	86.0	131,912	1,223,268	4,008,000	72,946
32	344	35,908	86.0	138,060	1,377,857	4,642,000	84,994
33	349	39,014	86.0	140,938	1,524,800	5,094,000	94,560
34	344	41,932	86.0	147,128	1,673,068	5,767,000	107,074
35	347	44,912	83.7	152,475	1,680,671	6,044,498	118,578
36	342	48,457	86.0	156,770	1,837,869	6,913,597	129,638
37	354	50,575	85.9	162,877	1,980,675	7,583,269	147,348
38	354	56,893	83.9	165,004	2,149,524	8,052,227	184,403
39	362	59,827	85.9	173,301	2,502,315	8,793,067	203,600
40	362	62,923	87.9	177,390	2,636,126	9,862,056	233,500
41	361	64,716	85.8	185,319	2,770,647	9,938,061	268,741
42	360	66,888	91.1	187,890	2,857,427	10,116,590	288,065
43	361	67,694	85.2	191,165	2,906,389	10,143,807	309,280
44	362	66,891	84.8	193,703	2,910,987	10,133,880	323,079
45	359	67,911	84.7	190,040	2,935,122	10,073,704	368,914
46	352	66,250	85.0	191,348	2,897,130	9,946,964	381,502
47	368	66,377	85.0	193,852	2,886,363	9,941,805	427,333
48	359	67,336	83.8	192,362	2,858,792	9,607,238	502,345
49	363	67,694	84.5	191,226	2,831,276	9,506,234	600,951
50	364	68,435	84.8	180,879	2,878,520	9,118,868	713,266
51	359	68,037	85.1	180,187	2,894,431	8,772,854	806,006
52	358	67,660	85.6	178,805	2,893,703	8,588,962	834,572
53	356	67,620	85.6	177,104	2,897,740	8,307,541	878,969
54	354	67,309	85.8	177,340	2,910,665	8,176,373	920,987
55	355	67,142	85.6	177,310	2,909,759	8,096,622	971,369
56	358	66,897	86.4	178,074	2,917,489	7,902,624	1,017,640
57	358	66,843	86.4	179,521	2,917,514	7,654,324	1,059,905
58	351	66,222	86.4	177,709	2,909,086	7,432,056	1,074,326
59	349	65,636	86.5	176,972	2,886,305	7,179,130	1,085,948
60	350	65,258	86.2	176,532	2,879,928	6,997,602	1,124,663
61	349	65,093	85.9	177,007	2,878,784	6,847,944	1,129,206
62	362	65,081	86.1	181,052	2,907,885	6,698,574	1,128,354
63	370	65,121	86.2	210,080	2,939,657	6,629,258	1,151,416
平成元	372	65,278	86.2	258,488	3,000,772	6,552,089	1,156,362
2	377	64,972	85.7	282,841	3,038,390	6,500,489	1,193,909
3	390	64,469	85.7	293,701	3,039,816	6,496,094	1,216,663
4	393	63,857	85.4	296,414	3,018,431	6,358,294	1,233,184
5	398	63,263	85.1	299,700	2,992,589	6,195,844	1,216,118
6	405	62,568	84.8	297,576	2,969,970	5,938,505	1,205,256
7	404	61,861	84.4	298,886	2,955,635	5,756,231	1,189,332
8	404	61,171	84.7	296,140	2,935,727	5,599,617	1,170,042
9	406	60,354	84.5	298,054	2,916,750	5,399,848	1,133,086
10	414	59,426	84.5	297,998	2,904,569	5,171,516	1,109,413
11	430	58,689	84.0	300,368	2,900,487	4,937,130	1,069,592
12	444	58,348	83.9	304,931	2,896,959	4,803,141	1,050,944
13	451	58,273	83.6	314,376	2,924,444	4,633,010	1,020,818
14	485	58,801	83.4	330,465	2,951,699	4,502,726	992,755
15	511	58,335	83.6	340,898	3,008,903	4,447,859	990,574
16	516	58,119	83.6	352,687	3,028,566	4,335,453	974,281
17	513	58,430	83.7	357,103	3,015,339	4,243,854	968,320
18	1,087	58,252	83.6	372,654	3,013,347	4,241,284	971,999
19	1,185	59,313	83.0	396,955	3,034,001	4,264,106	980,863
20	1,347	58,944	82.6	417,285	3,046,438	4,303,817	992,414
21	1,453	58,793	82.0	417,394	3,042,916	4,177,722	973,742
22	1,640	59,195	82.0	420,757	3,034,289	4,158,180	929,762
23	1,836	59,100	81.2	420,844	3,017,914	4,117,704	965,069
24	1,991	58,994	81.2	433,597	3,026,989	4,124,997	971,529
25	2,120	59,027	81.3	477,667	3,099,993	4,175,831	976,546

# 送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
		20.3	80			昭和22
		21.0	83			23
		19.0	86			24
		17.7	100	274		25
		17.8	110	324		26
		16.2	117	328		27
		18.7	121	346		28
		17.5	122	384	7,079	29
		17.5	127	405	7,403	30
		18.2	127	423	7,768	31
		18.0	128	438	7,922	32
		17.7	129	439	8,043	33
		18.3	131	459	8,437	34
		20.1	124	444	8,894	35
		20.1	124	467	8,758	36
		19.8	124	477	9,261	37
		20.9	128	480	11,206	38
		22.2	140	548	11,097	39
240,312	89,118	21.2	137	514	11,858	40
241,023	92,673	20.2	141	507	13,342	41
235,255	94,573	21.9	140	495	13,266	42
226,245	96,966	18.4	142	497	14,665	43
217,416	98,958	19.6	142	493	15,511	44
207,675	100,312	19.1	142	488	17,704	45
197,797	101,004	19.6	141	483	18,531	46
187,398	101,600	20.2	141	486	20,887	47
181,785	103,347	18.4	140	470	24,579	48
179,016	105,675	18.5	139	465	29,427	49
176,137	107,225	17.7	138	437	34,161	50
172,376	107,282	15.6	138	418	38,405	51
167,731	106,764	15.4	138	408	39,667	52
163,517	106,103	15.6	138	396	42,408	53
158,525	104,826	15.2	138	389	43,793	54
155,191	104,145	15.4	139	386	46,263	55
151,865	103,638	14.7	139	377	48,498	56
147,097	101,953	14.0	140	366	50,683	57
142,662	100,285	13.4	140	358	51,734	58
137,764	98,170	13.1	141	350	52,997	59
134,116	96,564	12.7	142	345	55,402	60
131,243	95,362	12.4	143	339	55,923	61
127,896	93,345	11.7	144	332	55,935	62
126,191	92,761	11.8	146	329	57,139	63
124,540	92,261	12.0	149	325	57,353	平成元
123,134	91,501	12.1	152	324	59,534	2
120,542	90,094	12.5	152	325	60,896	3
119,382	89,344	12.5	153	322	62,356	4
117,890	88,417	12.1	153	317	62,221	5
114,732	86,576	11.7	154	308	62,456	6
111,866	84,847	11.3	154	300	62,046	7
109,028	83,017	11.0	155	296	61,819	8
106,487	81,439	10.7	156	290	60,759	9
103,604	79,409	10.6	157	279	59,882	10
100,464	77,046	10.1	158	269	58,291	11
97,006	74,420	10.1	160	265	57,993	12
97,455	74,883	10.1	162	257	56,638	13
98,123	74,720	10.4	165	252	55,564	14
96,853	73,926	10.2	167	246	54,861	15
94,512	72,303	10.1	168	241	54,138	16
93,868	72,883	10.3	170	240	54,715	17
93,231	72,978	10.5	171	240	59,134	18
94,915	74,960	10.6	171	243	55,847	19
102,583	78,218	11.1	171	242	64,115	20
97,363	74,644	10.7	172	235	52,838	21
103,299	80,073		171	235	52,822	22
106,492	81,811		170	231	53,620	23
107,343	82,634		170	231	52,883	24
108,253	83,199		173	233	54,874	25

(表2)

## 3. 貸切バス輸

項目 年度	事業者数	車両数 両	実働率 %	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和25	312	1,112		20,197	12,284	
26	353	1,729		38,192	23,472	
27	373	2,321		60,539	38,475	4,356
28	401	3,233		81,359	47,026	6,364
29	416	3,842	72.0	205,237	64,522	8,839
30	428	4,153	73.0	122,695	73,082	10,364
31	431	4,854	70.0	152,276	88,268	13,222
32	440	5,517	72.0	170,575	94,014	15,908
33	431	6,424	70.0	190,129	105,161	17,141
34	428	6,853	68.0	219,392	117,246	20,182
35	442	8,256	66.5	265,175	134,307	24,858
36	448	10,232	58.5	306,431	116,551	30,943
37	491	11,682	58.8	362,381	137,607	36,327
38	520	13,345	62.4	468,393	168,050	43,459
39	526	14,585	61.5	506,225	189,907	50,300
40	529	14,587	59.1	511,633	166,927	55,700
41	530	14,918	61.2	574,437	173,457	63,029
42	527	15,056	63.6	630,479	177,619	70,278
43	531	13,483	64.5	675,258	180,728	75,406
44	534	17,978	64.1	691,312	176,768	94,001
45	559	17,017	63.1	739,061	180,989	115,416
46	568	18,029	62.9	732,221	176,803	112,427
47	604	17,662	65.1	783,985	183,750	124,032
48	623	17,851	63.7	766,128	178,097	169,050
49	636	18,090	61.6	744,775	171,911	202,931
50	661	18,352	60.8	744,177	174,609	241,925
51	682	18,701	63.0	800,784	176,107	257,645
52	695	19,394	63.6	835,633	181,657	290,613
53	714	19,650	65.0	888,350	186,549	318,984
54	732	20,308	65.3	952,541	203,146	345,656
55	755	21,326	64.8	980,422	203,692	391,040
56	778	21,883	65.3	1,037,006	209,165	411,533
57	809	22,383	64.9	1,063,590	205,856	442,946
58	829	23,110	65.3	1,116,812	210,059	459,850
59	862	24,186	66.5	1,179,836	216,893	496,722
60	904	24,842	66.8	1,235,135	232,192	538,825
61	974	25,610	65.7	1,257,107	219,709	531,439
62	1,032	26,726	66.0	1,343,838	224,916	555,541
63	1,074	27,707	67.0	1,451,941	237,111	605,061
平成元	1,137	28,682	67.3	1,500,700	246,355	639,369
2	1,205	29,858	67.3	1,571,311	255,762	702,876
3	1,259	31,099	66.0	1,579,837	252,781	739,302
4	1,325	32,334	63.5	1,542,921	249,049	744,547
5	1,401	32,934	61.4	1,553,674	247,655	705,623
6	1,456	33,194	61.2	1,549,207	248,120	612,933
7	1,537	33,357	61.6	1,575,352	248,941	592,304
8	1,663	33,804	62.1	1,584,471	247,835	587,430
9	1,905	35,327	61.4	1,583,394	247,384	580,175
10	2,122	36,508	59.8	1,589,543	247,861	544,400
11	2,336	37,661	59.0	1,614,264	251,614	543,354
12	2,864	36,815	58.0	1,628,838	254,714	509,908
13	3,281	39,806	56.8	1,649,602	260,958	477,407
14	3,521	41,115	56.0	1,668,243	272,295	468,354
15	3,581	42,718	54.8	1,674,217	278,375	473,796
16	3,743	44,685	54.6	1,698,226	290,595	454,051
17	3,923	45,625	54.6	1,729,257	301,563	389,896
18	4,110	45,668	54.3	1,708,699	296,401	429,945
19	4,159	44,832	53.5	1,699,166	296,040	477,851
20	4,196	45,785	52.4	1,704,464	303,363	409,999
21	4,392	46,676	50.2	1,677,422	298,582	421,999
22	4,492	47,452	50.1	1,651,699	300,049	433,422
23	4,533	47,693	50.0	1,544,059	296,053	435,188
24	4,536	48,135	51.6	1,604,607	312,256	449,457
25	4,512	48,808	51.7	1,552,250	329,359	462,007



# 送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運 転 者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
						昭和25
						26
						27
						28
			106	63	9,029	29
			111	66	8,716	30
			118	65	10,269	31
			12	68	11,672	32
			124	68	11,235	33
			133	71	12,247	34
		50.0	143	72	13,519	35
		48.4	153	58	15,676	36
		58.2	149	56	15,447	37
		44.7	157	56	15,247	38
		42.3	154	58	16,003	39
47,921	16,374	42.3	157	51	17,703	40
49,461	16,737	45.8	166	50	17,126	41
48,562	16,914	45.5	172	48	20,200	42
48,132	17,211	45.3	187	48	22,446	43
48,870	18,172	45.6	188	46	23,977	44
47,906	18,009	46.7	192	46	27,843	45
47,903	18,529	46.4	197	45	27,171	46
47,144	18,739	43.7	200	45	30,298	47
45,526	18,900	45.3	216	44	41,768	48
44,924	18,746	52.8	199	44	52,115	49
47,497	19,338	52.4	200	45	62,020	50
47,420	19,285	44.4	204	43	63,355	51
48,221	19,621	44.4	206	43	69,352	52
50,580	20,489	43.7	208	43	72,781	53
50,950	20,882	41.0	211	43	73,671	54
52,030	21,479	39.8	211	43	81,627	55
53,331	22,003	38.9	216	42	82,310	56
54,900	22,316	38.2	217	40	86,779	57
55,949	22,810	37.1	223	40	87,054	58
56,884	23,579	36.8	222	39	90,429	59
57,951	24,258	36.6	225	41	94,353	60
59,266	24,859	35.3	219	38	93,059	61
57,623	24,507	35.3	223	37	92,125	62
63,196	27,340	35.0	228	37	94,995	63
62,973	28,053	34.4	228	37	97,173	平成元
93,486	28,972	34.1	230	37	102,787	2
66,418	30,739	32.8	229	37	107,223	3
67,051	31,056	34.3	226	37	109,165	4
67,299	31,195	34.6	227	37	104,353	5
65,436	30,807	34.2	229	37	90,549	6
64,585	30,923	34.0	232	37	87,098	7
63,811	30,992	33.7	231	36	85,744	8
62,129	31,038	33.6	231	36	84,729	9
58,732	30,405	33.3	230	36	78,767	10
63,262	32,646	33.0	232	36	77,935	11
64,971	36,241	32.6	232	36	72,523	12
65,663	37,817	32.4	231	37	66,808	13
65,116	39,434	32.2	230	38	49,109	14
67,427	41,544	32.5	228	38	64,467	15
67,212	41,898	32.8	226	39	60,522	16
58,010	36,996	33.0	228	40	51,326	17
64,546	42,420	32.9	225	39	54,096	18
65,411	41,890	31.6	225	40	59,674	19
64,490	42,323	32.4	228	41	57,206	20
67,908	41,173	32.1	232	41	52,226	21
64,171	45,392		223	40		22
65,378	45,504		223	40		23
69,851	46,653		212	41		24
68,168	47,581		204	43		25



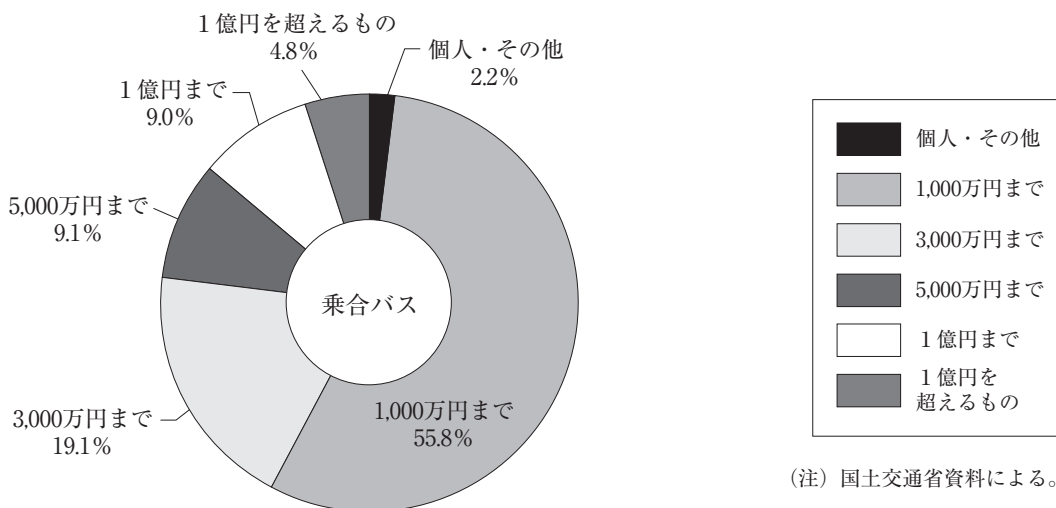
## 4. バス事業の経営規模

(表4-1) 資本金規模別事業者数

(26年3月末現在)

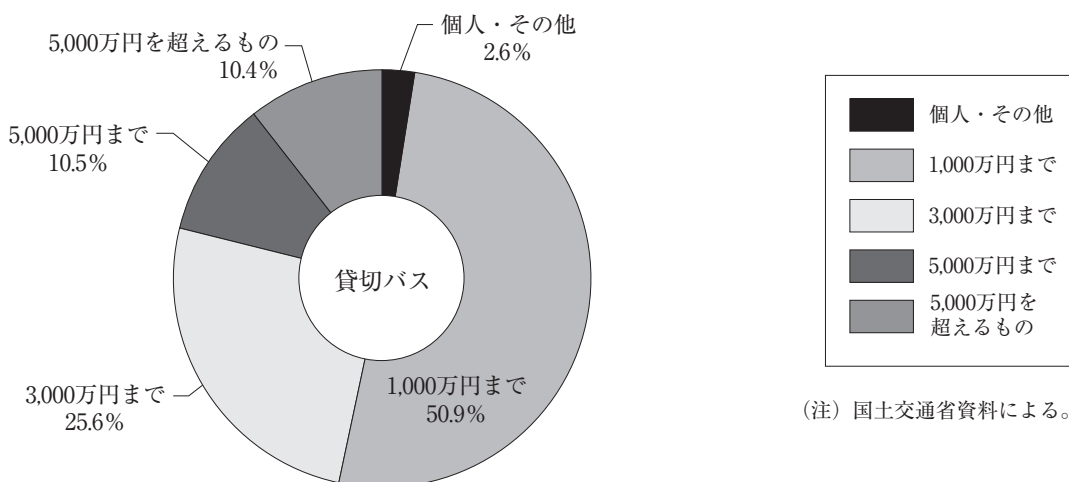
規模 業種	個人、 その他	1,000万 円まで	3,000万 円まで	5,000万 円まで	1億円 まで	1億円を 超えるもの	計	公 営	合 計
乗合バス	46	1,167	399	191	188	99	2,090	30	2,120

(図7) 資本金別事業者数の構成比率



(26年3月末現在)

規模 業種	個人、 その他	1,000万 円まで	3,000万 円まで	5,000万 円まで	5,000万円を 超えるもの	計	公 営	合 計
貸切バス	117	2,282	1,149	470	468	4,486	26	4,512

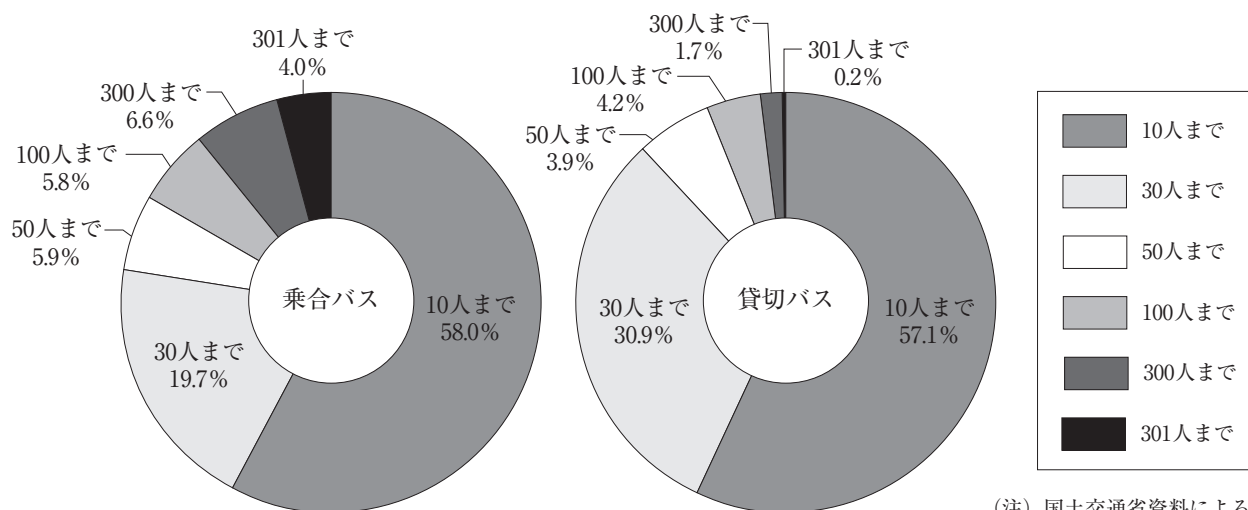


(表4-2) 従業員数別事業者数

(26年3月末現在)

業種	規模						合計
	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	301人以上	
乗合バス	1,230	418	126	123	140	83	2,130
貸切バス	2,581	1,393	264	190	77	7	4,512

(図8) 従業員数別事業者数の構成比率



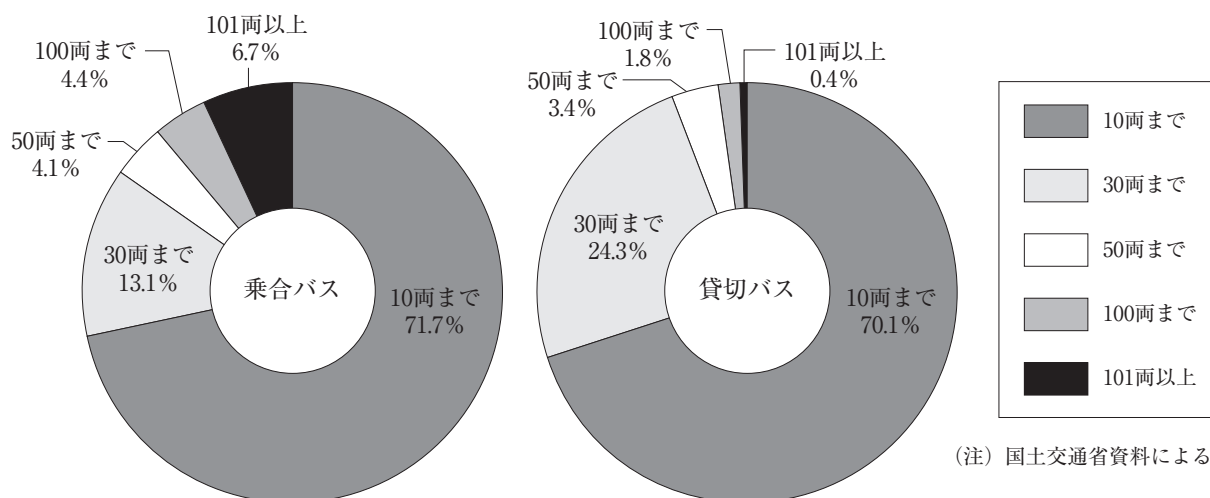
(注) 国土交通省資料による。

(表4-3) 車両数規模別事業者数

(26年3月末現在)

業種	規模					合計
	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上	
乗合バス	1,520	277	86	94	143	2,120
貸切バス	3,164	1,097	153	82	16	4,512

(図9) 車両数規模別事業者数の構成比率



(注) 国土交通省資料による。

## 5. 国内輸送の現状

(表3) 国内輸送機関別旅客輸送人員の推移および分担率の推移

(単位：百万人)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)
	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)						
昭和25	1,376 (14.6)	12 (0.1)	73 (0.8)	3,001 (31.9)	4,961 (52.6)	(0.0)	(0.0)	9,423 (100.0)								
30	3,461 (24.8)	73 (0.5)	562 (4.0)	3,849 (27.6)	5,932 (42.6)	74 (0.5)	(0.0)	13,951 (100.0)								
35	6,044 (30.6)	134 (0.7)	1,205 (6.1)	5,124 (25.9)	7,166 (36.2)	101 (0.5)	1 (0.0)	19,775 (100.0)								
40	9,862 (34.5)	167 (0.6)	2,627 (9.2)	6,722 (23.5)	9,076 (31.8)	119 (0.4)	5 (0.0)	28,578 (100.0)								
45	10,074 (32.4)	181 (0.6)	4,288 (13.8)	6,534 (21.0)	9,850 (31.7)	137 (0.5)	15 (0.0)	31,079 (100.0)								
46	9,947 (32.0)	171 (0.6)	4,251 (13.7)	6,659 (21.4)	9,836 (31.7)	178 (0.6)	16 (0.0)	31,064 (100.0)								
47	9,942 (32.0)	184 (0.6)	3,919 (12.6)	6,724 (21.7)	10,061 (32.4)	188 (0.7)	19 (0.0)	31,037 (100.0)								
48	9,607 (31.2)	178 (0.6)	3,737 (12.2)	6,871 (22.3)	10,185 (33.1)	171 (0.6)	24 (0.0)	30,773 (100.0)								
49	9,506 (31.0)	172 (0.6)	3,222 (10.5)	7,113 (23.2)	10,476 (34.2)	178 (0.6)	25 (0.0)	30,692 (100.0)								
50	9,119 (30.1)	175 (0.6)	3,220 (10.6)	7,048 (23.3)	10,540 (34.8)	170 (0.5)	25 (0.1)	30,297 (100.0)								
51	8,773 (29.3)	176 (0.6)	3,269 (10.8)	7,180 (24.0)	10,402 (34.7)	164 (0.5)	28 (0.1)	29,992 (100.0)								
52	8,589 (28.7)	182 (0.6)	3,249 (10.8)	7,068 (23.6)	10,699 (35.7)	162 (0.5)	33 (0.1)	29,982 (100.0)								
53	8,308 (27.9)	187 (0.6)	3,373 (11.3)	6,997 (23.5)	10,763 (36.1)	162 (0.5)	37 (0.1)	29,827 (100.0)								
54	8,176 (27.3)	203 (0.7)	3,515 (11.7)	6,931 (23.2)	10,907 (36.4)	166 (0.6)	41 (0.1)	29,939 (100.0)								
55	8,097 (27.1)	204 (0.7)	3,427 (11.4)	6,825 (22.8)	11,180 (37.4)	160 (0.5)	40 (0.1)	29,932 (100.0)								
56	7,903 (26.4)	209 (0.7)	3,408 (11.4)	6,793 (22.7)	11,425 (38.2)	161 (0.5)	42 (0.1)	29,940 (100.0)								
57	7,654 (25.8)	207 (0.7)	3,323 (11.2)	6,742 (22.8)	11,527 (38.9)	156 (0.5)	40 (0.1)	29,648 (100.0)								
58	7,432 (25.0)	210 (0.7)	3,315 (11.2)	6,797 (22.9)	11,741 (39.6)	153 (0.5)	41 (0.1)	29,689 (100.0)								
59	7,179 (24.2)	217 (0.7)	3,284 (11.1)	6,884 (23.2)	11,868 (40.1)	155 (0.5)	45 (0.1)	29,633 (100.0)								
60	6,998 (23.6)	232 (0.8)	3,257 (11.0)	6,941 (23.4)	12,048 (40.6)	154 (0.5)	44 (0.1)	29,674 (100.0)								
61	6,848 (22.9)	220 (0.7)	3,267 (10.9)	7,104 (23.7)	12,310 (41.1)	154 (0.5)	46 (0.2)	29,949 (100.0)								
62	6,699 (22.0)	225 (0.7)	3,342 (11.0)	7,356 (24.2)	12,616 (41.4)	165 (0.5)	50 (0.2)	30,453 (100.0)								
63	6,629 (21.3)	237 (0.7)	3,326 (10.7)	7,761 (24.9)	12,981 (41.7)	157 (0.5)	53 (0.2)	31,144 (100.0)								
平成元	6,552 (20.8)	246 (0.8)	3,301 (10.4)	7,980 (25.3)	13,231 (42.0)	160 (0.5)	60 (0.2)	31,530 (100.0)								
2	6,500 (20.2)	256 (0.8)	3,223 (10.0)	8,358 (26.0)	13,581 (42.3)	163 (0.5)	65 (0.2)	32,146 (100.0)								
3	6,496 (19.9)	253 (0.8)	3,177 (9.7)	8,676 (26.5)	13,884 (42.4)	162 (0.5)	69 (0.2)	32,717 (100.0)								
4	6,358 (19.5)	249 (0.8)	3,041 (9.3)	8,818 (27.1)	13,876 (42.6)	158 (0.5)	70 (0.2)	32,570 (100.0)								
5	6,196 (19.2)	248 (0.8)	2,922 (9.0)	8,906 (27.5)	13,853 (42.8)	157 (0.5)	70 (0.2)	32,352 (100.0)								
6	5,939 (18.6)	248 (0.8)	2,822 (8.9)	8,884 (27.9)	13,714 (43.1)	151 (0.5)	75 (0.2)	31,833 (100.0)								
7	5,756 (18.2)	249 (0.8)	2,758 (8.7)	8,982 (28.4)	13,648 (43.2)	149 (0.5)	78 (0.2)	31,620 (100.0)								
8	5,600 (17.8)	248 (0.8)	2,684 (8.5)	8,997 (28.7)	13,596 (43.4)	148 (0.5)	82 (0.3)	31,355 (100.0)								
9	5,400 (17.6)	247 (0.8)	2,615 (8.5)	8,859 (28.9)	13,339 (43.4)	145 (0.5)	86 (0.3)	30,691 (100.0)								
10	5,172 (17.2)	248 (0.8)	2,515 (8.3)	8,764 (29.1)	13,249 (43.9)	128 (0.4)	88 (0.3)	30,164 (100.0)								
11	4,937 (16.7)	252 (0.8)	2,466 (8.3)	8,718 (29.4)	13,033 (44.0)	120 (0.4)	91 (0.3)	29,617 (100.0)								
12	4,803 (16.4)	255 (0.9)	2,433 (8.3)	8,671 (29.5)	12,976 (44.2)	110 (0.4)	93 (0.3)	29,341 (100.0)								
13	4,633 (15.9)	261 (0.9)	2,344 (8.0)	8,650 (29.7)	13,070 (44.8)	111 (0.4)	95 (0.3)	29,165 (100.0)								
14	4,503 (15.6)	272 (0.9)	2,366 (8.2)	8,585 (29.7)	12,976 (44.9)	109 (0.4)	97 (0.3)	28,908 (100.0)								
15	4,448 (15.3)	278 (0.9)	2,352 (8.1)	8,642 (29.8)	13,116 (45.2)	107 (0.4)	95 (0.3)	29,038 (100.0)								
16	4,335 (15.1)	291 (1.0)	2,244 (7.8)	8,618 (30.0)	13,068 (45.4)	101 (0.4)	94 (0.3)	28,751 (100.0)								
17	4,244 (14.7)	302 (1.0)	2,217 (7.7)	8,683 (30.0)	13,271 (45.9)	103 (0.4)	94 (0.3)	28,914 (100.0)								
18	4,241 (14.5)	296 (1.0)	2,209 (7.6)	8,778 (30.1)	13,465 (46.2)	99 (0.3)	97 (0.3)	29,185 (100.0)								
19	4,264 (14.3)	296 (1.0)	2,137 (7.2)	8,988 (30.2)	13,853 (46.6)	100 (0.3)	95 (0.3)	29,733 (100.0)								
20	4,303 (14.4)	303 (1.0)	2,025 (6.8)	8,984 (30.2)	13,992 (47.0)	99 (0.3)	91 (0.3)	29,797 (100.0)								
21	4,178 (14.2)	299 (1.0)	1,948 (6.6)	8,841 (30.1)	13,883 (47.3)	93 (0.3)	84 (0.3)	29,326 (100.0)								
22	4,158 (14.3)	300 (1.0)	1,783 (6.1)	8,818 (30.3)	13,851 (47.6)	85 (0.3)	82 (0.3)	29,077 (100.0)								
23	4,118 (14.1)	296 (1.0)	1,660 (5.7)	8,837 (30.2)	13,795 (47.1)	84 (0.3)	79 (0.3)	28,869 (100.0)								
24	4,125 (14.1)	312 (1.0)	1,640 (5.7)	8,963 (30.6)	14,070 (48.0)	87 (0.3)	86 (0.3)	29,292 (100.0)								
25	4,176 (14.0)	329 (1.0)	1,648 (5.5)	9,147 (30.6)	14,459 (48.3)	88 (0.3)	93 (0.3)	29,940 (100.0)								

※平成22年度及び23年度のハイヤータクシーの数値には、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の23年3月、4月の数値を含まない。

(注) 国土交通省資料による。

(表4) 国内輸送機関別旅客輸送人キロの推移および分担率の推移

(単位：億人キロ)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)
	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)						
昭和30	187	(11.4)	44	(2.7)	25	(1.5)	912	(55.7)	449	(27.4)	20	(1.2)	2	(0.1)	1,639	(100.0)
35	314	(13.3)	111	(4.7)	52	(2.2)	1,240	(52.6)	604	(25.7)	27	(1.2)	7	(0.3)	2,355	(100.0)
40	533	(15.4)	199	(5.8)	113	(3.3)	1,740	(50.3)	814	(23.5)	31	(0.9)	29	(0.8)	3,459	(100.0)
45	524	(13.0)	295	(7.3)	193	(4.8)	1,897	(46.9)	991	(24.5)	48	(1.2)	94	(2.3)	4,042	(100.0)
46	517	(12.8)	290	(7.2)	191	(4.7)	1,903	(47.0)	997	(24.6)	50	(1.2)	103	(2.5)	4,051	(100.0)
47	547	(13.0)	290	(6.9)	188	(4.5)	1,978	(46.8)	1,025	(24.2)	67	(1.6)	127	(3.0)	4,222	(100.0)
48	490	(11.3)	293	(6.8)	187	(4.3)	2,081	(48.0)	1,048	(24.2)	74	(1.7)	160	(3.7)	4,333	(100.0)
49	494	(11.1)	330	(7.4)	158	(3.5)	2,156	(48.4)	1,085	(24.3)	78	(1.7)	160	(3.6)	4,461	(100.0)
50	475	(11.0)	326	(7.0)	156	(4.0)	2,153	(48.0)	1,085	(24.0)	69	(2.0)	191	(4.0)	4,455	(100.0)
51	421	(10.0)	296	(7.0)	154	(3.5)	2,107	(49.0)	1,088	(25.0)	67	(1.5)	201	(4.0)	4,334	(100.0)
52	412	(10.0)	308	(7.0)	149	(3.0)	1,997	(47.0)	1,126	(26.0)	65	(1.0)	236	(6.0)	4,293	(100.0)
53	415	(10.0)	321	(7.0)	159	(4.0)	1,958	(45.0)	1,153	(27.0)	64	(1.0)	269	(6.0)	4,339	(100.0)
54	409	(9.0)	322	(7.0)	165	(4.0)	1,947	(44.0)	1,178	(27.0)	64	(2.0)	302	(7.0)	4,387	(100.0)
55	413	(9.0)	324	(7.0)	161	(4.0)	1,931	(44.0)	1,214	(28.0)	61	(1.0)	297	(7.0)	4,400	(100.0)
56	403	(9.0)	334	(8.0)	164	(4.0)	1,921	(43.0)	1,241	(28.0)	60	(1.0)	310	(7.0)	4,433	(100.0)
57	383	(9.0)	335	(8.0)	153	(3.0)	1,908	(43.0)	1,256	(29.0)	59	(1.0)	301	(7.0)	4,395	(100.0)
58	364	(8.0)	341	(8.0)	157	(4.0)	1,929	(43.0)	1,285	(29.0)	57	(1.0)	306	(7.0)	4,439	(100.0)
59	351	(8.0)	356	(8.0)	156	(4.0)	1,942	(43.0)	1,302	(29.0)	58	(1.0)	335	(7.0)	4,500	(100.0)
60	338	(8.0)	370	(8.0)	158	(4.0)	1,972	(43.0)	1,326	(29.0)	57	(1.0)	335	(7.0)	4,556	(100.0)
61	329	(7.0)	363	(8.0)	157	(3.0)	1,983	(43.0)	1,365	(30.0)	57	(1.0)	353	(8.0)	4,607	(100.0)
62	314	(7.0)	387	(8.0)	161	(3.0)	2,047	(43.0)	1,400	(30.0)	59	(1.0)	385	(8.0)	4,753	(100.0)
63	319	(7.0)	414	(8.0)	161	(3.0)	2,176	(44.0)	1,442	(29.0)	57	(1.0)	411	(8.0)	4,980	(100.0)
平成元	330	(7.0)	420	(8.0)	159	(3.0)	2,227	(43.0)	1,462	(29.0)	60	(1.0)	471	(9.0)	5,129	(100.0)
2	337	(6.0)	436	(8.0)	156	(3.0)	2,377	(44.0)	1,498	(28.0)	63	(1.0)	516	(10.0)	5,383	(100.0)
3	347	(6.0)	422	(8.0)	161	(3.0)	2,470	(44.0)	1,531	(28.0)	62	(1.0)	553	(10.0)	5,546	(100.0)
4	345	(6.2)	430	(7.7)	156	(2.8)	2,496	(44.7)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	567	(10.2)	5,582	(100.0)
5	331	(5.9)	431	(7.7)	152	(2.7)	2,500	(44.9)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	571	(10.2)	5,573	(100.0)
6	319	(5.8)	429	(7.8)	144	(2.6)	2,444	(44.2)	1,520	(27.5)	60	(1.1)	613	(11.1)	5,529	(100.0)
7	306	(5.5)	433	(7.8)	138	(2.5)	2,490	(44.6)	1,511	(27.1)	55	(1.0)	650	(11.6)	5,583	(100.0)
8	293	(5.2)	430	(7.6)	133	(2.4)	2,517	(44.8)	1,504	(26.7)	56	(1.0)	690	(12.3)	5,623	(100.0)
9	283	(5.1)	428	(7.7)	128	(2.3)	2,477	(44.4)	1,473	(26.4)	54	(1.0)	732	(13.1)	5,575	(100.0)
10	281	(5.1)	425	(7.7)	123	(2.2)	2,428	(44.0)	1,461	(26.4)	46	(0.8)	760	(13.8)	5,524	(100.0)
11	266	(4.8)	428	(7.8)	121	(2.2)	2,408	(43.8)	1,443	(26.2)	45	(0.8)	793	(14.4)	5,504	(100.0)
12	270	(4.9)	426	(7.7)	121	(2.2)	2,407	(43.7)	1,438	(26.1)	43	(0.8)	797	(14.5)	5,502	(100.0)
13	268	(4.9)	427	(7.7)	118	(2.1)	2,411	(43.7)	1,443	(26.1)	40	(0.7)	815	(14.8)	5,521	(100.0)
14	275	(5.0)	429	(7.8)	119	(2.2)	2,392	(43.3)	1,430	(25.9)	39	(0.7)	839	(15.2)	5,525	(100.0)
15	277	(5.0)	434	(7.8)	120	(2.2)	2,412	(43.4)	1,438	(25.9)	40	(0.7)	833	(15.0)	5,554	(100.0)
16	274	(4.9)	442	(8.0)	116	(2.1)	2,420	(43.7)	1,432	(25.8)	39	(0.7)	818	(14.8)	5,541	(100.0)
17	277	(4.9)	451	(8.0)	115	(2.1)	2,460	(43.7)	1,452	(25.8)	40	(0.7)	832	(14.8)	5,627	(100.0)
18	281	(4.9)	445	(7.8)	115	(2.0)	2,490	(43.8)	1,469	(25.8)	38	(0.7)	857	(15.0)	5,695	(100.0)
19	286	(5.0)	434	(7.5)	111	(1.9)	2,552	(44.2)	1,503	(26.0)	38	(0.7)	843	(14.7)	5,767	(100.0)
20	299	(5.2)	434	(7.6)	106	(1.9)	2,536	(44.3)	1,510	(26.3)	35	(0.6)	809	(14.1)	5,729	(100.0)
21	287	(5.2)	425	(7.7)	102	(1.8)	2,442	(44.1)	1,497	(27.0)	31	(0.6)	752	(13.6)	5,536	(100.0)
22	286	(5.2)	413	(7.5)	79	(1.4)	2,446	(44.6)	1,489	(27.2)	30	(0.5)	737	(13.4)	5,480	(100.0)
23	293	(5.2)	374	(6.7)	72	(1.3)	2,469	(44.0)	1,481	(26.4)	30	(0.5)	712	(12.7)	5,431	(100.0)
24	298	(5.3)	387	(6.9)	72	(1.3)	2,538	(45.2)	1,506	(26.8)	31	(0.6)	779	(13.9)	5,611	(100.0)
25	307	(5.3)	368	(6.4)	70	(1.2)	2,600	(45.1)	1,544	(26.8)	33	(0.6)	841	(14.6)	5,763	(100.0)

(注) 国土交通省資料による。

## 6. 業態別保有自動車数の推移

(表5)

年	合 計			バ ス									
	計	営業用	自家用	計	普 通 車			小 型 車					
					営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	
昭和31	1,502			35	33	2							
36	3,404	306	3,098	58	53	5	57	53	4	0.6	0.1	0.5	
41	8,123	504	7,619	105	77	28	84	76	8	21	1.4	20	
42	9,639	539	9,100	117	79	38	88	78	10	29	1.4	28	
43	11,680	582	11,098	123	81	42	93	80	13	30	1.4	29	
44	14,024	630	13,394	154	84	70	99	82	17	55	1.5	53	
45	16,528	671	15,857	176	85	91	104	83	21	72	1.5	70	
46	18,919	709	18,210	190	85	105	104	83	21	86	1.7	84	
47	21,162	742	20,420	197	84	113	100	82	18	97	1.7	95	
48	23,870	776	23,094	206	84	122	96	82	14	110	1.7	108	
49	25,963	826	25,137	213	85	128	97	83	14	116	1.9	114	
50	27,868	848	27,020	219	86	133	102	84	18	117	1.9	115	
51	29,133	863	28,270	220	87	133	106	85	21	114	2.0	112	
52	31,048	887	30,161	222	87	135	103	85	18	119	2	117	
53	32,964	910	32,054	224	87	137	104	85	19	120	2	118	
54	35,181	945	34,236	227	88	139	105	85	20	122	3	119	
55	37,333	980	36,353	228	87	141	105	84	21	123	3	120	
56	38,992	1,008	37,984	230	89	141	107	85	22	123	4	119	
57	40,833	1,029	39,804	229	89	140	107	85	22	122	4	118	
58	42,688	1,047	41,641	230	89	141	108	85	23	122	4	118	
59	44,559	1,078	43,481	229	90	139	108	85	23	121	5	116	
60	46,363	1,114	45,249	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
61	48,240	1,150	47,090	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
62	50,223	1,184	49,039	232	91	141	110	85	25	122	6	116	
63	52,544	1,236	51,308	233	91	142	110	85	25	123	6	117	
平成元	55,137	1,300	53,837	239	93	146	112	86	26	127	7	120	
2	57,994	1,355	56,639	242	94	148	114	87	27	128	7	121	
3	60,499	1,410	59,089	246	95	151	115	87	28	131	8	123	
4	62,712	1,455	61,257	247	95	152	116	87	29	131	8	123	
5	64,498	1,484	63,014	248	96	152	116	87	29	132	9	123	
6	66,278	1,499	64,779	246	96	150	116	87	29	130	9	121	
7	68,104	1,545	66,559	245	96	149	115	86	29	130	10	120	
8	70,106	1,589	68,517	243	95	148	114	85	29	129	10	119	
9	71,776	1,632	70,144	242	95	147	113	84	29	129	11	118	
10	72,857	1,660	71,197	241	96	145	113	84	29	128	12	116	
11	73,688	1,661	72,027	237	96	141	111	83	28	126	13	113	
12	74,581	1,672	72,909	235	96	139	110	82	28	125	14	111	
13	75,524	1,698	73,826	236	99	137	110	83	27	126	16	110	
14	76,270	1,706	74,564	234	100	134	110	83	27	124	17	107	
15	76,892	1,711	75,181	233	102	131	110	84	26	123	18	105	
16	77,390	1,725	75,665	233	103	130	112	85	27	121	18	103	
17	78,278	1,757	76,521	232	105	127	110	85	25	122	20	102	
18	78,992	1,778	77,214	232	106	126	110	85	25	122	21	101	
19	79,236	1,791	77,445	231	107	124	110	86	24	121	21	100	
20	79,081	1,796	77,285	231	108	123	110	86	24	121	22	99	
21	78,801	1,768	77,033	230	108	122	110	86	24	120	22	98	
22	78,694	1,735	76,959	228	108	120	108	85	23	120	23	97	
23	78,661	1,953	76,708	227	108	119	108	85	23	119	23	96	
24	79,113	1,948	77,165	226	108	118	108	85	22	119	23	95	
25	79,625	1,928	77,697	226	109	117	108	85	22	119	24	95	
26	80,273	1,721	78,551	226	110	116	108	86	22	118	24	94	
27	80,670	1,729	78,941	227	111	116	109	87	22	119	24	95	
対前年度比	(100.5)	(100.4)	(100.5)	(100.4)	(100.9)	(100)	(100.9)	(101.2)	(100)	(100.8)	(100)	(101.0)	

- (注) 1. 上記数字は3月末現在である。  
2. 「その他」は特殊用途車・大型特殊車である。  
3. 千台未満は四捨五入した。よって合計と一致しない。  
4. 「小型二輪」及び「軽自動車」については、統計上、営業用・自家用の区別をしていないため、便宜上「自家用」区分としている。  
5. 国土交通省資料による。

(単位：千台)

乗用車			トラック			その他			小型二輪車	軽自動車	年
計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用			
158	47	111	693	93	600	34			51	531	昭和31
440	76	364	1,316	166	1,150	80	11	69	50	1,460	36
1,878	151	1,727	2,870	255	2,615	164	21	143	48	3,058	41
2,475	162	2,313	3,407	274	3,133	189	24	165	55	3,396	42
3,274	175	3,099	4,057	298	3,756	224	28	196	64	3,938	43
4,291	190	4,101	4,672	323	4,349	263	33	230	77	4,567	44
5,512	206	5,306	5,126	343	4,783	306	37	269	110	5,298	45
6,777	218	6,559	5,460	365	5,095	352	41	311	172	5,968	46
8,173	226	7,947	5,792	386	5,406	344	46	398	220	6,436	47
9,965	227	9,738	6,263	414	5,849	461	51	410	238	6,737	48
11,598	233	11,365	6,721	447	6,274	515	61	454	262	6,654	49
13,207	238	12,969	7,055	461	6,594	557	63	494	277	6,553	50
14,822	243	14,579	7,371	469	6,902	596	64	532	257	5,867	51
16,206	245	15,961	7,758	488	7,270	631	67	564	277	5,954	52
17,569	246	17,323	8,023	506	7,517	671	71	600	292	6,185	53
19,186	248	18,938	8,388	533	7,855	720	76	644	328	6,332	54
20,559	249	20,310	8,647	564	8,083	766	80	686	384	6,749	55
21,543	250	21,293	8,683	586	8,097	794	83	711	445	7,297	56
22,515	251	22,264	8,655	603	8,052	823	86	737	522	8,089	57
23,389	251	23,138	8,564	618	7,946	852	89	763	617	9,036	58
24,283	252	24,031	8,462	643	7,819	880	93	787	700	10,005	59
25,027	252	24,775	8,318	617	7,701	976	155	821	776	11,036	60
25,847	252	25,595	8,306	704	7,602	944	104	840	851	12,062	61
26,688	253	26,435	8,203	669	7,534	1,055	171	884	912	13,133	62
27,825	255	27,570	8,281	706	7,575	1,008	184	824	974	14,223	63
28,976	256	28,720	8,473	752	7,721	1,174	199	975	1,016	15,259	平成元
30,882	257	30,625	8,613	790	7,823	1,237	214	1,023	1,045	15,975	2
32,437	260	32,177	8,746	826	7,920	1,302	229	1,073	1,000	16,768	3
33,950	260	33,690	8,826	857	7,969	1,367	243	1,124	1,022	17,300	4
35,234	260	34,974	8,822	874	7,948	1,418	254	1,164	1,070	17,706	5
36,509	259	36,250	8,778	881	7,897	1,469	263	1,206	1,128	18,148	6
37,755	257	37,498	8,768	909	7,859	1,541	283	1,258	1,177	18,618	7
39,103	256	38,847	8,736	935	7,801	1,645	303	1,342	1,209	19,170	8
40,476	256	40,220	8,694	962	7,732	1,555	319	1,236	1,225	19,584	9
41,283	258	41,025	8,564	975	7,589	1,650	331	1,319	1,243	19,876	10
41,783	258	41,525	8,347	968	7,379	1,754	339	1,415	1,269	20,298	11
42,056	257	41,799	8,134	969	7,165	1,838	350	1,488	1,288	21,030	12
42,365	256	42,109	8,106	1,105	7,001	1,754	238	1,516	1,308	21,755	13
42,528	259	42,269	7,907	1,102	6,805	1,754	245	1,509	1,334	22,513	14
42,655	263	42,392	7,666	1,095	6,571	1,720	251	1,469	1,352	23,266	15
42,624	267	42,357	7,414	1,097	6,317	1,674	258	1,416	1,370	24,075	16
42,776	271	42,505	7,280	1,115	6,165	1,643	266	1,377	1,397	24,950	17
42,747	273	42,474	7,160	1,126	6,034	1,618	273	1,345	1,428	25,807	18
42,230	274	41,956	7,014	1,132	5,882	1,600	278	1,322	1,453	26,708	19
41,469	274	41,195	6,884	1,135	5,749	1,578	279	1,299	1,479	27,440	20
40,799	271	40,528	6,568	1,111	5,457	1,528	278	1,250	1,505	28,171	21
40,420	265	40,155	6,363	1,083	5,280	1,512	279	1,233	1,524	28,647	22
40,135	250	39,885	6,215	1,076	5,139	1,646	296	1,350	1,535	29,050	23
40,143	244	39,899	6,136	1,074	5,062	1,495	284	1,211	1,543	29,569	24
40,009	241	39,768	6,068	1,073	4,995	1,502	288	1,214	1,566	30,254	25
39,821	239	39,582	6,041	1,080	4,961	1,514	292	1,222	1,595	31,075	26
39,491	237	39,255	6,029	1,086	4,943	1,525	295	1,230	1,611	31,786	27
(99.2)	(99.2)	(99.2)	(99.8)	(100.6)	(99.6)	(100.7)	(101.0)	(100.7)	(101.0)	(102.3)	対前年度比

## 7. 高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供 用 キ ロ
				全乗合 百万人	高速バス 千人	
	社	本	回			km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	299	4,263	11,405	4,178	105,820	7,788.9
23	310	4,722	12,454	4,158	103,853	7,894.6
24	313	4,818	12,666	4,118	103,737	8,021.3
25	311	4,778	12,251	4,125	108,615	8,334.5

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績のうち輸送人員（年間）及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。（平成19年の数値については、一部補正した。）
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。



## Ⅱ. バス事業

### 1. 乗合バス事業

#### (1) 平成26年度乗合バス事業の収支状況

##### 【全事業者の概況】

- 収入：収入については、前年度と比較して0.4%の微減。
- 支出：支出については、前年度と比較して0.4%の微減。
- 経常収支率：前年度から横ばいで95.2%。黒字事業者は73者〔66者〕で、調査対象事業者全体の29.0%〔27.0%〕。

(調査対象事業者は、保有車両数30両以上の252者〔244者〕)

(注) 調査対象事業者数は、運賃ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔 〕内の事業者数については、2以上の運賃ブロックにまたがる事業者の重複分を除いた値。2以上の運賃ブロックにまたがる事業者について、ブロック毎で黒字・赤字が異なる場合、事業規模(運送収入)の大きいブロックの経常収支率により計上。

#### ① 事業主体別の収支状況等について

- 民営バスの経常収支率は、支出よりも収入の減少幅が上回ったため、前年度に比べ減少(96.2%→96.0%)。
- 公営バスの経常収支率は、収入よりも支出の減少幅が上回ったため、前年度に比べ上昇(92.0%→92.4%)。
- 公営バスの経常収支率(92.4%)が前年度に引き続き90%を超え、民営バスの経常収支率(96.0%)との差は、15年前と比べ大きく縮小。

#### イ. 民営バス

- ・収入については、輸送人員が増加(対前年度比+0.4%)となったが、割引率の高い定期券運賃利用者の増加等により一人当たりの運賃収入額が減少したことから、対前年度比0.3%の減少となった。
- ・支出については、燃料油脂費が減少(対前年度比▲5.4%)となったが、原価の57.0%を占める人件費が増加(対前年度比+0.7%)となり、対前年度比0.2%の減少となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より0.2%減少して96.0%となった。

#### ロ. 公営バス

- ・収入については、輸送人員が減少(対前年度比▲1.0%)したことから、対前年度比0.8%の減少となった。
- ・支出については、燃料油脂費が減少(対前年度比▲3.2%)、原価の54.0%を占める人件費も減少(対前年度比▲1.9%)となり、対前年度比1.2%の減少となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より0.4%上昇して92.4%となった。

#### ② 大都市部とその他地域について

- 大都市部の経常収支率は、支出よりも収入の増加幅が上回ったため、前年度に比べ上昇(100.9%→101.3%)。
- その他地域の経常収支率は、支出よりも収入の減少幅が上回ったため、前年度に比べ減少(87.6%→86.8%)。
- 大都市部※の経常収支率(101.3%)が、昨年度に引き続き100%を超え、その他地域の経常収支率(86.8%)との差は拡大。

※大都市部(三大都市圏)とは、千葉、武相(東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜(東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海(愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神(大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域))ブロックの集計値。

イ. 大都市部

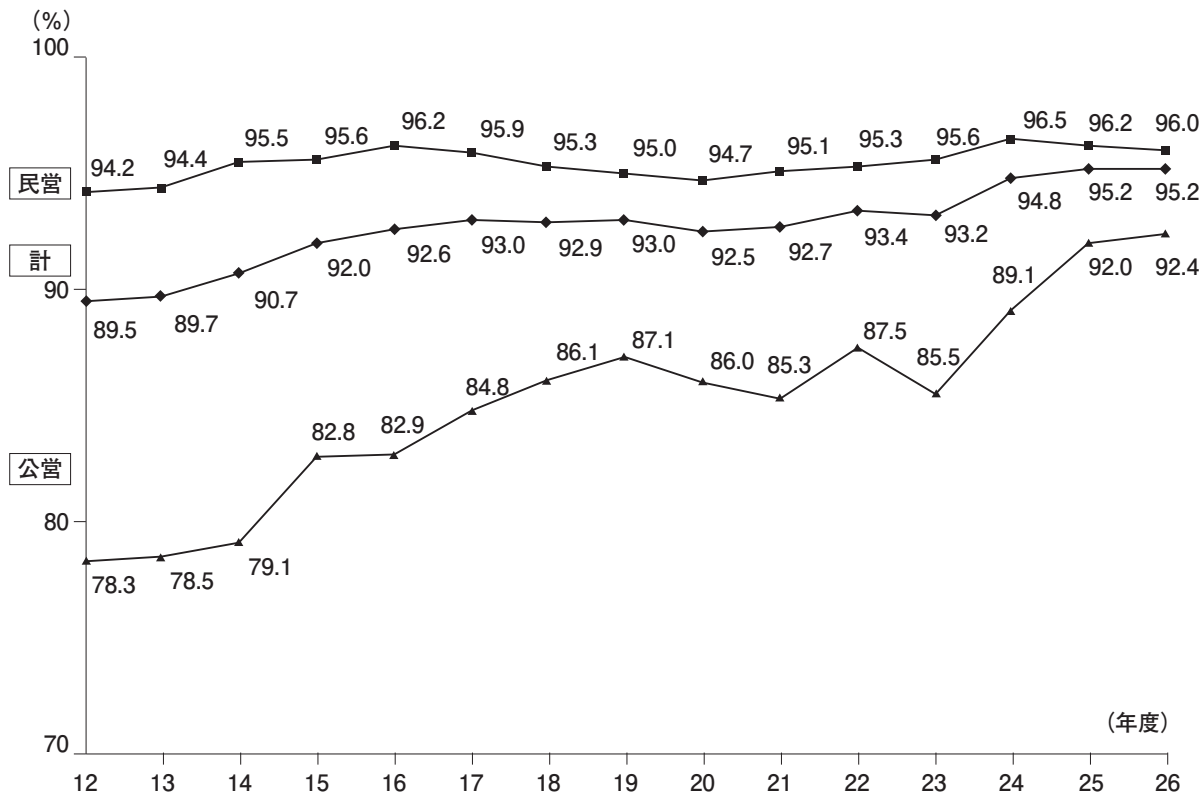
- ・収入については、輸送人員が増加（対前年度比+1.1%）となり、対前年度比0.5%の増加となった。
- ・支出については、燃料油脂費が減少（対前年度比▲3.0%）となったが、原価の56.2%を占める人件費の増加（対前年度比+0.8%）により、対前年度比0.1%の増加となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より0.4%上昇して101.3%となった。

ロ. その他地域

- ・収入については、輸送人員が減少（対前年度比▲1.9%）となり、対前年度比2.0%の減少となった。
- ・支出については、燃料油脂費が減少（対前年度比▲6.9%）、原価の56.5%を占める人件費も減少（対前年度比▲0.7%）となり、対前年度比1.2%の減少となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より0.8%減少して86.8%となった。

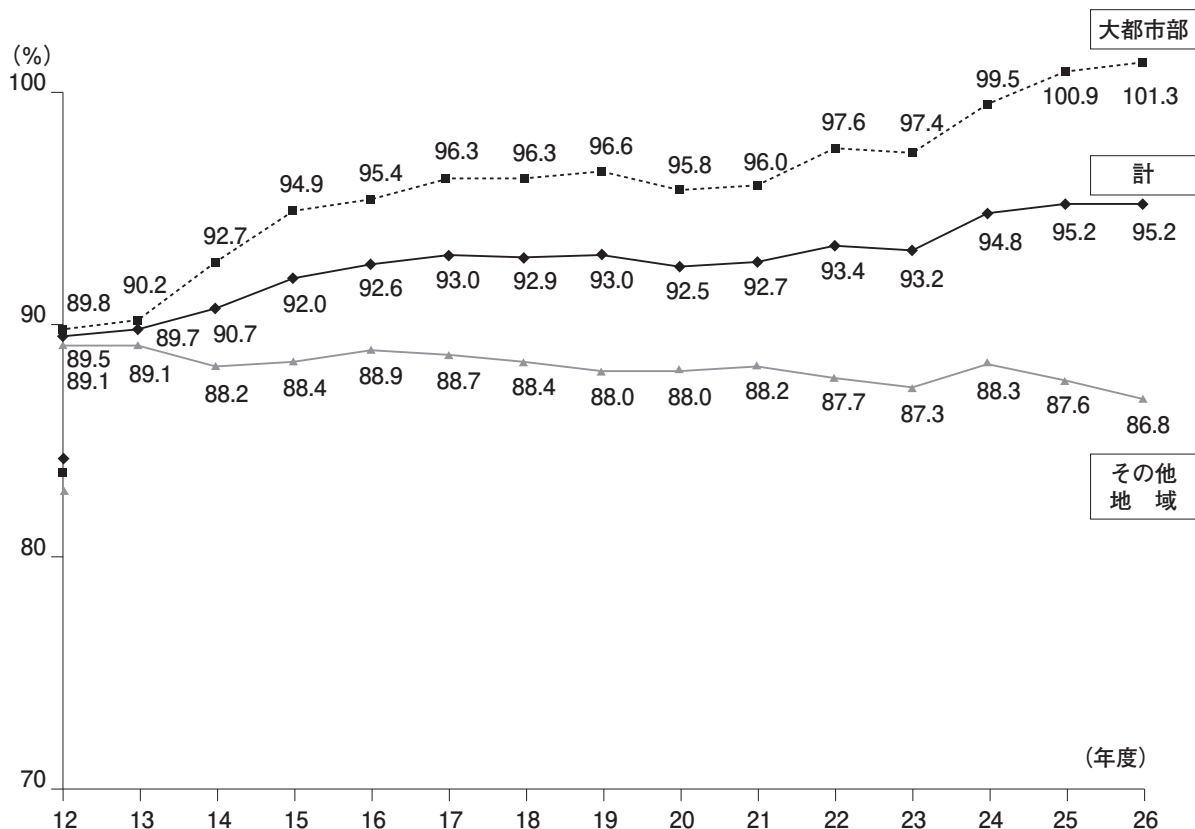
※国土交通省 資料

(図1) 年度別収支率の推移 (民营・公営)



(注) 国土交通省資料による。

(図2) 年度別収支率の推移 (大都市部・その他地域)



(注) 国土交通省資料による。

(表1) 収支状況の推移 (民営・公営)

(単位：億円)

年度	民営・公営の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
22	民営	5,519	5,789	△ 271	95.3	67 (62)	161 (158)	228 (220)
	公営	1,624	1,856	△ 232	87.5	1	25	26
	計	7,142	7,645	△ 503	93.4	68 (63)	186 (183)	254 (246)
23	民営	5,553	5,806	△ 253	95.6	69 (62)	165 (164)	234 (226)
	公営	1,593	1,863	△ 270	85.5	2	24	26
	計	7,146	7,669	△ 523	93.2	71 (64)	189 (188)	260 (252)
24	民営	5,599	5,805	△ 206	96.5	72 (65)	160 (157)	232 (222)
	公営	1,538	1,726	△ 188	89.1	2	21	23
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (67)	181 (178)	255 (245)
25	民営	5,623	5,848	△ 225	96.2	72 (65)	161 (160)	233 (225)
	公営	1,527	1,660	△ 133	92.0	2	20	22
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)
26	民営	5,604	5,835	△ 231	96.0	70 (63)	162 (161)	232 (224)
	公営	1,515	1,640	△ 124	92.4	3	17	20
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. ( ) 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 収支状況の推移 (大都市部及びその他地域)

(単位：億円)

年度	地域の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
22	大都市部	4,329	4,435	△ 107	97.6	48 (43)	35 (32)	83 (75)
	その他地域	2,814	3,210	△ 396	87.7	20	151	171
	計	7,142	7,645	△ 503	93.4	68 (63)	186 (183)	254 (246)
23	大都市部	4,346	4,462	△ 117	97.4	51 (44)	32 (31)	83 (75)
	その他地域	2,800	3,207	△ 406	87.3	20	157	177
	計	7,146	7,669	△ 523	93.2	71 (64)	189 (188)	260 (252)
24	大都市部	4,343	4,365	△ 23	99.5	52 (45)	31 (28)	83 (73)
	その他地域	2,794	3,165	△ 371	88.3	22	150	172
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (67)	181 (178)	255 (245)
25	大都市部	4,365	4,327	38	100.9	52 (45)	27 (26)	79 (71)
	その他地域	2,785	3,181	△ 396	87.6	22	154	176
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)
26	大都市部	4,389	4,331	58	101.3	55 (48)	27 (26)	82 (74)
	その他地域	2,730	3,144	△ 414	86.8	18	152	170
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. ( ) 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

3. 大都市部 (三大都市圏) とは、千葉、武相 (東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜 (東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海 (愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神 (大阪府、京都府 (京都市を含む大阪府に隣接する地域) 及び兵庫県 (神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)) ブロックの集計値。

(注) 国土交通省資料による。

(表3) 人件費及び諸経費の原価に占める割合の推移

(単位：%)

年度	費目	原 価 に 占 め る 割 合			原 価 に 占 め る 割 合		
		民 営	公 営	計 (平均)	大都市部	その他地域	計 (平均)
22	人件費	56.9	57.7	57.1	56.5	57.9	57.1
	燃料油脂費	9.1	6.0	8.3	6.9	10.3	8.3
	その他諸経費	34.0	36.4	34.6	36.6	31.7	34.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23	人件費	56.7	57.0	56.7	56.4	57.2	56.7
	燃料油脂費	10.0	6.7	9.2	7.6	11.4	9.2
	その他諸経費	33.3	36.3	34.1	35.9	31.5	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24	人件費	56.6	55.0	56.3	55.9	56.8	56.3
	燃料油脂費	10.1	6.8	9.4	7.8	11.5	9.4
	その他諸経費	33.2	38.2	34.4	36.3	31.7	34.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25	人件費	56.5	54.3	56.0	55.9	56.3	56.0
	燃料油脂費	10.9	7.6	10.1	8.5	12.3	10.1
	その他諸経費	32.6	38.1	33.8	35.6	31.4	33.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
26	人件費	57.0	54.0	56.4	56.2	56.5	56.4
	燃料油脂費	10.3	7.5	9.7	8.3	11.6	9.7
	その他諸経費	32.7	38.6	34.0	35.5	31.9	33.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表4) 実車走行キロ当たり収入・原価の推移

○民営・公営

(単位：円・銭)

項 目	年 度	22年度			23年度			24年度			25年度			26年度		
		民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)
収 入 原 価		370.22	595.81	405.09	373.21	589.11	406.40	337.52	595.33	409.83	381.31	605.53	414.52	384.19	615.70	417.62
		388.37	681.06	433.61	390.20	689.01	436.14	391.41	668.04	432.45	397.10	658.14	435.26	400.06	666.15	438.48
内 訳	人 件 費	220.97	392.83	247.53	221.05	392.87	247.46	221.68	367.36	243.29	224.41	357.60	243.88	228.11	359.53	247.09
	燃 料 油 脂 費	35.40	40.55	36.19	39.05	45.86	40.09	39.62	45.35	40.47	43.11	50.06	44.13	41.19	49.64	42.41
	そ の 他 諸 経 費	132.00	247.68	149.89	130.10	250.28	148.59	130.11	255.33	148.69	129.58	250.48	147.25	130.76	256.98	148.98

○大都市部・その他地域

(単位：円・銭)

項 目	年 度	22年度			23年度			24年度			25年度			26年度		
		大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)
収 入 原 価		548.73	288.79	405.09	550.08	289.19	406.40	552.76	292.33	409.83	560.70	289.29	414.52	562.39	295.38	417.62
		562.24	329.47	433.61	564.85	231.14	436.14	555.62	331.20	432.45	555.83	330.37	435.26	554.94	340.14	438.48
内 訳	人 件 費	317.54	190.85	247.53	318.78	189.29	247.46	310.50	188.03	243.29	310.48	188.96	243.28	312.01	192.27	247.09
	燃 料 油 脂 費	38.81	34.07	36.19	43.05	37.69	40.09	43.28	38.15	40.47	47.39	34.87	40.47	45.85	39.50	42.41
	そ の 他 諸 経 費	205.89	104.55	149.89	203.02	104.16	148.59	201.84	105.02	148.69	197.96	106.54	151.51	197.08	108.37	148.98

(表5) ブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック別	収支別	事業者数			収入	支出	損益	経常収支率 (%)
		黒字	赤字	計				
北北海道	民営	0	10	10	6,951	9,047	△ 2,096	76.8
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	10	10	6,951	9,047	△ 2,096	76.8
南北海道	民営	1	4	5	29,820	31,899	△ 2,079	93.5
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	4	5	29,820	31,899	△ 2,079	93.5
東北	民営	0	11	11	15,220	19,305	△ 4,085	78.8
	公営	0	2	2	9,113	12,735	△ 3,622	71.6
	計	0	13	13	24,333	32,041	△ 7,707	75.9
羽越	民営	0	11	11	10,890	14,078	△ 3,189	77.4
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	11	11	10,890	14,078	△ 3,189	77.4
長野	民営	0	4	4	3,925	4,510	△ 584	87.0
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	4	4	3,925	4,510	△ 584	87.0
北関東	民営	2	7	9	12,349	13,494	△ 1,145	91.5
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	7	9	12,349	13,494	△ 1,145	91.5
千葉	民営	(16) 17	(2) 2	(18) 19	32,339	29,576	2,763	109.3
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	(16) 17	(2) 2	(18) 19	32,339	29,576	2,763	109.3
武蔵・相模	民営	(13) 16	(3) 4	(16) 20	108,110	106,174	1,936	101.8
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	(13) 16	(3) 4	(16) 20	108,110	106,174	1,936	101.8
京浜	民営	(12) 15	(0) 0	(12) 15	95,181	86,357	8,824	110.2
	公営	1	2	3	63,960	66,149	△ 2,189	96.7
	計	(13) 16	(2) 2	(15) 18	159,141	152,506	6,635	104.4
山梨・静岡	民営	2	12	14	19,124	20,704	△ 1,580	92.4
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	12	14	19,124	20,704	△ 1,580	92.4
東海	民営	0	8	8	22,689	25,670	△ 2,981	88.4
	公営	0	1	1	19,348	22,015	△ 2,667	87.9
	計	0	9	9	42,037	47,685	△ 5,648	88.2
北陸	民営	2	6	8	9,486	10,310	△ 824	92.0
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	6	8	9,486	10,310	△ 824	92.0
北近畿	民営	3	10	13	16,764	18,961	△ 2,196	88.4
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	3	10	13	16,764	18,961	△ 2,196	88.4
南近畿	民営	1	4	5	10,574	11,796	△ 1,222	89.6
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	4	5	10,574	11,796	△ 1,222	89.6
京阪神	民営	4	6	10	47,962	47,617	345	100.7
	公営	2	4	6	49,320	49,540	△ 220	99.6
	計	6	10	16	97,282	97,158	125	100.1
山陰	民営	0	4	4	2,472	3,816	△ 1,344	64.8
	公営	0	1	1	550	829	△ 279	66.3
	計	0	5	5	3,022	4,645	△ 1,623	65.1
山陽	民営	5	16	21	30,643	34,704	△ 4,061	88.3
	公営	0	1	1	551	900	△ 349	61.3
	計	5	17	22	31,194	35,604	△ 4,410	87.6
四国	民営	0	11	11	6,052	8,647	△ 2,594	70.0
	公営	0	1	1	552	821	△ 269	67.2
	計	0	12	12	6,604	9,467	△ 2,863	69.8
北九州	民営	2	18	20	57,568	59,475	△ 1,907	96.8
	公営	0	4	4	5,930	7,822	△ 1,892	75.8
	計	2	22	24	63,498	67,297	△ 3,799	94.4
南九州	民営	0	10	10	15,907	20,721	△ 4,814	76.8
	公営	0	1	1	2,211	3,141	△ 930	70.4
	計	0	11	11	18,118	23,862	△ 5,744	75.9
沖縄	民営	0	4	4	6,373	6,683	△ 310	95.4
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	4	4	6,373	6,683	△ 310	95.4
全国	民営	(63) 70	(161) 162	(224) 232	560,399	583,543	△ 23,144	96.0
	公営	3	17	20	151,535	163,952	△ 12,417	92.4
	計	(66) 73	(178) 179	(244) 252	711,934	747,495	△ 35,561	95.2

(注) ( ) 内の数は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表6) ブロック別実車走行キロ当たりの収入・原価

(単位：円・銭)

科目 ブロック別	民営公 営公 の 別	収 入			運 送 原 価						
		営業収入	営業外収入	合計	人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	利 子	諸 経 費	合 計
北 北 海 道	民 営	218.28	4.64	222.91	177.09	39.61	18.19	10.80	3.15	41.30	290.14
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南 北 海 道	民 営	338.37	1.06	339.44	194.12	44.66	26.75	20.93	0.73	75.91	363.10
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 北	民 営	243.58	4.06	247.65	178.87	42.17	32.18	10.22	2.02	48.65	314.11
	公 営 平均	489.53	6.95	496.47	342.83	56.98	46.47	30.91	0.78	215.86	693.83
羽 越	民 営	246.42	1.56	247.98	174.39	40.75	27.31	14.08	6.91	57.15	320.59
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長 野	民 営	360.82	1.98	362.80	246.02	46.53	39.15	18.05	2.16	64.91	416.82
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北 関 東	民 営	260.71	1.24	261.94	179.31	33.93	20.21	10.20	1.28	41.29	286.22
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千 葉	民 営	479.68	4.69	484.37	275.48	44.17	20.28	25.85	0.60	76.60	442.98
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
武蔵・相模	民 営	513.76	2.28	516.04	292.43	43.93	21.27	28.45	1.06	119.66	506.80
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京 浜	民 営	680.13	3.70	683.83	369.14	46.63	19.60	29.38	0.99	154.69	620.43
	公 営 平均	766.82	12.98	779.80	516.00	50.22	19.94	29.57	3.43	187.33	806.49
山梨・静岡	民 営	329.66	2.36	332.02	207.04	39.07	23.89	15.74	1.02	72.70	359.46
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 海	民 営	315.12	1.70	316.81	164.55	38.37	23.45	25.20	0.54	106.33	358.44
	公 営 平均	542.38	1.64	544.02	332.03	48.96	23.34	19.64	2.19	192.86	619.02
北 陸	民 営	329.25	2.72	331.98	198.42	40.53	30.11	26.22	2.82	62.71	360.81
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北 近 畿	民 営	325.67	5.84	331.51	210.20	41.18	29.06	23.70	1.59	69.21	374.94
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南 近 畿	民 営	383.72	3.16	386.88	282.42	41.36	27.03	21.31	2.60	56.88	431.60
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京 阪 神	民 営	481.91	4.11	486.02	258.69	45.56	32.65	29.23	0.33	116.07	482.53
	公 営 平均	630.05	9.65	639.70	272.69	52.35	29.18	26.97	3.34	258.03	642.56
山 陰	民 営	156.76	2.69	159.46	145.79	32.94	20.68	9.17	0.96	36.62	246.16
	公 営 平均	265.26	60.44	325.71	281.12	40.93	37.81	26.45	0.50	104.21	491.02
山 陽	民 営	297.16	3.90	301.06	204.54	39.89	24.42	20.16	2.43	49.51	340.95
	公 営 平均	192.13	4.98	197.11	232.28	32.64	12.18	6.48	0.02	38.17	321.77
四 国	民 営	202.70	2.78	205.48	178.50	35.39	23.23	11.87	1.64	42.93	293.56
	公 営 平均	370.68	34.35	405.02	449.30	48.27	17.34	21.84	1.43	64.48	602.66
北 九 州	民 営	343.80	2.61	346.41	195.78	36.98	21.50	18.12	1.82	83.68	357.88
	公 営 平均	272.29	6.35	278.65	199.14	40.61	15.84	14.56	0.28	97.10	367.53
南 九 州	民 営	193.17	3.00	196.16	141.20	34.97	22.16	4.43	1.26	51.51	255.53
	公 営 平均	302.99	68.58	371.58	178.79	30.85	17.70	39.59	0.97	259.90	527.80
沖 縄	民 営	194.82	1.75	196.57	116.57	41.04	14.78	8.25	1.60	23.89	206.13
	公 営 平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 国 計	民 営	381.24	2.96	384.19	228.12	41.19	23.79	20.69	1.51	84.76	400.06
	公 営 平均	604.72	10.97	615.70	359.52	49.64	24.91	26.04	2.62	203.42	666.15
		413.50	4.12	417.62	247.09	42.41	23.95	21.46	1.67	101.90	438.48

(注) 国土交通省資料による。

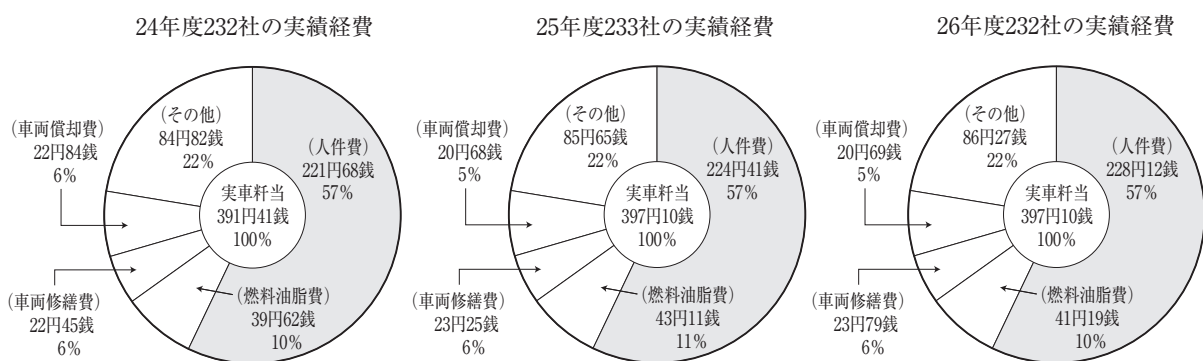


(表7) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率の推移 (民営)

(単位:円・銭)

年度	項目 調査 会社数	人件費	燃料 油脂費	車両 修繕費	車両 償却費	その他	計	対前年 上昇率
	社							%
14	228	253.89 (65.3)	24.90 (6.4)	18.55 (4.8)	16.12 (4.1)	73.35 (18.9)	388.81 (100.0)	△4.6
15	227	239.74 (63.0)	25.03 (6.6)	18.79 (4.9)	17.68 (4.6)	79.00 (20.8)	380.24 (100.0)	△2.2
16	225	228.02 (60.7)	27.30 (7.3)	19.43 (5.2)	19.02 (5.0)	82.09 (21.8)	375.86 (100.0)	△1.2
17	226	219.44 (58.6)	32.12 (8.6)	19.27 (5.1)	20.37 (5.4)	83.42 (22.3)	374.62 (100.0)	△0.3
18	227	223.68 (58.2)	35.00 (9.1)	19.67 (5.1)	22.14 (5.8)	83.80 (21.8)	384.29 (100.0)	2.2
19	228	220.37 (56.5)	37.74 (9.7)	20.14 (5.2)	25.76 (6.6)	85.68 (22.0)	389.69 (100.0)	1.4
20	227	219.80 (55.4)	41.04 (10.3)	20.88 (5.3)	27.44 (6.9)	87.90 (22.1)	397.06 (100.0)	1.9
21	228	220.77 (57.1)	31.10 (8.0)	20.96 (5.4)	27.38 (7.1)	86.47 (22.4)	386.68 (100.0)	△2.6
22	228	220.97 (56.9)	35.40 (9.1)	21.10 (5.4)	26.90 (6.9)	84.00 (21.6)	388.37 (100.0)	0.4
23	234	221.05 (56.7)	39.05 (10.0)	24.48 (6.3)	24.48 (6.3)	84.25 (21.6)	390.20 (100.0)	1.0
24	232	221.68 (56.6)	39.62 (10.1)	22.45 (5.7)	22.84 (5.8)	84.82 (21.7)	391.41 (100.0)	0.3
25	233	224.41 (56.5)	43.11 (10.9)	23.25 (5.8)	20.68 (5.2)	85.65 (21.6)	397.10 (100.0)	1.5
26	232	228.12 (57.0)	41.19 (10.3)	23.79 (5.9)	20.69 (5.2)	86.27 (21.6)	400.06 (100.0)	0.7

(図3) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率 (民営)



(注) 国土交通省資料による。

## 2. 都市交通

### (1) 概要

乗合バスの輸送人員は、ガソリン価格高騰の影響もあり、大都市圏においては増加しているが、地方都市は自家用車への依存により長期的には減少傾向にある。今後とも、都市における乗合バスは地球温暖化防止等の環境問題、超高齢化社会の対応のため、公共交通機関として社会的に期待されるもの大きいと思われる。反面、交通渋滞により定時性の確保が図られず利用者からの信頼を失っており、走行環境を改善し、都市機能を改善させることが喫緊の課題である。

このことは、マイカー利用からバスへ利用を転嫁することにより、二酸化炭素排出量削減のための環境改善、事故発生可能性を低下させる交通安全、交通空間の有効利用の面からも重要であり、バスの快適性の向上、運行頻度の増加等サービス改善に資するものである。

また、これとあわせてバス事業者においても利用者サービスの充実に努め、公共輸送機関に誘導することが求められる。

このため、バスの輸送サービスの具体的な改善措置は、①バスの走りやすい交通環境づくりの措置として、バス専用レーンの設置、バス優先信号の導入、②利用者に高度なサービス提供をするための措置として、ICカードシステムの導入、利用者にバスの接近情報を知らせるバスロケーションシステムの導入、停留所の改善、ノンステップバスの導入、運行管理等を含めたバス路線総合管理システムの導入、バスターミナルの整備、③都市構造、需要構造の変化に対応した輸送力の確保対策として、BRTの導入、乗継システムの導入、バス路線の再編、地域のニーズに対応した系統の設定・車両の導入、デマンドバス、④違法駐車取り締まりの強化、⑤誰にでもわかりやすい情報を提供するバスマップの作成・配布、ホームページ等による利用案内等がある。

こうした施策を講ずることにより、バス交通の活性化に結びつき、マイカー利用者を公共交通機関に移転させ、都市部の交通総量抑制につながり、環境政策の観点からも有効である。

### (2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）（国土交通省）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。

このような観点から、国土交通省では、先進安全自動車（ASV）の導入、デジタル式運行記録計等の導入、社内安全教育の実施、過労運転防止のための先進的な取り組み等を重点的に支援をしている。

# 自動車運送事業の安全総合対策事業（平成28年度予算額1,004百万円）

○事業用自動車総合安全プラン2009の目標達成に向け、運転者の健康状態に起因する事故対策等を強化すべく、先進安全自動車(ASV)の導入を支援するとともに、過労運転防止に資する機器等の普及を促進する。

## 政府目標

○平成27年までに交通事故死者数を、3,000人以下  
（平成23年3月 第9次交通安全基本計画）

【事業用自動車の事故削減目標】（事業用自動車総合安全プラン2009）  
＜平成20年＞ ＜平成25年＞ ＜平成30年＞（目標）

事故件数 56,305件 → 42,425件 → (30,000件)  
死亡者数 517人 → 434人 → (250人)



北陸自動車道バス事故（平成26年3月）

### 1. 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、横滑り防止装置等のASV装置の導入に対し支援



### 2. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

疲労状態を測定する機器及びヘルスケア機器等の導入に対し支援



### 3. デジタル式運行記録計等の導入に対する支援

デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの導入に対し支援



### 4. 社内安全教育の実施に対する支援

外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援



（注）国土交通省資料による。

(3) PTPS、バス専用通行帯、バス優先通行帯等

平成25年度末現在

管 区	区分 都道府県	交通管制	バス優先対策		
		PTPS	バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	10.3	55.8	37.9	0.0
東 北	青森県	0.0	15.1	21.1	0.0
	岩手県	6.7	4.8	1.4	31.0
	宮城県	2.6	10.6	21.0	3.1
	秋田県	0.0	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	0.0	1.3	0.0
	福島県	5.5	1.3	45.0	9.5
	警視庁	62.0	163.6	103.1	7.1
関 東	茨城県	0.0	17.7	0.0	41.2
	栃木県	4.2	1.3	17.5	0.0
	群馬県	5.0	0.7	19.6	0.0
	埼玉県	133.8	0.0	8.0	0.0
	千葉県	18.3	0.1	22.4	0.0
	神奈川県	96.9	26.4	97.1	9.5
	新潟県	20.2	29.2	7.3	2.6
	山梨県	6.5	2.2	0.0	0.2
	長野県	2.9	5.8	5.3	4.3
	静岡県	10.4	9.4	15.4	0.4
中 部	富山県	0.0	1.8	16.0	28.9
	石川県	14.2	18.0	0.0	0.4
	福井県	15.0	3.2	12.7	0.0
	岐阜県	4.5	0.0	10.0	0.0
	愛知県	15.8	70.3	32.3	3.5
	三重県	3.4	0.0	8.7	3.5
近 畿	滋賀県	8.7	0.0	0.0	0.1
	京都府	16.1	46.8	0.0	1.7
	大阪府	26.8	75.2	22.1	10.8
	兵庫県	136.8	19.6	98.4	4.3
	奈良県	15.5	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	20.0	0.0	4.5	0.2
中 国	鳥取県	3.1	0.2	8.1	0.3
	島根県	1.6	0.0	0.7	18.7
	岡山県	37.4	3.3	15.3	2.6
	広島県	15.5	55.1	48.4	6.7
	山口県	14.5	1.9	86.3	1.2
四 国	徳島県	5.3	0.7	13.1	0.1
	香川県	4.8	0.0	5.6	0.4
	愛媛県	5.7	0.0	19.1	0.0
	高知県	6.5	1.6	0.0	0.0
九 州	福岡県	19.8	71.6	21.8	0.9
	佐賀県	0.0	0.0	2.1	0.0
	長崎県	5.7	11.4	0.0	0.2
	熊本県	19.3	8.9	0.0	0.2
	大分県	19.7	23.9	1.8	0.1
	宮崎県	0.0	3.4	1.7	0.2
	鹿児島県	7.0	12.9	12.2	0.3
	沖縄県	10.6	19.8	0.0	5.5
	合 計	838.6	798.1	878.2	247.9

出典：警察庁

(表1) 地方バス路線維持費国庫補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金) 交付実績の推移

(単位:千円)

項目		年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	
維持生活費交通補助金	運行費	金額											2,811,065	6,500,200	
		事業者数												175	204
		系統数												1,595	1,843
補助路線	車購入費	金額											1,668,580	818,237	
		事業者数												73	95
		車両数												235	203
補助特別指定制定生活金費	運行費	金額										57,214	117,775		
		事業者数											11	13	
		車両数											58	95	
補助生活金費	車購入費	金額										60,855	49,801		
		事業者数											9	6	
		車両数											12	10	
安全事業費補助金	運行対策	金額								310,780	296,278	288,622			
		事業者数									32	38	23		
		車両数									71	58	56		
生活路線維持費補助金	第1種生活路線	金額	7,270,992	7,675,072	7,669,952	7,863,782	7,460,267	7,201,138	7,259,649	6,441,706	5,326,861	4,507,674	1,807,511		
		事業者数	153	154	157	154	154	156	150	152	151	140	128		
		系統数	4,422	4,255	4,195	4,255	4,107	4,074	4,041	3,775	3,477	3,190	2,352		
	第2種生活路線	金額	1,199,592	871,317	763,153	862,509	877,468	936,873	879,756	523,097	670,567	1,244,738			
		事業者数	75	65	61	61	61	63	67	38	50	71			
		車両数	282	205	194	191	205	213	207	122	145	201			
	第3種生活路線	金額	656,561	703,386	604,414	541,431	586,087	608,711	698,886	730,513	997,900	930,514	507,630	7,318,437	
		事業者数	78	78	69	71	70	73	78	87	96	87	86	86	
		系統数	568	653	634	523	540	645	691	824	1,226	1,152	1,114	1,114	
廃止路線等代替補助金	車購入費	金額	150,942	141,269	129,669	153,505									
		市町村数	73	68	62	69									
		車両数	103	97	87	103									
	初年度開設費	金額	14,669	8,427	3,385	11,101									
		市町村数	26	18	9	22									
	運行費	金額	1,189,507	1,305,014	1,422,212	1,566,120									
市町村数		414	432	440	452										
合計			10,482,263	10,704,485	10,592,785	10,998,448	8,923,822	8,746,722	8,838,291	8,006,096	7,291,606	7,089,617	6,962,002	6,962,002	

項目		年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
維持生活費交通補助金	運行費	金額	6,659,166	6,399,684	6,459,550	6,672,235	6,575,841	6,796,189	6,326,243	6,304,551	7,150,099	7,225,923	8,054,936	8,031,901	
		事業者数	206	219	217	217	213	208	202	202	202	248	224	226	229
		系統数	1,860	1,895	1,799	1,725	1,645	1,611	1,576	1,526	1,526	1,638	1,711	1,709	1,681
補助路線	車購入費	金額	629,517	779,720	689,787	746,781	1,095,511	1,125,637	1,376,903	36,927	325,944	550,956	832,382	904,049	
		事業者数	97	80	71	71	84	83	95	29	55	75	88	94	
		車両数	193	131	139	128	161	160	198	66	191	317	483	618	
補助特別指定制定生活金費	運行費	金額	12,133	46,174	52,972	11,873									
		事業者数	5	10	10	7									
		系統数	5	24	24	20									
補助生活金費	車購入費	金額		38,694											
		事業者数		5											
		車両数		14											
生活交通補助金	運行費	金額					2,242								
		事業者数					2								
		系統数					2								
補助生活金費	車購入費	金額					7,906								
		事業者数					2								
		車両数					2								
路線合理化促進費	金額	事業者数						81,616	204,823	93,943	128,920				
		事業者数						56	95	66	97				
		系統数						392	748	486	667				
合計			7,300,816	7,264,272	7,202,309	7,430,889	7,681,500	8,003,442	7,907,969	6,435,421	7,604,963	7,776,879	8,887,318	8,935,950	

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 平成27年度地方バス路線維持費申請状況 (都道府県・市町村補助)

単位:千円

局別	都道府県	都道府県補助									市町村補助									合計		対前年増減額	
		生活交通路線維持費			車両購入費			運行委託費			生活交通路線維持費			車両購入費			運行委託費						
		事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	金額		金額
北海道東北	北海道	29	192	1,038,519	2	7	7,984	0	0	0	34	477	1,606,637	1	2	4,226	8	26	157,607	42	2,814,973	422,444	
	青森	3	40	161,611	2	5	29,245	1	2	9,150	10	522	1,120,574	1	10	177,120	3	40	95,552	15	1,584,102	△ 148,419	
	岩手	5	78	317,043	2	8	37,646	0	0	0	6	108	380,717	0	0	0	7	60	171,589	14	906,995	255,258	
	宮城	3	19	135,975	1	4	30,000	0	0	0	4	141	1,360,749	1	2	1,836	4	88	446,784	7	1,975,344	344,365	
	秋田	5	82	216,626	0	0	0	0	0	0	5	119	628,195	0	0	0	4	36	165,515	8	1,010,336	207,237	
	山形	2	3	22,193	1	3	4,394	0	0	0	3	74	337,961	0	0	0	3	13	115,423	5	479,971	9,642	
	福島	5	57	395,142	2	8	57,000	1	9	34,705	5	192	823,972	0	0	0	5	115	344,960	12	1,621,074	447,917	
	計	23	279	1,248,590	8	28	158,285	2	11	43,855	33	1,156	4,652,168	2	12	178,956	26	352	1,339,823	61	7,577,822	1,116,000	
	北陸信越	新潟	14	192	420,624	0	0	0	0	0	0	20	584	1,647,062	1	1	14,085	5	26	114,917	24	2,196,688	235,655
富山		4	39	103,326	2	14	22,273	0	0	0	3	37	183,372	0	0	0	2	27	234,253	6	543,224	434,149	
石川		7	103	63,893	1	73,945	5,000	0	0	0	7	136	133,554	2	8	8,944	1	4	50,600	11	261,991	61,696	
長野		4	25	54,936	2	12	15,292	0	0	0	11	162	688,407	3	4	9,943	9	111	329,886	17	1,098,464	137,747	
計		29	359	642,779	5	73,971	42,565	0	0	0	41	919	2,652,395	6	13	32,972	17	168	729,656	58	4,100,367	869,247	
関東		茨城	5	31	129,104	1	13	8,033	1	2	19,321	8	68	240,385	1	13	8,033	7	143	718,595	14	1,104,150	622,363
	栃木	6	55	86,434	1	9	21,850	0	0	0	6	69	455,608	0	0	0	9	38	326,534	15	890,426	191,333	
	群馬	6	21	67,041	0	0	0	1	27	9,748	16	116	737,556	3	4	26,207	10	185	637,298	25	1,468,102	1,183,946	
	埼玉	2	2	4,000	4	27	7,310	0	0	0	8	48	258,886	4	27	11,200	7	220	934,189	14	1,215,585	△ 538,272	
	千葉	3	9	21,827	4	34	15,709	1	13	12,000	9	34	139,026	2	6	2,542	3	28	106,954	18	286,058	△ 560,977	
	東京	1	2	2,353	0	0	0	0	0	0	6	58	694,182	1	1	10,000	3	21	413,168	8	1,119,703	△ 614,011	
	神奈川	2	3	17,062	1	1	1,300	0	0	0	10	125	1,527,337	2	2	4,042	6	49	481,250	15	2,030,991	53,303	
	山梨	5	28	81,337	1	5	6,725	0	0	0	6	187	251,702	0	0	0	5	70	170,872	10	510,636	△ 114,006	
	計	30	151	409,158	12	89	60,927	3	42	41,069	69	705	4,304,682	13	53	62,024	50	754	3,788,860	119	8,625,651	223,679	
	中部	福井	6	33	137,070	3	24	36,518	0	0	0	6	80	474,078	0	0	0	7	88	298,907	13	946,573	220,902
		岐阜	13	269	376,623	8	29	43,649	0	0	0	9	169	747,952	1	1	7,500	9	250	983,847	22	2,159,571	335,728
		静岡	9	143	609,947	6	15	21,245	2	7	18,336	15	244	822,779	1	2	7,273	8	118	767,654	19	2,228,898	408,183
		愛知	5	20	104,220	2	27	25,350	0	0	0	10	144	766,324	0	0	0	5	199	1,802,148	12	2,698,042	185,183
三重		0	0	0	0	0	0	1	60	215,533	1	7	23,911	0	0	0	2	411	1,668,553	3	2,692,464	18,250	
計		33	465	1,227,860	19	95	126,762	3	67	233,869	41	644	2,835,044	2	3	14,773	31	1,066	5,521,109	69	9,725,548	1,168,246	
近畿	滋賀	3	9	33,177	0	0	0	1	148	41,656	9	211	827,792	5	10	71,243	2	170	394,944	10	1,327,156	76,344	
	京都	5	29	130,206	4	31	36,707	0	0	0	5	61	303,432	0	0	0	4	33	131,479	9	601,824	△ 62,664	
	大阪	1	1	9,584	1	2	3,680	0	0	0	10	141	894,458	1	1	400	6	50	361,167	12	1,269,289	360,300	
	奈良	2	24	174,971	2	11	46,898	1	11	100,050	2	71	248,653	1	2	10,000	1	74	210,081	2	690,603	185,004	
	和歌山	4	10	42,794	1	3	3,298	0	0	0	8	50	208,657	1	1	2,315	3	29	118,755	10	375,819	209,157	
	兵庫	10	114	451,776	1	18	14,558	0	0	0	12	294	1,392,007	1	15	6,044	1	59	83,185	14	1,947,570	341,243	
	計	25	187	842,508	9	65	105,141	2	159	141,706	46	828	3,874,999	9	29	90,002	17	415	1,299,611	57	6,212,261	1,109,384	
	中国	鳥取	3	44	141,847	2	53	73,722	0	0	0	3	182	551,982	0	0	0	0	0	0	4	767,551	114,914
島根		4	71	79,499	2	27	38,181	1	12	13,092	5	12	80,612	0	0	0	5	15	130,414	11	328,706	△ 248,637	
岡山		9	53	120,047	1	4	6,933	0	0	0	10	114	428,672	1	1	8,477	2	22	33,924	12	598,053	108,141	
広島		19	125	291,829	5	67	78,980	1	1	240	30	423	1,442,491	2	2	3,303	25	130	427,912	50	2,244,515	403,933	
山口		5	56	156,662	2	26	31,750	0	0	0	12	590	1,857,365	0	0	0	2	29	152,823	13	2,198,600	590,124	
計		40	349	789,884	12	177	229,566	2	13	13,332	60	1,321	4,361,122	3	3	11,780	34	196	745,073	90	6,137,425	968,475	
四国		徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	35	97,898	0	0	0	0	0	0	4	97,898	△ 46,297
	香川	6	24	89,696	5	18	54,620	0	0	0	4	31	241,994	1	1	2,878	2	9	57,136	9	446,324	224,610	
	愛媛	7	69	335,974	4	26	29,353	0	0	0	7	175	556,192	2	12	18,000	0	0	0	8	939,519	704,833	
	高知	5	16	22,545	0	0	0	0	0	0	6	90	117,912	1	1	7,907	0	0	0	6	148,364	35,013	
	計	18	109	448,215	9	44	83,973	0	0	0	21	331	1,013,996	4	14	28,785	2	9	57,136	27	1,632,105	918,159	
九州	福岡	7	31	109,155	1	5	6,832	0	0	0	15	167	943,816	3	90	52,446	1	18	143,755	18	1,256,004	276,976	
	佐賀	5	38	53,298	2	9	12,354	0	0	0	10	181	550,277	2	9	73,175	1	4	4,893	11	693,997	332,571	
	長崎	12	76	183,122	3	21	44,894	0	0	0	15	312	804,038	1	1	5,021	2	8	20,945	17	1,058,020	190,676	
	熊本	4	32	62,856	0	0	0	0	0	0	6	375	1,846,600	1	8	1,477	1	24	52,825	6	1,963,758	538,748	
	大分	4	13	79,429	2	3	11,432	0	0	0	12	167	283,117	0	0	0	5	64	144,595	13	518,573	15,062	
	宮崎	2	41	156,494	1	28	41,942	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	24	109,253	6	307,689	△ 24,417	
	鹿児島	8	135	401,473	1	2	3,564	0	0	0	9	99	266,718	2	3	8,000	6	373	787,125	12	1,466,880	599,951	
	計	42	366	1,045,827	10	68	121,018	0	0	0	67	1,301	4,694,566	9	111	140,119	20	515	1,263,391	83	7,264,921	1,929,567	
沖縄	沖縄	3	16	61,006	0	0	0	0	0	0	3	21	130,935	0	0	0	0	0	0	4	191,941	70,923	
合計		272	2,473	7,754,346	86	74,544	936,221	12	292	473,831	415	7,703	30,126,544	49	240	563,637	205	3,501	14,902,266	610	54,283,014	8,796,124	

(注) 旧80条関係は非集計

日本バス協会調べ：平成27年2月9日現在

※対前年増減は、単独補助における平成27年度申請予定(見込)額と平成26年度実績の差。

※本データは国庫協調分を含む。



### 3. 地方交通

#### (1) 地方交通の状況

① 乗合バス事業者は、全国的に厳しい状況が続いている中、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たすべく経営努力をしている。

特に地方部においては、バスは主として高齢者や学生に利用されており、バス利用者は絶対数が少ない上に、自家用車の普及や人口の減少、少子高齢化の影響を受け、減少傾向が続いている。最近の状況としては、輸送人員の減少幅が依然として大きく、経営に与える影響が深刻化しており、そのため経営破綻したり、大規模な路線廃止がおこなわれている地域もある。

また、多くの事業者があらゆる合理化努力を行っているにもかかわらず、バリアフリー対策や環境対策等への対応によるコストアップにより、極めて厳しい経営状況に陥っており、公的支援なくして路線網を維持することが困難な状況になっている。

そのため生活交通路線を維持するためには、各地域のバス事業者と地方公共団体、更には地域住民や商店街等が十分な連携と適切な役割分担の下に、地域ニーズを十分に把握しながら、全体として効率的かつ充実した輸送サービスの確保を図っていくことが必要である。

② 長期的な方向性を踏まえた交通に関する施策

バス業界が強く求めてきた交通政策基本法が平成25年11月に成立し、12月4日公布、施行になった。同法に基づく「交通政策基本計画」については、平成27年2月に閣議決定され、「我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策」について下記の通り定められた。

ア. 計画期間（平成26年度～平成32年度）

イ. 基本計画の構成

・交通に関する施策の基本的方針

現在の社会的経済的課題に対応した交通関係施策を、以下の3つの基本的方針の下で推進。

A. 豊かな国民生活に質する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

・交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき目標及びその趣旨を記載するとともに、目標に向けた達成状況を評価するための数値を設定。

・交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

目標の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策として、これまでの取組みを更に推進して行くものに加え、取組み内容を今後新たに検討するものについても、積極的に記述。

③ まちづくりや観光振興など地域戦略である地域公共交通網形成計画の制定

交通政策基本計画で示された地域公共交通に関する取組を具体的に推進するための枠組みとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域公共交通法」）の一部改正法が、平成26年5月に成立し、同年11月に施行された。

地域公共交通法は、市町村が自らの地域の交通体系について検討し、その活性化・再生のための地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」）を策定する仕組みを構築するため平成19年に制定され、平成25年度末までに全国で500以上の連携計画の策定がなされた。

一方で、連携計画については、まちづくりや観光振興など地域戦略との一体性が不十分であることや、総合的な交通ネットワークの計画づくりではなく廃止路線等への個別・局所的な対応にとどまりがちなど、いくつかの課題も顕在化したことから、平成26年の地域公共交通法の改正で、

ア. 地方公共団体が協議会を組織し、公共交通事業者その他の関係者との連携の下で地域公共交通網形成計画を策定する

イ. 地域公共交通ネットワークの再編を具体的に進める実施計画を、地方公共団体が公共交通事業者等の同意を得て策定する



など、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知恵を出し合い、その合意の下に、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを実現する枠組みが創設された。

特に、まちづくりとの連携に関しては、他の立地適正化計画の策定と連携することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現であり、地域公共交通網形成計画に基づく実施に向けた「地域公共交通再編実施計画」が策定され、国の認定を受けた。

※地域公共交通網形成計画 = 144団体が作成及び具体的検討（平成27年8月国土交通省調査）

※地域公共交通再編実施計画 = 岐阜市、飛騨市、上尾市（埼玉県）が国に認定（平成28年2月現在）

## (2) 日本バス協会の取組み

バス事業はこれまで以上に地方自治体との連携を深め、地域交通の実情等について十分な理解を得て、バス路線の維持、効率的な運営等を進める必要があることから、地方公共団体との連携をどう効果的に進めるかについて、地方交通委員会の下にワーキング委員会を設置し検討を進めてきた。

平成27年4月に開催されたワーキング委員会では、「地方公共団体とバス事業者の連携について」を議題とし、会員事業者の連携事例報告をまとめ各地域の取組みを共有した。また、総務省からの「特別交付税交付額」の推移や日本バス協会が実施した「都道府県・市町村の単独補助」の年度別実態を報告し、地域街づくりと移動しやすい公共交通を求め、自治体とバス事業者の協働を一層図る事とした。

## (3) 地域公共交通確保維持改善事業

平成28年度予算額 229億円（対前年度比0.79）

※ H27補正を含め 278億円（対前年度比0.96）

改正地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援するもの。

### ① 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

存続が危機に瀕している陸上交通の生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取り組みを一体的かつ継続的に支援するもの。支援に当たっては、地域特性や実情に応じた地域に最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活交通等について一体的に支援する。

### ② 地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化、利用環境の改善等を図るものであり、自動車交通関係ではノンステップバス、福祉タクシーの導入、バスターミナルのバリアフリー化、BRT（接続バス等を利用した快速高速バスシステム）、ICカードの導入等を支援するもの。本事業も個別モードの支援から公共交通のバリアフリー化を一体的に支援するため、協議会での検討を要件としている。

## 地域の公共交通ネットワークの再構築

予算額22,923百万円の内数

地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援する。

### <内 容>

#### 1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- ・過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- ・バス車両の更新等
- ・離島航路・航空路の運航

#### 2. 快適で安全な公共交通の構築

- ・鉄道駅におけるホームドアの整備、ノンステップバスの導入等
- ・LRT・BRT（※）の整備  
（※）LRT（Light Rail Transit）：低床式路面電車による幹線的な交通システム  
BRT（Bus Rapid Transit）：連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

#### 3. 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

#### 4. 地域公共交通ネットワーク再編の促進

国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく以下の事業について、まちづくり支援とも連携し、重点的に支援

- ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- ・LRT・BRTの高度化
- ・地域鉄道の上下分離等

#### 【関連事項】 財政投融资による支援制度

財政投融资の活用を図ることで、支援策を多様化し、地域の実情に即した地域公共交通ネットワークの再構築の取組みを後押しする仕組みの充実を図る。（産業投資12億円）

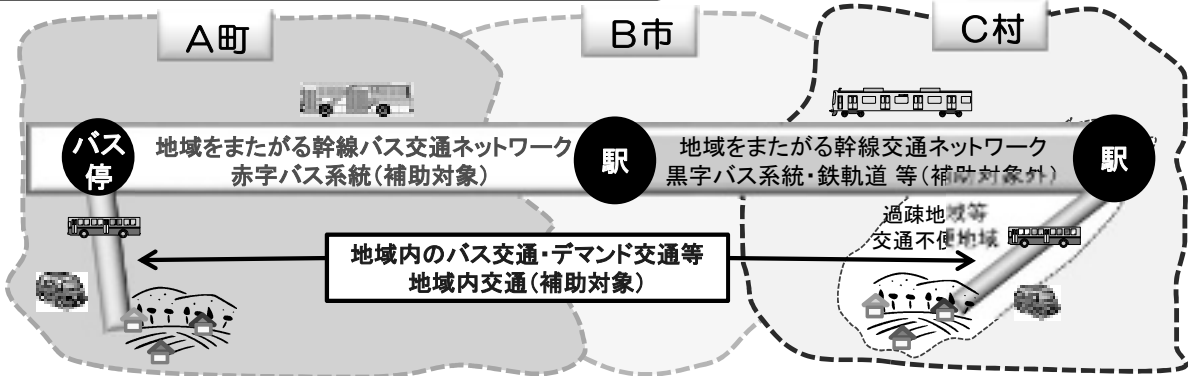
注）上記のほか、東日本大震災からの復興加速に係る経費（復興庁予算1,487百万円）がある。

※駅のエレベーター整備や交通系ICカードの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（観光庁予算80億円の内数）において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道局予算36億円の内数）において、それぞれ引き続き支援。

【参考】「地域公共交通確保維持改善事業」におけるバス交通への支援（現行）

### 地域公共交通確保維持事業(陸上交通)

#### 住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ



#### 幹線バス交通に対する補助の主な要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること。  
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

#### 地域内フィーダーバス交通に対する補助の主な要件

- ・「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」又は「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
- ・幹線アクセス性: 幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること。
- ・サービス充実性: 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

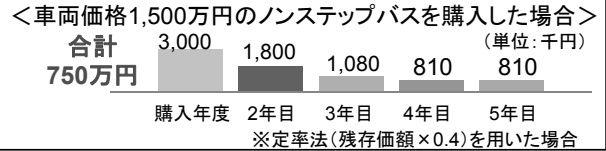
国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

#### バス車両の更新に対する支援

##### 車両減価償却費等補助金

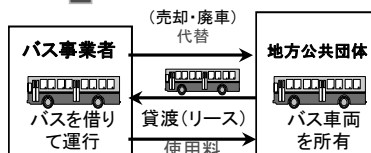
- ・車両購入に係る減価償却費及び金融費用について5年間かけて補助【補助率】1/2

【金融費用】  
購入に係る借入について、その金利を補助(購入価格の2.5%限度)



##### 公有民営方式車両購入費補助金

- ・地方公共団体がバス車両を購入して事業者へ貸与する「公有民営方式」に対して補助  
【補助対象者】地方公共団体  
【補助率】1/2(上限:750万円)  
【補助方式】2年間で均等に分割して交付



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

### 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### バリアフリー化等に対する支援

##### バリアフリー化設備等整備事業

- ・ノンステップバス、リフト付バスの導入  
【補助率】通常車両価格との差額の1/2等(上限140万円)



- ・既存バスターミナルのバリアフリー化(バリアフリー化設備、待合・乗継設備、情報案内設備、HP制作等)  
【補助率】1/3

##### 利用環境改善促進等事業

- ・BRTシステム(連節ノンステップバス及びそれと一体的に整備する停留所施設等)  
【補助率】1/3



- ・ICカードシステム、バスロケーションシステム等  
【補助率】1/3



#### (4) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置

##### ① 日本バス協会の調査結果と特別交付税の増額

日本バス協会では毎年事業者の協力を得て「地方バス路線維持費申請状況」の調査を実施している。この調査は、総務省から都道府県と市町村に交付されている「地方バス路線の運行維持」を目的とした特別交付税が、バス運行に正しく使途されているかを調べるものである。

(申請状況はP25「平成27年度地方バス路線維持費申請状況」を参考。)

総務省の発表によると、地方交通確保の決定額は下記の通り推移をしているが、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業として「生活交通サバイバル戦略」に基づく支援が実施されるなど、公共交通に関する決定額が増加している。

##### 【特別交付税交付額の年度別決定額の推移】

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総務省交付額	466億円	478億円	505億円	538億円	575億円

注1：資料出所＝総務省自治財政局財政課による報道資料

##### ② 特別交付税

総務省では、地方公共団体が地域協議会における結論などに基づき、地域の足の確保やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて路線バスの維持、自治体のバス運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じている。

主なものは下記項目になっている。

- ・ 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援 等）
- ・ 台風・豪雨災害等      ・ 除排雪      ・ 地域医療の確保（公立病院 等）
- ・ 消防、救急      ・ 公営企業の経営基盤強化（上下水道 等）      ・ 原油高騰対策 など

##### ③ 地方バスの運行維持に要する経費措置

乗合バスの運行維持に関する経費は「特別交付税に関する省令」で定められ、地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき地域の足を確保するため、地域の実情に応じて路線バスの維持等に要する経費に対し、8割の特別地方交付税措置がされている。

◆以下の経費を対象として地方財政措置を講じている。

ア. 地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

イ. 地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

国庫補助地方負担分 (路線維持費・車両購入費)	負担額の8割
地方単独補助 うち車両購入補助	負担額の8割 負担額の8割

## 4. 乗合バスの運賃について

### (1) 上限運賃変更

実施日 平成27年10月1日

申請日	事業者名 (都道府県)	現 行	申 請	上限値上率 (実施値上率)
27.3.30	遠州鉄道 (株) (静岡県)	・対キロ区間制 基準賃率 36円50銭 初乗運賃 100円	・対キロ区間制 基準賃率 42円00銭 初乗運賃 130円	15.3% (9.8%)
〃	長崎自動車 (株) (長崎県)	・長崎市内 特殊区間制 1区150円、2区160円 3区170円 4区180円 ・その他の路線 対キロ区間制 基準賃率 21円50銭 初乗運賃 140円	長崎市内 特殊区間制 1区160円、2区170円 3区180円4区190円 ・その他の路線 対キロ区間制 基準賃率 27円00銭 初乗運賃 160円	20.0% (10.0%)
〃	さいかい交通 (株) (長崎県)	・対キロ区間制 基準賃率 21円50銭 (本土) 23円20銭 (大島・崎戸) 初乗運賃 140円 〃 130円	・対キロ区間制 基準賃率 27円00銭 初乗運賃 160円	22.3% (11.7%)

※平成27年7月27日、申請どおり認可された。

## (2) ICカードの導入および営業政策的な割引

### ① ICカードシステムの導入状況

ICチップが内蔵されたICカードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者、乗務員の負担が軽減される。さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されている。

平成27年4月現在、昨年と比べ5事業者増加し全国で213事業者が導入している。

カッコ内は前年数

平成27年4月1日現在

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
北海道	道北バス	11.11.30	Do カード	乗継割引 デPOSIT500円 入金に応じてプレミア有り
		26.11	Do カード	H11発売の DO カードを刷新 H27.2より旭川電気軌道 ASACA との相互利用を開始 乗継割引、相互乗継割引
	北海道北見バス	15.3.12	IC バスカード	乗継割引 入金額に応じてプレミア有り
	札幌市交通局、北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつ	25.6.22	SAPICA	乗継割引 オートチャージ 障がい者割引 全国相互利用交通 IC カードも利用可
		26.2.20	SAPICA (定期券)	
旭川電気軌道	24.11.1	Asaca (アサカ)	乗継割引 H27.2より道北バス Do カードとの相互利用を開始	
岩 手 宮 城	JR 東日本	25.8.3	Odeca (オデカ)	SF 利用のほか定期券にも対応
		27.3.14	Suica (スイカ)	鉄道との相互利用サービス開始により利用可能エリアが拡大 (当面はSF 利用のみ)
宮 城	宮城交通、ミヤコーバス	27.12.6	icsca (イクスカ)	ポイント制 障がい者割引 デPOSIT500円
福 島	福島交通	22.10.30	NORUKA (ノルカ) 回数券	1,000円～20,000円 入金額に応じてプレミア額有り (一般、学生別) 乗継割引 障がい者割引 デPOSIT500円
		23.10.1	NORUKA (ノルカ) 定期券	SF 機能付可能
茨 城	日立電鉄交通サービス	19.10.1	でんてつハイカード	乗継割引 (1時間以内乗継の場合、2回目乗車運賃より一律30円 [小児20円] 割引)
茨 城	ジェイアールバス関東	19.3.18	スイカカード	普通運賃より10～20円の割引 (定額の場合は、適用せず区間乗車状況割引額を設定)
千 葉		27.9.1		東関東支店管内の多古本線、栗源線に導入
埼 玉 東 京	西武バス	27.4.1	金額式 IC 定期券	設定運賃区間 設定金額230円は全線フリー (一部路線を除く) ※大人特殊・大人介護180円全線フリー



都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
東 京 神奈川 千 葉 埼 玉 その他	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、京成バスなど 朝日自動車 富士急行（富士急山梨バス他グループバス） 富士急シティバス、富士急静岡バス 川越観光自動車 国際十王交通 伊豆箱根バス（熱海営業所のみ） 東武バス日光 関東鉄道 東京空港交通 計75社	19.3.18	PASMO（パスモ）	バス利用特典サービス（ポイント制）
		19.12.15		
		20.3.24		
		20.3.29		
		20.9.13		
		21.1.31		
		21.12.1		
		22.2.23		
		25.3.31		
		26.1.21		
東 京	京王電鉄バス（京王電鉄バスグループ全5社）  西東京バス	23.2.1	モットクバス	設定運賃区間 180円～360円 ※（360円は全線フリー定期券）
		25.3.25	IC 金額定期券	乗車区間が制限されない金額式 IC 定期券
山 梨 静 岡	山梨交通 山交タウンコーチ	12.2.28	山梨交通バス IC カード	(定期券) 通勤定期、通学定期、ゴールド定期 (回数券) 普通回数券、買物回数券（利用時間限定）  回数券 乗継割引 ポイント制（前回購入金額の3%を次回購入時に付与）
		12.8.1		
新 潟	新潟交通 新潟交通観光バス	23.4.24	りゅーと	ポイント制 乗継割引
長 野	長電バス アルピコ交通	24.10.27	KURURU（クルル）	乗継割引 ポイント制
富 山	富山地方鉄道	23.3.5	ecomyca（エコマイカ）	SF 利用普通運賃10%割引
石 川	北陸鉄道、ほくてつバス、北鉄金沢中央バス、加賀白山バス	16.12.1	ICa（アイカ）	乗継割引 ポイント制
岐 阜	岐阜乗合自動車 岐阜バスコミュニティ 日本タクシー	18.12.1	ayuca（アユカ）乗車券	金額減算式 IC カード回数乗車券 ・事前入金方式（1,000円単位） ・運賃の2%をポイントとして付与し、該当月分の累計ポイントを翌月以降の初回利用時に10円単位で還元 ・利用額に応じたポイント付与制度有 ・他社の交通系 IC カードとの共通利用不可 ・その他、乗継割引有
		21.3.15		
		19.3.16	ayuca 定期	SF 機能付可能
静 岡	遠州鉄道  しずてつジャストライン 小田急箱根高速バス	16.8.20	ナイスバス（NicePass）	プリペイド（プレミアあり）と定期券機能をもった、遠鉄バス・電車交通の IC カード グループのポイントカード（えんてつカード）と連携することにより、税抜100円のご利用で1ポイントを付与 グループ内で1ポイント=1円で利用可
		18.3.1	LuLuCa（ルルカ）	ポイント制
		19.3.1	トイカ	片道運賃のみ
愛 知	名古屋市交通局 名鉄バス	23.2.11	manaka（マナカ）	乗継割引 障がい者割引 ポイント制 デポジット500円
滋 賀	近江鉄道	15.4.1	バス IC カード	自社単独ハウスカード デポジット500円 入金額に応じてプレミア有り



都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
大 阪 京 都 兵 庫 その他	大阪市交通局、高槻市交通部、京阪バス、阪急バス、大阪空港交通など 神戸市交通局 神鉄バス 水間鉄道 江若交通 南海バス 京都市交通局 京都京阪バス 西日本ジェイアールバス 近鉄バス 計30社	18.2.1 20.9.1 20.10.1 21.6.1 23.11.1 26.4.1 26.12.24 27.3.1 27.3.14 27.4.1	PiTaPa (ピタパ)	ポイント制 ICOCA の利用も可能
兵 庫	神姫バス 神姫ゾーンバス 神姫グリーンバス ウエスト神姫 山陽バス	18.1.20 18.4.1 21.7.1 22.10.1 24.3.17	NicoPa (ニコパ)	乗継割引 PiTaPa、ICOCA も使える (割引なし) グループカード (ポイントカード) サービス
	伊丹市交通局	20.4.1	itappy (イタッピー)	乗継割引 入金額に応じてプレミア有 デポジット (500円)
	阪神バス、阪急バス、阪急田園バス	24.4.1	hanika (ハニカ)	10%プレミアムサービス(プリペイド式) hanika 通勤定期、hanika 通学定期、 hanika スクールバス (学期定期券) お客様指定の運賃額以下の阪急バス路線であれば、自由に乗降が可能 ※定期券においてもプリペイド機能は使用可能
兵 庫 大 阪 京 都	阪急バス	25.3.20	hanika (ハニカ) グランドバス 65	65才以上一般路線ワイパス
奈 良	奈良交通、エヌシーバス	16.12.15	CI-CA (シーカ)	乗継割引 ICOCA、PiTaPa 使用可
岡 山	岡山電気軌道、両備バス、下津井電鉄、 中鉄バス (一部路線)	18.10.1	Hareca (ハレカ)	乗継割引 利用額積算割引 誕生日割引
		20.7.22		
広 島 島 根	広島電鉄、広島バス、広島交通、芸陽バス、鞆鉄道、中国バス、備北交通、 中国ジェイアールバスなど 石見交通 (一部路線) 19社	20.1.26	PASPY (パスピー)	PASPY 割引 (乗車毎に運賃の最大10% を割引) 乗継割引 障害者割引
		21.8.2		
香 川	ことでんバス 大川自動車	17.2.2	IruCa (イルカ)	回数割引 (フリー・シニア・スクール) 電車⇄バス乗継割引
		24.3.20		
愛 媛	伊予鉄道	17.8.23	IC い〜カード	伊予鉄道のバス・電車及び伊予鉄タクシー他加盟店で利用できる非接触式の前払い式乗車券
高 知	とさでん交通 県交北部交通 高知東部交通	21.1.25	IC ですかカード	ポイント制 バス電車共通 障害者割引 オートワンデー
		23.10.1	IC ですかカード定期券	
福 岡 佐 賀	西日本鉄道、西鉄バス北九州、西鉄バス宗像、西鉄バス久留米、西鉄バス大牟田、西鉄バス二日市、西鉄バス筑豊、西鉄バス佐賀、西鉄高速バス 昭和自動車 JR 九州バス	20.5.18	nimoca (ニモカ)	乗継割引 ポイント制
		22.2.27		
		25.4.1		
福 岡	北九州市交通局	13.9.20	ひまわりバスカード	乗継割引 プレミア制
長 崎	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、佐世保市交通局、島原鉄道、 さいかい交通 長崎県央バス、させばバス	14.1.21	長崎スマートカード	乗継割引 ポイント制 新規発売額3,000円 積み増し制度 プレミア制
		21.12.1		
	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、佐世保市交通局、さいかい交通 長崎県央バス、させばバス	17.12.12 21.12.1	モバイル長崎スマートカード	

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
熊 本	熊本バス 九州産交バス	27.4.1	くまもんのICカード	乗継割引、障がい者割引 デポジット500円 ポイント制 オートチャージ設定 Web 会員登録
大 分	日田バス 大分バス、大分交通 亀の井バス	20.5.18 22.12.26 23.3.20	めじろん nimoca	乗継割引 ポイント制
宮 崎	宮崎交通	14.10.10	宮交バスカ	乗継割引 ポイント制
鹿児島	いわさきコーポレーション いわさきバスネットワーク	17.4.1	いわさき IC カード	
	南国交通、JR 九州バス 鹿児島市交通局	17.4.1	Rapica (ラピカ)	乗継割引 ポイント制 デポジット500円 10%プレミア

208社

## ② 最近の主な営業政策的特殊乗車券

(平成24年4月1日～)

### イ. 特殊定期

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金 額
栃 木	関東自動車	24.4.1	環境定期券	土日祝日・年末年始・お盆期間、通勤定期をお持ちのお客様とご家族は割引運賃	大人 100円 小人 50円
埼 玉	国際興業	25.3.16	6ヶ月定期券	6ヶ月間有効な定期券	3ヶ月定期券の2倍の1割引
			区間指定定期券 (大宮地区)	大宮駅から当社指定区間内(運賃190円区間)の停留所を自由に乗降することができる定期券	通勤の場合 1ヶ月 8,550円 3ヶ月24,370円 6ヶ月43,870円 通学の場合 1ヶ月 6,840円 3ヶ月19,490円 6ヶ月35,080円
山 口	防長交通	24.4.1	学生柳井・大島フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、柳井市及び周防大島町・平生町・田布施町・上関町の全路線利用可能	1ヶ月13,300円 1学期46,500円 3ヶ月38,700円 2学期46,500円 4ヶ月51,000円 3学期33,200円
			学生山口フリー定期券	小学生以上の学生を対象に、山口市中心部の全路線(コミュニティ・高速除く)利用可能	1ヶ月 5,100円 1学期17,800円 3ヶ月14,800円 2学期17,800円 4ヶ月19,500円 3学期12,700円
		26.9.1	学生周南フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、周南市及び下松市中心部の全路線(コミュニティ高速除く)利用可能	1ヶ月 8,700円 1学期30,400円 3ヶ月25,300円 2学期30,400円 4ヶ月33,400円 3学期21,700円
		学生全線フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、防長交通の全路線(コミュニティ高速除く)利用可能	1ヶ月20,500円 1学期71,700円 3ヶ月59,600円 2学期71,700円 4ヶ月78,700円 3学期51,200円	

ロ. 高齢者定期券

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
福島	会津乗合自動車	27.2.1	高齢者フリーパス	65歳以上のお客様を対象とし、会津バスの路線バスで会津若松市内の適用範囲に限る乗り降り自由は1ヶ月定期券	6,500円
山形	山交バス	27.4.1	山形市高齢者外出支援事業 シルバー3か月定期券	満70歳以上で山形市に住民登録している方を対象としたシルバー3ヶ月定期券 高速バス及び市町村が運営する委託バスを除く一般路線全線乗り放題 70歳以上～75歳未満は21,000円 75歳以上は24,000円 70歳以上（自動車運転免許証返納者で返納後の最初の購入日から1年間）30,000円を山形市が扶助する	3ヶ月30,000円
茨城	関東鉄道及びグループバス会社		関鉄ふれ愛バス	満70歳以上対象、関鉄グループの一般乗合バス路線乗り放題	3ヶ月 9,000円 6ヶ月 16,000円 12ヶ月 30,000円
新潟	新潟交通	24.3.16	おでかけ70 おでかけ65	70才または65才以上対象の乗り放題定期券 新潟交通の一般バス全路線利用可能	おでかけ70 6ヶ月 22,000円 12ヶ月 40,000円 おでかけ65 6ヶ月 33,000円 12ヶ月 60,000円
	頸城自動車	25.4.1	おでかけフリー定期券	70歳以上の方又は運転免許を返納された方を対象に上越市内の全線乗り放題定期券（高速バス除く）	1ヶ月 5,000円 6ヶ月 20,000円
富山	富山地方鉄道	24.11.22	夫婦 de ゴールド	63歳以上の高齢者割引定期を夫婦で購入した場合に割引販売	1ヶ月 5,100円 通常は7,200円
	加越能バス	25.4.1	ゴールドバス	65歳以上の方対象に全路線利用可能な定期券（高速バス、コミュニティバス等除く）	1ヶ月 4,500円 3ヶ月 12,000円 6ヶ月 22,000円 1年 40,000円
滋賀	近江鉄道 湖国バス		小判手判	定期購入者は1乗車100円にて乗車 65歳以上	1ヶ月 2,000円 3ヶ月 5,000円 6ヶ月 9,000円
大阪 京都	阪急バス	25.3.20	Hanica（ハニカ） ランドバス65	65歳以上の方を対象とした阪急バス全線が利用可能な定期券（一部路線を除く）	1ヶ月 5,500円 3ヶ月 11,000円 6ヶ月 21,000円 1年 40,000円
奈良	奈良交通	24.9.1	奈良交通ゴールド倶楽部	65歳以上を対象に、路線バス全線が1乗車100円または半額となるフリー定期券（高速バス・リムジンバス・一部コミュニティバス等を除く）	3ヶ月 6,800円 6ヶ月 11,500円 1年 18,000円 ※奈良県警高齢者交通安全支援事業の一環として、「運転経歴証明書」所有者に初回に限り1年券を配布
鳥取	日の丸自動車	24.4.1	因幡	65歳以上（3ヶ月フリーパス）	11,000円

ハ. 営業政策乗車券

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	十勝バス	24.4.1	と  か  ち2day 乗  放 き  つ  ぶ	十勝バス全線で十勝管内での乗降ができる2日乗車券（ただし都市間バス、空港連絡バス、定期観光バス、イベントバスは適用外）	大人 3,900円 小人 1,950円
	くしろバス 阿寒バス	24.4.1	路線バス1日フリー乗車券	毎週日曜日及び祝祭日にのみ路線バス車内で販売する 旧釧路市及び釧路町の行政区域内を運行するくしろバスと阿寒バスの路線バスで利用できる 都市間バス、定期観光バス、空港連絡バスでは利用できない 本券1枚につき同伴する小学生以下1名まで無料	大人 500円
	ジェイ・アール北海道バス 十勝バス	26.7.19	「南十勝・えりも」とんがりロード散策きつぶ	帯広駅・とちかち帯広空港～広尾（十勝バス運行）と広尾～様似駅（ジェイ・アール北海道バス運行）が、片方向のみ乗降フリー（2日間有効）の乗車券 沿線施設での特典クーポン付き	大人 3,900円 小人 1,950円
	旭川電気軌道	27.7～	1日乗車券	旭川市市内行政区域1日乗り放題 2日乗り放題	1,100円 1,500円
岩 手	岩手県北自動車 岩手県交通	25.3.31	宮古らくとく空港きつぶ	106急行（宮古～盛岡）と花巻空港線（盛岡駅～花巻空港）のセット	2,900円
宮 城	仙台市交通局 宮城交通 ミヤコーバス	27.8.1～ 27.11.30	秋のジュニアパス  （平成15年度から実施）	小学生・中学生限定の、仙台圏内の仙台市バス、宮城交通バス、仙台市地下鉄が利用できる一日乗車券（乗車券の提示により、提携施設の使用料が無料または割引となる）	中学生 730円 小学生 520円
	東日本急行	26.4.1 22.10.15 22.10.15	回数券 通勤回数券 通学回数券	おとくな7回綴り（18%割引） 50回綴り（20%割引） 50回綴り（33%割引）	8,000円 60,000円 50,000円
	東北急行バス		カレンダー割引	営業割引	3,100～6,000円
秋 田	秋北バス	24.4.1	大館市1日フリー乗車券	大館市乗り放題の乗車券	880円
山 形	山交バス	26.4.1	オレンジバス	山形特定区間内（運賃290円区間）の停留所を自由に乗降できる定期券（市町村が運営する委託バスを除く）	通勤の場合 1ヶ月12,180円 通学の場合 1ヶ月10,440円 3ヶ月34,710円 3ヶ月29,750円 6ヶ月65,770円 6ヶ月56,380円
			平日限定往復通学定期	学生対象の特別割引定期券 通用期間は、1ヶ月と3か月の2種類で、祝日を除く月曜～金曜に利用可能	割引率は4割引 ※3ヶ月の場合は、1ヶ月定期運賃の3倍
茨 城	茨城交通	24.3.26	小児運賃上限100円	茨城交通の一般路線バス全線（一部除く）において100円を超える場合、上限を100円とする 小児の春休み・夏休み・冬休み期間中が対象	小児上限100円
	日立電鉄交通サービス	25.12	小学生以下50円	従前の夏休みに加え、春休み、冬休みを対象として一乗車現金50円	現金50円（一乗車）

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
栃 木	関東自動車	24.4.1	環境定期券	土日祝日に限り、通勤定期券を持っていれば、定期区間外も本人及び同乗する家族が1乗車100円で利用できる	100円
		26.7	大谷観光1日乗車券 市内循環バス1日	大谷資料館・大谷寺の利用料をセットにした1日乗車券（区間限定）	子供 500円 中学生 1,000円 大人 1,500円
		26.10	乗車券「餃子食べ歩ききっぷ」	餃子加盟店で利用できる300円分のクーポン券セットの1日乗車券（区間限定）	子供 150円 大人 500円
		27.5	ろまんちっく村満喫きっぷ	ろまんちっく村で使用できる500円のクーポン券とセットの1日乗車券	子供 1,000円 大人 1,500円
	東武バス日光	27.7.18	霧降の滝フリーパス	日光駅～霧降の滝区間を1日間有効で乗降できるフリー乗車券	600円
	東野交通	26.7.20	サマー定期	小・中・高校生を対象に当社、一般線路線を7月20日～8月31日まで乗降フリー	小 2,000円 中 4,000円 高 6,000円
			夏得ワイドバス	専門学生・大学生を対象に当社、一般線路線7月20日～9月30日まで乗降フリー	専・大7,000円
		26.8.1	ナスバス	奥那須地区（那須湯本～ロープウェイ間）を2日間乗降自由 現在の期間：4月～11月まで	大人 1,600円 小人 800円
		27.8.13	宇都宮⇄益子フリーきっぷ	宇都宮市内の一部と益子町内の一部を乗降自由とする往復割引および宇都宮市と益子町と協力し、特典等を付加した乗車券	大人 2,300円 小人 1,300円
	千 葉	東京空港交通 千葉交通 東京ベイシティ交通	26.4.1	成田→東京ディズニーリゾート®エリア行時間帯指定	成田空港発東京ディズニーリゾート®エリア行第3ターミナル11：00発/12：00発/13：00発の便に適用
成田～東京ディズニーリゾート®・新浦安共通回数券				4枚綴りの回数券を大人2枚、小人1枚で片道乗車が可能	3,600円
千 葉 神奈川	東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	26.4.1	YCAT～成田往復割引	YCAT～成田空港を、往路を含め14日以内に往復利用する場合に適用	大人6,000円 小人3,000円
		27.4.1	ユース2000 シニア2000	YCAT～成田空港を利用する12～25歳および65歳以上の旅客に適用	YCAT～成田空港 2,000円
東 京 千 葉	東京空港交通	24.12.1	リムジンバス プレミアム回数券	11枚綴りの回数券を成田空港線は2枚、羽田空港線は1枚使用することで片道乗車が可能	12,000円
		26.4.25	Return Voucher	成田空港～都内の東京空港交通単独路線に復路を含め14日以内に往復利用する訪日外国人旅客に適用	大人4,500円 小人2,250円
		27.1.1	東京駅・TCAT スーパー往復割引	東京駅八重洲南口もしくはTCAT～成田空港を、復路を含め14日間以内に往復利用する場合に適用	大人4,600円 小人2,300円
			TCAT 夜得1000	TCAT→成田空港線20：00発、20：20発、20：50発の便に適用	1,000円
			TCAT Special	TCAT～成田空港を利用する訪日外国人旅客に適用	大人1,900円 小人950円
		27.4.1	ユース割引 シニア割引	新宿駅西口～成田空港、TCAT～成田空港および東京駅八重洲南口～成田空港を利用する12～25歳および65歳以上の旅客に適用	新宿、東京駅八重洲南口～成田空港 2,000円 TCAT～成田空港 1,900円
			トワイライト便割引	池袋駅西口01：00発、新宿駅西口01：30発の成田空港行に適用	(月～木曜日) 大人2,000円 小人1,000円 (金～日曜日) 大人2,500円 小人1,250円
		26.4.1	Best Access × Tokyo Tour	成田空港・羽田空港→都心の片道乗車券と、はとバス都内観光ツアー乗車券セット	大人 5,000円～13,000円 小人 2,600円～ 8,200円

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
東京 神奈川 埼玉 千葉	東京空港交通 東京メトロ	26.7.31	リムジン&サブウェイバス	東京空港交通単独路線便の片道券(1枚~2枚)と東京メトロ・都営地下鉄の共通1日乗車券(1枚~3枚)のセット	(羽田空港路線) 片道券1枚+1日券1枚 大人 1,800円 片道券2枚+1日券2枚 大人 3,200円 片道券2枚+1日券3枚 大人 3,500円 (成田空港路線) 片道券1枚+1日券1枚 大人 3,400円 片道券2枚+1日券2枚 大人 5,700円 片道券2枚+1日券3枚 大人 6,000円 ※小人半額
東京	東武バスセントラル	27.5.11	スカイツリーシャトル 東京駅線1日フリーバス	東京駅~東京スカイツリータウン区間を1日間有効で乗降りできるフリー乗車券(紙製)	大人 900円 小人 450円
東京 長野	伊那バス 京王電鉄バス 信濃交通 アルピコ交通 フジエクスプレス 山梨交通 東京空港交通	24.8.1	伊那飯田・成田空港 きっぷ  伊那飯田・羽田空港 きっぷ	中央高速バス「新宿~伊那・飯田線」とリムジンバス「新宿~成田空港線」のセット  中央高速バス「新宿~伊那・飯田線」とリムジンバス「新宿~羽田空港線」のセット	伊那地区~成田空港 大人 6,100円 小人3,050円 飯田地区~成田空港 大人 6,600円 小人3,300円  伊那地区~羽田空港 大人4,400円 小人2,200円 飯田地区~羽田空港 大人4,900円 小人2,450円
	京王電鉄バス 立川バス 伊那バス	26.7.1	駒ヶ岳千畳敷カール きっぷ(立川線プラン)	高速バス・立川~飯田線の往復乗車券、路線バス駒ヶ岳ロープウェイ線の往復乗車券と駒ヶ岳ロープウェイの往復乗車券、特典券のセット	大人:9,500円 小人:4,750円
神奈川	川崎鶴見臨港バス	26.7	ちびっこフリーバス	夏休み期間中に小学生を対象とした定期券	1,000円
山梨	富士急山梨バス	24.10.1	富士山きっぷ	エリア内の普通列車、バス、ロープウェイ、船に3日間乗り放題 富士急山梨バス営業エリアにおいては富士宮駅~河口湖駅間が対象	大人 3,000円 小人 1,500円
		H27.10.2	富士五湖ぐるり乗車券	発地から大月駅間の往復乗車券と富士急行線と富士山・富士五湖エリアの3種の周遊バス、富士登山バス及び芝桜ライナー(期間中のみ)が2日間乗り放題のセット商品	大人 4,100~4,820円 小人 2,050~2,410円 料金は発地により異なる H26.10.2世界遺産・富士山フリー乗車券より名称及び一部内容変更
長野 群馬	西武高原バス	25.4~	軽井沢1日2日券	しなの鉄道・草軽交通・西武高原バス町内循環バスが1日 or 2日乗り放題	1日2,500円 2日3,000円
長野	信南交通	25.4.1	休日ファミリー割引	土・日・祝日に限り大人に同伴する小学生以下3名まで対象	無料
長野 大阪	伊那バス 阪急バス 信南交通	25.2.18	大阪いっでききっぷ	高速バス「大阪~飯田・伊那線」の往復乗車券と大阪市交通局の1日乗車券のセット	伊那IC前~大阪 大人 9,200円 駒ヶ根市・駒ヶ根IC~大阪 大人 8,750円 上飯田・伊賀良~大阪 大人 7,950円 1日乗車券 600円→100円
新潟	新潟交通	24.3.16	スクールワイド	学生対象の乗り放題定期券 新潟交通の一般バス全路線利用可能	3ヶ月 43,000円 4ヶ月 54,000円 5ヶ月 64,000円 6ヶ月 72,000円 12ヶ月126,000円
	新潟交通佐渡	25.4	1day,2day,3day フリーバス	佐渡市内路線バスが1日~3日間乗り放題となる各種フリーバス 2day,3dayバスには各施設で使える利用回数券を付与 提示割引もあり	1day 大人 1,500円 小人 750円 2day 大人 2,500円 小人 1,250円 3day 大人 3,500円 小人 1,750円
	頸城自動車	27.3.14	1日フリー乗車券	上越市内全線乗り放題の乗車券(高速バス除く)	大人 1,000円 小人 500円



都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
福 井	福井鉄道	24.10.1	バス・電車乗継往復割引乗車券	福井市街地に繋がる鉄道路線とその最寄駅を起点とする地域循環バスの乗継往復切符を販売 麻生津地区、清明地区⇄福井市街地 ※麻生津循環線＝電車750円（往復） ※清明循環線＝電車600円（往復）	
静 岡	小田急箱根高速バス	27.10.1	高速バスネットシステム	御殿場 IC～新宿間片道1,580円を往復乗車券を購入する	1,580×2=3,160円 を3,100円に割引
	しずてつジャストライン	27.4.13	清水港まぐろきっぷ	清水港水上バス乗り放題＋路線バス一部区間乗り放題＋提携店お食事1,000円＋選べる観光施設利用券＋観光施設割引券	大人 2,200円 小人 1,100円
	遠州鉄道	27.7.1	HAMANAKO RAILPASS	空港直行バス e-wing「中部国際空港線」の片道券と遠鉄バス・電車、天竜浜名湖鉄道、浜名湖遊覧船が3日間乗り放題のフリーきっぷ 周辺の観光施設優待券も添付	大人 4,800円
静 岡 山 梨	富士急行 富士急静岡バス 富士急シティバス 富士急山梨バス	27.4.6	富士山・富士五湖パスポート	富士山・富士五湖エリアの富士急バス及び河口湖駅～下吉田駅間の富士急線（鉄道）が2日間乗り放題 鉄道の利用区間を拡大した（大月駅～河口湖駅）「富士急電車セット」も設定	（通常） 大人 2,550円 小人 1,280円 （富士急電車セット） 大人 3,550円 小人 1,780円
静 岡 山 梨	富士急行 富士急山梨バス 富士急シティバス 他グループバス	25.7.12 ※27.4.6一部プラン廃止 ※27.6.30廃止	富士山・世界遺産めぐりきっぷ	富士山・富士五湖エリアの「世界遺産めぐりルート」上の富士急バスが2日間乗り放題 他、富士山・富士五湖へのアプローチに応じて、三島駅と新富士駅を発着とする幹線バスや富士急行線（鉄道）を組み込んだプラン	（通常） 大人3,000円 小人1,500円 （三島・新富士発着セット） 大人5,000円 小人2,500円 （富士急行線セット） 大人4,000円 小人2,000円 ※27.4.6富士急行線セット廃止
大 阪	南海バス	24.1.16	南海エアポートリムジン Sorae 定期 南海エアポート＋路線バス全線フリー定期	1ヶ月定期・3ヶ月定期 1ヶ月定期・3ヶ月定期	40,000円・114,000円 45,000円・128,250円
	大阪空港交通	24.8.1	羽田京急きっぷ（大阪）（京都）（神戸）	空港バス乗車券2枚と京浜急行電鉄乗車券2枚のセット販売	大阪：大人 1,700円 小児 850円 京都：大人 2,900円 小児 1,450円 神戸：大人 2,400円 小児 1,210円
	南海バス 南海ウィングバス	27.3.1 27.4.1	堺おもてなしチケット 犬鳴山1dayFreePass	堺市内指定区間一日乗り放題 犬鳴線を1日乗り放題＋周辺施設の割引	大人500円 小人250円 700円
大 阪 長 野	阪急観光バス 信南交通 伊那バス	26.6.24	駒ヶ岳千畳敷カール満喫きっぷ	高速バス・大阪―伊那箕輪線の往復乗車券、路線バス駒ヶ岳ロープウェイ線の往復乗車券と駒ヶ岳ロープウェイの往復乗車券、特典券のセット	大人：11,500円 （小人なし）
大 阪 大 分	南海バス 亀の井バス	24.12.1	堺・湯布院ストーリー	「堺駅・堺東駅―南港フェリーターミナル別府港―湯布院駅前」の片道乗車券	9,300円
兵 庫	全但バス	24.12.1	ビジネス割引	高速バスの乗車券購入時に通勤定期券を提示していただくと適用	通常片道運賃より3割引
		24.4.1	AIR&BUS プラン	但馬空港からの飛行機を利用されると復路のバス料金が割引	大阪発 2,000円 神戸発 1,500円
		24.4.29	神鍋高原線1日乗車券	豊岡市の JR 江原駅～神鍋高原を運行する上限200円の路線バス「神鍋線上限200円バス」が1日乗り放題となる乗車券	大人 400円 小人 200円
		24.10.10	豊岡ノーマイカーデーフリーチケット	毎月第2水曜日の豊岡ノーマイカーデーにおいて、豊岡市内の路線バスが1日乗り放題となる乗車券（※特急バス・豊岡市営バス・コバスを除く 市外へ乗り越す場合は乗り越す区間の通常運賃を収受）	大人・小人 500円



都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
兵庫		25.7.10	ZentanGreenPass (ゼンタングリーンパス)	外国人観光客(留学生・在住者を除く)は全但バスの豊岡市内の全路線が1日乗り放題となる乗車券(特急バス・豊岡市営バス・コバスを除く)	大人 500円 小人 250円
		25.4.27	天空バス1日フリー乗車券	朝来市のJR竹田駅～竹田城跡を結ぶ路線バス「天空バス」が1日乗り放題となる乗車券	大人 500円 小人 250円
和歌山		24.7	夜行高速バスプレミアムシート	夜行高速バスの大型プレミアムシート	片道運賃+¥1,000
		25.3.16	白浜らくとくきっぷ	「和歌山～白浜」までの往復乗車券と白浜町内一般路線バスフリー乗車券のセット券(特典付き)	1day (¥3,700) 2day (¥4,000) 3day (¥4,200)
島根	松江市交通局	24.3.20	のりほSP(通学フリー乗車券)	通学生を対象とした全線フリー定期券(一部区間を除く)	中学生以上 1ヶ月 5,000円 小学生以下 1ヶ月 2,500円
		25.4.1 ※26.9.30 販売終了	共通一日乗車券	観光客を対象とした全線ぐるっと松江レイクラインが一日に限り乗り放題	大人 900円 小人 450円
		26.10.1	共通二日乗車券(松江乗手形)	全線及び、ぐるっと松江レイクランが連続する二日間乗り放題	大人 1,000円 小人 500円
岡山	井笠バスカンパニー	25.7.21	サマーキッズ定期	対象:小学生・中学生 期間:7月21日～8月31日 範囲:全線(但し、デマンドバス・まわろーズを除く)	小学生 1,000円 中学生 2,000円
広島	広島電鉄 広島バス 広島交通 芸陽バス 中国ジェイアールバス	24.12.1	羽田京急きっぷ	広島～広島空港リムジンバス片道券2枚と京急電鉄の羽田空港～横浜または品川間の乗車券2枚のセット	大人2,960円 小児1,480円
	広島電鉄	24.4.16～ 24.9.30	SuninJapan チケット	外国人旅行客限定の広島から松江・出雲への高速バスと現地の周遊乗車券の引換券をセットした乗車券	(片道) 高速バス(広島～松江または出雲)+「緑結びパーフェクトチケット」発売額6,400円 高速バス(広島～松江)+「レイクライン1日乗車券」 発売額3,900円 (往復) 高速バス(広島～松江または出雲)+「緑結びパーフェクトチケット」発売額9,800円 高速バス(広島～松江)+「レイクライン1日乗車券」 発売額7,300円
		25.1.15～ 25.3.15 26.1.15～ 26.3.14	受験生応援合格祈願きっぷ	受験生を対象とした特別企画乗車券。松江と広島を結ぶ高速バス「松江広島線(グランドアローについて設定)」	(片道) 3,200円 (往復) 5,800円
		25.1.15～ 25.3.15 26.1.15～ 26.3.14	就(しゅう)勝(かつ)応援きっぷ	就職活動を行う学生を対象とした特別企画乗車券松江と広島を結ぶ高速「松江広島線(グランドアローについて設定)」	(片道) 3,200円 (往復) 5,800円
山口	サンデン交通	25.8.26	学生フリー定期	高速を通るバス(特急バス)を除く全路線 中学生以上の学生が対象	1ヶ月 12,300円 3か月 35,000円
		27.2.1	休日おでかけ1dayバス	土日祝限定で高速を通るバス(特急バス)を除く全路線が1日乗り放題	大人 1,000円 小人 500円 使用済み券(1ヶ月以内) 持参で1割引で購入可
	防長交通 サンデン交通 船木鉄道 宇部市交通局 ブルーライン交通 いわくにバス	27.2.16	YamaguchiBusPass	外国人観光客等を対象とした山口県内バス路線を乗り放題とする乗車券(一部路線を除く)	1day 2,000円 2day 3,000円 3day 4,000円
愛媛	伊予鉄道	27.4.1	ALLIYOTETSU1dayPass ALLIYOTETSU2dayPass	伊予鉄道のバス・電車全線を利用できる乗車券	1日:1,500円 2日:2,000円

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
福岡	西日本鉄道 西鉄バス久留米 西鉄バス筑豊 西鉄バス二日市 西鉄バス宗像 西鉄バス佐賀	24.2.10～ 25.2.9		西鉄グループ（北九州・大牟田除く）の一般路線バスと西鉄電車が任意の1日限り乗り放題の乗車券	1,500円
		25.2.10		西鉄グループ（北九州・大牟田除く）の一般路線バスと西鉄電車が任意の1日限り乗り放題の乗車券	大人 2,000円 小学生以下 1,000円
		25.10.1～ 28.3.31	ダブルバス	福岡市内の同じエリア内にあるバスの福岡都心フリー定期券と鉄道（西鉄大牟田線・福岡天神駅～高宮駅間）の定期がセットになった定期券	通勤 1ヶ月：12,340円 3か月：35,150円 6ヶ月：69,900円
	西日本鉄道	26.10.11	3連休バス	対象となる3連休の期間、福岡市内の一般路線バスが乗り放題	大人 1,200円 小人 600円
長崎	五島自動車	25.4.1	高齢者割引回数券	現行回数券（1枚プラス）に4枚プラスして15枚にて販売	大人 1日1,000円 小人 1日 500円
			1日フリー乗車券	しまとく通貨の販売に併せ、当該観光客向けに販売	
長崎 佐賀	西肥自動車	26.7.1	夏休みキッズバス	小学生以下のお子様限定で、夏休み期間中のみ西肥バスの一般路線全線が乗り放題の定期券	2,000円
熊本	熊本電気鉄道	24.4.1	デイトタイムバス	平日・土曜9:30～17:00及び日祝日の全時間利用可	1ヶ月：5,000円 3か月：12,000円
大分	大分バス	25.8.1	のるっちサマーていきけん	大分バスの大分市内一般路線バスが、8月の1か月間、小中学生で乗り放題となるICカード定期券	小学生 980円 中学生 1,980円
		27.5.1	4枚つづり学トク回数乗車券	大分市から佐伯市、臼杵市、竹田市を結ぶ路線バスに中学生限定で最大50%引きとなる4枚つづり解す乗車券	大分～佐伯 3,400円 大分～臼杵 2,400円 大分～竹田 3,400円 (4枚つづり料金)
鹿児島	しまバス	26.8.1	奄美大島バスフリーバス	大人1日間2,100円、2日間3,150円、3日間4,200円でしまバスの路線バスを乗り放題とする	2,100円・3,150円・4,200円
沖縄	那覇バス		市内線一日乗車券	那覇バスの市内区間の1日乗車券	690円

## 二. 乗り継ぎ乗車券

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
兵庫	神戸市交通局	26.4.1	市バス乗継割引	ICカード（Pitapa,ICOCA,敬老バス）を利用して市バスから市バスへ乗り継いだ場合で、1乗車日の降車時から2乗車日の降車時までが60分以内の場合2乗車日の料金が割引となる	上限210円割引 (小児・敬老は上限110円)

ホ. 運転免許証返納者割引

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
青 森	下北交通	26.4.1	高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を目的に「運転免許証自主返納の支援事業」	公共交通（バスのみ）の切符又は定期券の購入費用を助成	上限5,000円
	青森市企業局交通部（青森市営バス）	27.4.1	運転免許自主返納支援事業	運転免許を自主返納した方にバスカード5,000円分を進呈	バスカード5,000円分
山 形	山交バス	26.4.1	運転免許証返納者定期券	運転免許証を自主返納した事を証明できる方を対象とした、1ヶ月定期券（高速バス及び市町村が運営する委託バスは除く）	1ヶ月 10,000円
群 馬	群馬中央バス 群馬バス 関越交通 日本中央バス 永井運輸 上信電鉄	26.10.1	運転免許証自主返納支援バスカード（ころんバスカ）	前橋市在住の運転免許証返納者が運転経歴証明書を提示すると購入することができるカード回数券	4,750円（内1,000円は前橋市が負担）利用可能額5,800円
千 葉	あすか交通 平和交通	26.4.1	ノーカーアシスト優待バス	乗車運賃の半額（現金のみ） 70歳以上の本人のみ有効、発行より2年間有効 高速バス、深夜急行バスを除く	交付手数料520円
長 野	信南交通	26.4.1	運転免許証返納割引	65歳以上の運転免許証自主返納者へ飯田市が支援し、1,300円分の回数券を交付	
	関電アメニックス	25.12	運転免許自主返納支援事業	大町市民の65才以上で免許返納した方に大町市民「ふれあい号」の回数券48枚を交付（大町市事業）	2,000円の数券4冊8,000円相当
新 潟	北越後観光バス	24.7.1	運転免許返納証明書利用	65歳以上の方で自主的に運転免許を返納された方に証明書を発行し半額の50円で乗車	50円の割引
	頸城自動車	25.4.1	おでかけフリー定期券	上越市内全線乗り放題の定期券（高速バス除く）	1ヶ月 5,000円 6ヶ月 20,000円
岐 阜	濃飛乗合自動車	24.6.1	運転免許証返納者割引	自動車運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を提示された場合に運賃を半額に割り引き ※平成26年7月1日より年齢制限撤廃	片道運賃を半額に割引
	白鳥交通	25.4.1	運転免許証返納者	運転経歴証明書提示により運賃半額	割引率は50%
滋 賀	近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通 京阪バス 滋賀バス	24.1.1	高齢者運転免許証自主返納割引	65歳以上高齢者が有効な運転免許証を自主返納され、警察署から「運転経歴証明書」と「ふれあいカード」の交付を受け、これらを呈示する旅客に適用	普通運賃の半額（現金に限る）
		25.1.1	高齢者運転免許証自主返納割引	65歳以上高齢者が運転免許証を自主返納され、警察署から「運転経歴証明書」と「運転経歴証明書補助カード（50枚）」の交付を受け、これらを呈示する旅客に適用	普通運賃の半額（現金に限る）
	京阪バス 近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通	27.1.1～ 27.12.31	滋賀県、運転免許証自主返納高齢者支援制度	大津市役所管内（一部区間除く）で、運転免許証を自主的に返納した際に交付される運転経歴証明書を提示いただき、滋賀県警発行の補助カードを運賃箱に投入された滋賀県在住の65歳以上の方の運賃を現金に限り100円割引するもの ※補助カードは今年度より30枚に変更	
京 都	丹後海陸交通	24.10.1	運転免許証返納者支援乗車証	65歳以上の免許返納者を対象に京丹後市、宮津市、与謝野町、伊根町がそれぞれ支援を行い、6ヶ月間有効な無料バス乗車証を交付する（丹海バス全線乗り放題、ただし高速バス、登山バスは除く）	免許返納者は無料 各市町から1乗車証につき2万円の支援あり
	西日本ジェイアールバス	24.10.1	南丹市高齢者運転免許証自主返納支援事業	満70歳以上で運転免許証を自主返納された方が利用券（100円）の公布を受けこの利用券をバス運賃支払い時に金券として利用可能	バス・タクシー共通利用券1万円交付（原則1人1回限り）

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
兵庫	みなと観光バス	25.8.1	運転免許証返納者割引	65歳以上で運転免許証を自主返納された県内居住者が、運転経歴証明書を提示された場合に運賃を半額に割引	普通旅客運賃の半額（現金に限る）
広島	井笠バスカンパニー	25.4.1	岡山愛カード	降車時にカードを提示すると運賃が半額になる	
山口	宇部市交通局	26.4.7	運転免許自主返納支援事業	65歳以上の運転免許自主返納者へ1,100円分の回数券を交付	1,100円
愛媛 高知	ジェイアール四国バス	23.3.12	運転免許返納者割引制度	警察署が発行する「運転経歴証明書」を掲示することで運賃を半額とする（年齢制限なし）	運賃を半額とする
福岡	西日本鉄道 西鉄バス北九州 西鉄バス久留米 西鉄バス二日市 西鉄バス筑豊 西鉄バス佐賀 西鉄バス宗像 西鉄バス大牟田	26.4.1	高齢者用フリー定期券「グランドバス65」	65歳以上で運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」を掲示された方に対し、高齢者用フリー定期券を割引に販売するもの	（販売額） 1ヶ月：5,000円 3か月：12,000円 6ヶ月：22,000円 1年：41,000円 （通常） 1ヶ月：6,000円 3か月：13,000円 6ヶ月：23,000円 1年：42,000円
佐賀	佐賀市交通局	26.10.1	高齢者ノリのりバス事業	満65歳以上で運転免許証を自主返納した方に、「高齢者ノリのりバス」を無料で発券 降車時に「高齢者ノリのりバス」を掲示すると半額で乗車できる	普通旅客運賃の半額（支払いは現金に限り、下限100円）
熊本	熊本電気鉄道	24.4.1	運転免許証返納者割引	65歳以上の運転免許返納者で割引乗車証提示により割引	普通旅客運賃の5割引
鹿児島	J R九州バス	25.4.1	免許返納割引	65歳以上で運転免許証を返納し公安委員会から運転経歴証明書所持者	大人片道運賃の半額
	南国交通	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	運転経歴証明書	大人片道運賃の半額
		26.7.1	自動車運転免許証返納者割引	運転免許自主返納カード所持者	大人片道運賃の半額
	鹿児島市交通局	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	自動車運転免許証を自主返納し、公安委員会の運転経歴証明書所持者に対する割引	大人普通運賃の半額
沖縄	琉球バス交通 沖縄バス 那覇バス 東陽バス	24.5.7	免許返納者割引	運転経歴証明書の提示を条件にバス運賃を半額にする（現金利用者に限る。年齢制限無し）	半額（現金に限る）

## へ. その他

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
青森	八戸市交通部 南部バス	22.12.1～ 22.5.31 22.12.1～ 23.11.30 23.12.1～ 24.11.30 24.12.1～ 25.11.30	キャン☆バス・ フォー	八戸市営バス及び南部バスの市営全路線が4回まで乗降可能となる大学生向けの4枚綴りの乗車券を期間限定で販売	4枚綴り600円
	八戸市交通部 南部バス 十和田観光電鉄	23.10.1～ 24.9.30 24.10.1～ 25.9.30	まちバス300	中心市街地を基点としたフリーエリア区間内において、八戸市営バス及び南部バス並びに十鉄バスが乗り放題となる一日乗車券方式の乗車券	大人1枚300円 小人1枚150円

(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券

(表1) バス式敬老乗車券

県名	都市名	年齢	対象事業者	
北海道	稚内市	70歳以上	宗谷バス	
	礼文町	〃	〃	
	利尻町	〃	〃	
	利尻富士町	〃	〃	
	猿払町	〃	〃	
	浜頓別町	〃	〃	
	中頓別町	75歳以上	〃	
	枝幸町	70歳以上	〃	
	帯広市	〃	北海道拓殖バス、十勝バス	
	旭川市	〃	毎日交通 北海道中央バス、道北バス 旭川電気軌道、空知中央バス 北海道中央バス、空知中央バス 北海道中央バス	
	滝川市	75歳以上	〃	
	神内市	65歳以上	〃	
	泊村市	70歳以上	〃	
	岩見沢市	〃	〃	
	小岩見町	65歳以上	道南バス	
	江部乙町	70歳以上	函館バス	
	壮瞥町	〃	〃	
	洞爺湖町	〃	道南バス	
高田町	〃	〃		
平取町	〃	〃		
士別市	74歳以上	士別軌道、道北バス		
美瑛町	65歳以上	道北バス		
厚岸町	70歳以上	〃		
浦河町	〃	名士バス		
〃	〃	あつまバス		
〃	〃	道南バス		
〃	〃	ジェイ・アール北海道バス		
根室市	70歳以上	根室交通		
北見市	〃	北海道北見バス、網走バス		
夕張市	〃	夕張鉄道		
青森	青森市	70歳以上	青森市、ジェイアールバス東北	
	三戸市	〃	青森市	
岩手	盛岡市	70歳以上	十和田観光電鉄 八戸市、南部バス	
	〃	〃	〃	
福島	福島市	75歳以上	岩手県交通、岩手県北自動車 ジェイアールバス東北	
秋田	能代市	65歳以上	福島交通、ジェイアールバス東北	
	横手市	70歳以上	秋北バス、秋北タクシー	
	大湯市	〃	秋北バス	
	利根町	〃	羽後交通	
埼玉	小鹿野町	77歳以上	〃	
	鳩山町	65歳以上	〃	
東京	東京都	70歳以上	西武観光バス 川越観光自動車	
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シティバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シティバス	
	神奈川県	70歳以上	横浜市、小田急バス 神奈川中央交通、京浜急行バス 江ノ電バス横浜、東急バス 川崎鶴見臨港バス、相鉄バス 横浜急行バス、横浜神奈交バス 大新東、フジエクスプレス 横浜交通開発	
	川崎市	70歳以上	川崎市、京浜急行バス 神奈川中央交通、小田急バス 川崎鶴見臨港バス、東急バス 羽田京急バス	
	厚木市	〃	神奈川中央交通	
	愛川町	〃	神奈川中央交通	
	清川町	〃	神奈川中央交通	
	山梨	大月市	65歳以上	富士急山梨バス
	新潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
	長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通

県名	都市名	年齢	対象事業者	
長野	長野市	〃	長電バス、アルピコ交通	
富山	富山市	65歳以上	富山地方鉄道	
石川	小松市	65歳以上	小松バス	
福井	福井市	65歳以上	京福バス	
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車	
	白川村市	〃	加越能鉄道	
静岡	下呂市	65歳以上	濃飛乗合自動車	
	伊豆市	70歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス	
愛知	伊東市	〃	伊豆東海バス	
	浜松市	〃	遠州鉄道	
愛知	名古屋市	65歳以上	名古屋市 名古屋ガイドウェイバス	
京都	京都市	70歳以上	京都市、京都バス 京阪京都交通、京阪バス 京阪シティバス、阪急バス 京阪宇治バス、近鉄バス 西日本ジェイアールバス ヤサカバス（醍醐コミュニティバスのみ）、京都京阪バス	
	大阪市	70歳以上	大阪市	
	高槻市	〃	高槻市	
	高槻市	65歳以上	南海バス、近鉄バス 阪堺電軌	
	神戸市	70歳以上	神戸市、神姫バス、阪急バス	
	神戸市	(ICカード)	山陽バス 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興（山手線ボーアイキャンバス線） 阪神バス	
	伊丹市	70歳以上	伊丹市	
	明石市	〃	山陽バス、神姫バス	
	姫路市	〃	尼崎市、尼崎振興	
	姫路市	75歳以上	神姫バス、ウエスト神姫（ICカード）	
兵庫	芦屋市	70歳以上	阪急バス	
	養父市	〃	全但バス	
	潮来市	65歳以上	阪急バス	
	猪名川町	70歳以上	神姫バス	
	朝来市	65歳以上	神姫グリーンバス	
	宝塚市	〃	阪神電気鉄道	
	奈良	奈良市	70歳以上	奈良交通
	王寺町	〃	〃	
	明日香村	〃	〃	
	和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
島根	松江市	65歳以上	松江市	
	広島	73歳以上	おのみちバス	
広島	尾道市	70歳以上	芸陽バス、中国バス、鞆鉄道	
	三原市	〃	広島電鉄	
山口	岩国市	70歳以上	いわくにバス、防長交通	
	宇部市	〃	宇部市、船木鉄道	
	宇部市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス	
徳島	宇部市	〃	宇部市 サンデン交通、ブルーライン交通	
	上関市	65歳以上	防長交通	
徳島	徳島市	70歳以上	徳島市	
	小松島市	〃	徳島バス	
福岡	福岡市	65歳以上	昭和自動車	
	古賀市	〃	西日本鉄道、西鉄バス宗像	
佐賀	佐賀市	70歳以上	昭和自動車	
	佐賀市	75歳以上	佐賀市	
長崎	佐世保市	75歳以上	佐世保市、西肥自動車、させほバス 宇久観光バス	
	熊本	70歳以上	九州産交バス、産交バス 熊本電気鉄道、熊本バス 熊本都市バス	
熊本	荒尾市	〃	荒尾市	
	大分	65歳以上	大分バス、大分交通	
宮崎	宮崎市	70歳以上	宮崎交通	
	都城市	〃	〃	
鹿児島	鹿児島市	70歳以上	鹿児島市、いわさきネットワーク (ICカード)	
	薩摩川内市	〃	いわさきコーポレーション 南国交通、J R九州バス	
	霧島市	〃	南国交通 南国交通	
鹿児島	徳之島市	75歳以上	徳之島総合陸運	
	沖永良部市	70歳以上	沖永良部バス企業団	



(表1-2) 回数券式 (バスカード含)

県名	都市名	年齢	対象事業者
北海道	士池鹿釧釧厚濱羅弟標別網	幌田町市	70歳以上 十勝バス、北海道拓殖バス
	幌田町市	鹿追町市	十勝バス 北海道拓殖バス
	釧路市	釧路市	くしろバス
	厚岸町市	厚岸町市	くしろバス
	羅臼町市	羅臼町市	阿寒バス
	弟別町市	弟別町市	阿寒バス
	標別町市	標別町市	阿寒バス
	網走市	網走市	根室交通、阿寒バス 網走バス、網走ハイヤー 網走北交ハイヤー
	遠軽町市	遠軽町市	70歳以上 北紋バス、北海道北見バス
	上湧別町市	上湧別町市	70歳以上 北紋バス、北海道北見バス
	滝上町市	滝上町市	70歳以上 北紋バス、北海道北見バス
	津別町市	津別町市	70歳以上 旭川電気軌道
	神楽川町市	神楽川町市	70歳以上 道北バス
	上川町市	上川町市	70歳以上 沿岸バス
	遠軽町市	遠軽町市	70歳以上 沿岸バス、てんてつバス
	豊平町市	豊平町市	75歳以上 名士バス
	小紋町市	小紋町市	70歳以上 北紋バス、北海道北見バス
	鷹栖町市	鷹栖町市	80歳以上 道北バス
	札幌市	札幌市	70歳以上 北海道中央バス ジェイ・アール北海道バス ニセコバス 北海道中央バス、じょうてつ 夕張鉄道、ばんけいバス ジェイ・アール北海道バス 夕張鉄道
砂川市	砂川市	75歳以上 北海道中央バス	
石狩市	石狩市	70歳以上 道北バス	
千歳市	千歳市	75歳以上 北海道中央バス	
新ひばり市	新ひばり市	65歳以上 道南バス	
新見川町市	新見川町市	70歳以上 道南バス	
岩手市	岩手市	71歳以上 北海道中央バス	
岩手市	岩手市	70歳以上 北海道中央バス	
岩手市	岩手市	70歳以上 函館バス	
岩手市	岩手市	70歳以上 ジェイ・アール北海道バス	
岩手市	岩手市	74歳以上 沿岸バス 士別軌道、道北バス	
岩手市	岩手市	74歳以上 士別軌道、道北バス	
岩手市	岩手市	70歳以上 岩手県北自動車、南部バス ジェイアールバス東北 岩手県交通	
岩手市	岩手市	〃	
岩手市	岩手市	〃	
岩手市	岩手市	〃	
宮城	仙台市	70歳以上	宮城交通、仙台市、ミヤコーバス
宮城	仙台市	〃	ミヤコーバス
宮城	仙台市	〃	〃
福島	北塩原村	75歳以上	磐梯東都バス
秋田	鹿角市	70歳以上	秋北バス
栃木	宇都宮市	70歳以上	関東自動車、東野交通 ジェイアールバス関東
群馬	県内全域	65歳以上	群馬中央バス、群馬バス 上信電鉄、関越交通 日本中央バス、永井運輸 安中タクシー
群馬	安中市	65歳以上	安中タクシー
千葉	浦安市	70歳以上	東京ベイシティ交通
埼玉	三越町市	70歳以上	ライフバス
埼玉	秩父市	60歳以上	ジャパンタローズ
埼玉	秩父市	65歳以上	西武観光バス
新潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
新潟	佐渡市	75歳以上	新潟交通佐渡
長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通
長野	須野市	〃	長電バス
長野	野沢温泉村市	〃	〃
長野	中野市	〃	〃
長野	山ノ内町	〃	〃
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車、日本タクシー
岐阜	濃尾市	65歳以上	濃尾乗合自動車
静岡	浜松市	70歳以上	遠州鉄道、秋葉バスサービス 浜松バス
静岡	三島市	〃	富士急シティバス、伊豆箱根バス
静岡	静岡市	〃	沼津登山東海バス 富士急シティバス 西伊豆東海バス 伊豆東海バス 西伊豆東海バス 南伊豆東海バス 伊豆箱根バス、新東海バス 伊豆箱根バス、沼津登山東海バス 新東海バス、伊豆箱根バス 沼津登山東海バス
静岡	裾野市	〃	富士急シティバス
静岡	西伊豆町市	〃	西伊豆東海バス
静岡	伊東町市	〃	伊豆東海バス
静岡	松崎町市	75歳以上	西伊豆東海バス
静岡	河津町市	70歳以上	南伊豆東海バス
静岡	伊豆南町市	80歳以上	伊豆箱根バス、新東海バス
静岡	函南町市	70歳以上	伊豆箱根バス、沼津登山東海バス
静岡	伊豆の国市	75歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス 沼津登山東海バス
愛知	岡崎市	70歳以上	名鉄バス
愛知	春日井市	〃	〃
愛知	豊橋市	〃	豊鉄バス、豊橋鉄道
三重	津市	74歳以上	三重交通
三重	伊勢市	75歳以上	三重交通、三交伊勢志摩交通
京都	福知山市	75歳以上	京都交通、西日本ジェイアールバス
大阪	枚方市	69歳以上	京阪バス
大阪	堺市	65歳以上	近鉄バス
兵庫	神戸市	70歳以上	神戸市、神姫バス、阪急バス 山陽バス 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興（山手線ポーアイ キャンパス線）
兵庫	宝塚市	70歳以上	阪神バス、阪神バス 阪急田園バス
兵庫	西宮市	〃	阪急バス、阪神バス
兵庫	三木市	〃	神姫バス、神姫ゾーンバス
兵庫	三田市	75歳以上	神姫バス
兵庫	三田市	70歳以上	神姫バス、阪急バス 阪急田園バス
兵庫	川西市	〃	阪急バス
兵庫	尼崎市	〃	尼崎市、尼崎振興
奈良	斑鳩町市	70歳以上	奈良交通
奈良	生駒市	〃	〃
奈良	月ヶ瀬町市	65歳以上	三重交通
鳥取	鳥取市	65歳以上	日ノ丸自動車、日本交通
鳥根	松江市	65歳以上	一畑バス
岡山	高梁市	75歳以上	備北バス
岡山	福山市	74歳以上	北振バス
広島	広島市	70歳以上	広島電鉄、広島交通、広島バス 芸陽バス、備北交通 中国ジェイアールバス エイチ・ディー西広島
広島	福山市	75歳以上	中国バス、鞆鉄道、 衣裳バスカンパニー
広島	尾道市	74歳以上	北振バス
広島	尾道市	73歳以上	中国バス、鞆鉄道 本四バス開発、因の鳥運輸 おのみちバス
山口	下松市	75歳以上	防長交通、中国ジェイアールバス
山口	防府市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス
徳島	徳島市	70歳以上	徳島バス
徳島	阿南町市	〃	徳島バス、徳島バス阿南
徳島	阿波市	〃	徳島バス、徳島バス南部
福岡	福岡市	70歳以上	西日本鉄道、昭和自動車 JR九州バス
福岡	基山町市	75歳以上	西鉄バス佐賀、基山タクシー
長崎	長崎市	70歳以上	長崎県、長崎自動車、長崎バス 長崎県央バス、富川運送
長崎	西海市	〃	さいかい交通
長崎	海浦市	〃	西肥自動車、昭和自動車
熊本	嘉穂町市	70歳以上	熊本バス
熊本	熊本市	〃	九州産交バス、産交バス 熊本電気鉄道、熊本バス 熊本都市バス
鹿児島	鹿児島市	70歳以上	鹿児島市
鹿児島	霧島市	〃	南国交通
鹿児島	薩摩川内市	〃	JR九州バス
鹿児島	与論町市	〃	南陸運
鹿児島	龍郷町市	〃	しまバス
鹿児島	大瀬戸町市	〃	しまバス
鹿児島	大島郡知名町市	〃	沖永良部バス企業団
沖縄	石垣市	65歳以上	東運輸

## 5. 貸切バス事業

### (1) 平成26年度貸切バス事業の収支状況

1. 調査対象事業者407社の経常収入は1,608億円、経常費用は1,512億円、経常損益は96億円の黒字、経常収支率は106.4%（前年度101.4%）と経常収支率は前年度から5%上回った。

調査対象事業者の407社のうち99社24%の事業者が赤字を計上している。

(1) 平成26年度の実働日車当り営業収入は前年度より増加し、69,725円（25年度63,308円、24年度67,818円）となっている。

(2) 支出では、人件費の占める割合が44.4%となっており、車両規模別にみると10両までの事業者は42.0%、11両～30両までは42.9%、31両以上は45.4%と車両規模が大きいほど人件費率が高い。

なお、人件費割合は24年度45.5%、25年度44.2%、26年度44.4%となっている。

また、軽油価格の下落により、燃料油脂費の原価に占める割合は、24年度11.8%、25年度12.1%、26年度10.9%としている。

(3) 車両規模別の収支率については、10両までは103.9%、11両～30両までは105.9%、31両以上は106.8%となっており、前年度と比較して、事業者規模に関わらず収支が改善している。

2. ブロック別の収支状況をみると、昨年度の収支率を上回ったところは北海道の109.7%、東北の103.8%、関東の106.4%、北陸・信越の106.3%、中部の108.8%、近畿の104.4%、中国の107.3%、四国の109.1%、九州の103.9%、の9ブロックであり、昨年度より下回ったところは沖縄の108.5%となっている。

(注) ① 調査対象事業者 貸切バス保有車両10両までは113社、11両～30両まで198社、31両以上の事業者96社、合計407社

② 調査対象事業者は前年度と入れ替えがある。輸送実績報告書より集計

(表1) 一般貸切バス事業の経常収支率

平成26年度

(単位: 億円)

	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
計	308 (240)	99 (161)	407 (401)	1,608 (1,499)	1,512 (1,429)	96 (20)	106.4 (101.4)	車両規模別に抽出 車両数 9,990両 ( 〃 9,609両)
10両まで	79 (72)	34 (56)	113 (128)	82 (78)	79 (95.4)	3 (△8)	103.9 (99.8)	車両数 800両 ( 〃 908両)
11～30両まで	150 (108)	48 (77)	198 (185)	505 (452)	477 (451)	28 (1)	105.9 (100.1)	車両数 3,624両 ( 〃 3,408両)
31両以上	79 (60)	17 (28)	96 (88)	1,021 (902)	956 (882)	65 (20)	106.8 (102.2)	車両数 5,566両 ( 〃 5,293両)

※1. ( ) は前年度

2. 事業者は前年度と入れ替えがある。

3. 端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(参 考) 経常収支率の推移

(単位: 億円)

年度	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
26	308 (76%)	99 (24%)	407 (100%)	1,608	1,512	96	106.4	10両まで 113社 11～30両まで 198 31両以上 96
25	240 (60%)	161 (40%)	401 (100%)	1,449	1,429	20	101.4	10両まで 128社 11～30両まで 186 31両以上 88
24	212 (57%)	157 (43%)	369 (100%)	1,834	1,809	25	101.4	10両まで 86社 11～30両まで 166 31両以上 117



(表2) 平成26年度一般貸切バスブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック	事業者(社)			収入	支出	損益	収支率(25年度) %	
	黒字	赤字	計					
北海道	A	4	2	6	424	350	74	121.1 (107.2)
	B	15	5	20	5,032	4,464	569	112.7 (96.3)
	C	3	2	5	3,487	3,340	147	104.4 (107.5)
	計	22	9	31	8,943	8,154	790	109.7 (101.0)
東北	A	8	2	10	507	486	21	104.4 (103.0)
	B	16	7	23	5,124	5,004	119	102.4 (99.8)
	C	8	6	14	7,863	7,514	350	104.7 (100.1)
	計	32	15	47	13,494	13,004	490	103.8 (100.2)
関東	A	13	7	20	1,744	1,739	4	100.2 (100.5)
	B	24	10	34	7,085	6,674	411	106.2 (101.0)
	C	20	1	21	23,920	22,359	1,560	107.0 (102.5)
	計	57	18	75	32,748	30,773	1,976	106.4 (102.0)
北陸・信越	A	5	3	8	512	514	△2	99.6 (97.7)
	B	16	1	17	5,163	4,723	440	109.3 (106.7)
	C	4	3	7	6,391	6,109	281	104.6 (95.5)
	計	25	7	32	12,066	11,347	720	106.3 (99.7)
中部	A	12	4	16	1,365	1,259	107	108.5 (100.4)
	B	16	7	23	7,494	7,408	87	101.2 (99.2)
	C	10	0	10	17,299	15,368	1,931	112.6 (107.3)
	計	38	11	49	26,158	24,034	2,124	108.8 (104.7)
近畿	A	6	4	10	819	798	21	102.6 (90.7)
	B	23	6	29	8,966	8,491	475	105.6 (100.7)
	C	10	3	13	18,942	18,218	724	104.0 (101.3)
	計	39	13	52	28,727	27,507	1,220	104.4 (100.7)
中国	A	14	7	21	1,439	1,424	15	101.1 (99.6)
	B	20	4	24	5,016	4,651	365	107.8 (98.2)
	C	6	0	6	6,188	5,703	485	108.5 (99.7)
	計	40	11	51	12,643	11,778	865	107.3 (99.0)
四国	A	4	2	6	341	340	0	100.0 (106.3)
	B	8	1	9	2,571	2,438	133	105.5 (101.1)
	C	6	0	6	3,810	3,384	426	112.6 (105.8)
	計	18	3	21	6,721	6,162	559	109.1 (104.0)
九州	A	13	3	16	1,097	1,024	73	107.1 (100.5)
	B	12	7	19	4,085	3,858	226	105.9 (98.4)
	C	8	2	10	10,148	9,877	271	102.7 (95.9)
	計	33	12	45	15,329	14,759	571	103.9 (96.9)
沖縄	A	-	-	-	-	-	-	(-)
	B	-	-	-	-	-	-	(-)
	C	4	0	4	4,055	3,738	317	108.5 (108.9)
	計	4	0	4	4,055	3,738	317	108.5 (108.9)
合計	A	79	34	113	8,247	7,934	313	103.9 (99.8)
	B	150	48	198	50,536	47,711	2,825	105.9 (100.1)
	C	79	17	96	102,103	95,611	6,492	106.8 (102.2)
	計	308	99	407	160,886	151,255	9,631	106.4 (101.4)

(注) A…保有車両10両まで、 B…11～30両まで、 C…31両以上  
端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(表3) 貸切バスの経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	調査対象事業者別	事業者数			収入	支出	損益	収支率
		黒字	赤字	計				
21	保有車両10両まで	67	65	132	85	86	△2	98.1%
	11～30両まで	108	94	202	440	442	△2	99.6%
	31両以上	52	37	89	983	969	14	101.5%
	計	227	196	423	1,509	1,498	11	100.7%
22	保有車両10両まで	59	66	125	88	90	△1	98.6%
	11～30両まで	87	103	190	432	443	△11	97.5%
	31両以上	49	44	93	999	995	4	100.4%
	計	195	213	408	1,519	1,528	△9	99.4%
23	保有車両10両まで	54	79	133	107	107	△1	99.3%
	11～30両まで	81	100	181	401	413	△13	96.9%
	31両以上	45	47	92	948	949	△2	99.8%
	計	180	226	406	1,455	1,470	△15	99.0%
24	保有車両10両まで	44	42	86	77	77	△0	99.9%
	11～30両まで	100	66	166	421	416	5	101.2%
	31両以上	68	49	117	1,336	1,316	20	101.5%
	計	212	157	369	1,834	1,809	25	101.4%
25	保有車両10両まで	72	58	130	102	102	△1	99.3%
	11～30両まで	109	77	186	467	466	1	100.3%
	31両以上	60	27	87	895	875	20	102.3%
	計	241	162	403	1,464	1,444	20	101.4%
26	保有車両10両まで	79	34	113	82	79	3	103.9%
	11～30両まで	150	48	198	505	477	28	105.9%
	31両以上	79	17	96	1,021	956	65	106.8%
	計	308	99	407	1,609	1,513	96	106.4%

(表4) 一般貸切バス実車走行キロ当たり収入・原価の推移

(単位：円銭)

収支別	21年度				22年度				23年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	360.50	343.78	357.40	353.49	352.45	338.20	359.52	352.78	370.26	341.11	355.50	352.43	
原価	367.49	345.31	352.22	350.99	357.37	346.82	358.21	354.78	372.90	351.97	356.12	356.11	
内訳	人件費	158.08	159.96	164.41	162.72	154.30	154.64	169.25	164.04	160.27	155.86	163.86	161.19
	諸経費	209.41	185.35	187.81	188.27	203.07	192.18	188.96	190.74	212.63	196.62	194.92	194.92

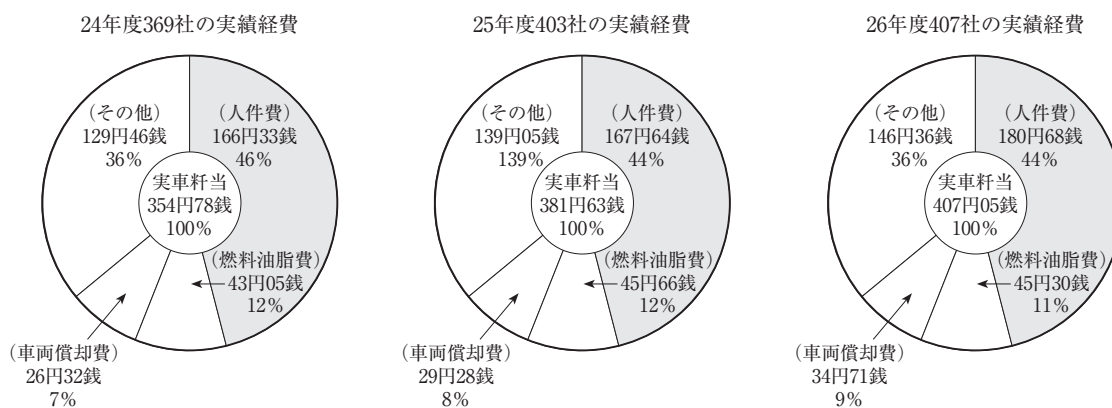
収支別	24年度				25年度				26年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	386.63	348.22	376.76	370.20	374.03	395.08	384.50	387.05	444.55	428.69	434.19	432.96	
原価	386.91	344.07	371.12	365.16	376.58	393.99	375.95	381.63	427.66	404.73	406.58	407.05	
内訳	人件費	166.04	147.67	172.70	166.33	158.52	160.47	172.34	167.64	179.42	173.46	184.40	180.68
	諸経費	220.87	196.40	198.42	198.83	218.06	233.52	203.61	213.99	248.24	231.26	222.18	226.36

(表5) 貸切バス実車走行キロ当り経費構成比率の推移

(単位：円銭)

年 度	事業者数	人件費	燃料油脂費	減価償却費	諸経費	合計	対前年度 (%)
14	398	200.19 (53.8%)	28.10 (7.6%)	- -	143.72 (38.6%)	372.01 (100.0%)	-4.4%
15	433	186.11 (51.8%)	27.66 (7.6%)	- -	145.63 (40.5%)	359.39 (100.0%)	-3.4%
16	453	180.12 (49.9%)	30.42 (8.4%)	- -	150.76 (41.7%)	361.29 (100.0%)	0.5%
17	421	176.12 (49.1%)	35.12 (9.8%)	- -	147.09 (41.0%)	358.42 (100.0%)	-0.8%
18	423	173.28 (47.4%)	39.39 (10.8%)	- -	152.62 (41.8%)	365.29 (100.0%)	1.9%
19	418	165.23 (45.9%)	40.21 (11.2%)	- -	155.14 (43.1%)	360.59 (100.2%)	-1.3%
20	404	160.89 (45.8%)	43.75 (12.5%)	- -	155.36 (44.3%)	360.00 (102.6%)	-0.2%
21	423	162.72 (46.4%)	33.02 (9.4%)	27.88 (7.9%)	127.37 (36.3%)	350.99 (100.0%)	-2.5%
22	408	164.04 (46.2%)	36.76 (10.4%)	27.57 (7.8%)	126.41 (35.6%)	354.78 (100.0%)	1.1%
23	406	161.19 (45.3%)	41.46 (11.6%)	27.97 (7.9%)	125.49 (35.2%)	356.11 (100.0%)	0.4%
24	369	166.33 (45.5%)	43.05 (11.8%)	26.32 (7.2%)	129.46 (35.5%)	365.16 (100.0%)	2.5%
25	403	167.64 (43.9%)	45.66 (12.0%)	29.28 (7.7%)	139.05 (36.4%)	381.63 (100.0%)	4.5%
26	407	180.68 (44.4%)	45.30 (11.1%)	34.71 (8.5%)	146.36 (36.0%)	407.05 (100.0%)	8.3%

(図1)



(表6) 平成26年度貸切バス原単位の比較

項 目	単位	北海道	東 北	関 東	北陸・信越	中 部	近 畿	中 国
実働日車キロ	キロ	148.0	132.7	159.3	177.4	175.2	171.1	173.6
実働日車当り 総走行キロ	キロ	190.6	189.3	210.9	226.8	218.6	218.7	216.4
実 働 率	%	57.5	52.1	58.1	55.9	66.2	58.9	49.4
実働日車当り 営業収入	円	62,408	60,059	71,319	73,060	66,022	78,789	72,184
実働日車当り 人件費※	円	26,255	24,550	30,443	28,998	28,345	33,417	29,695
実働日車当り 経費(経常費用)	円	58,029	59,189	68,131	69,418	61,568	76,878	68,921
経費に占める 人件費の割合※	%	45.2	41.5	44.7	41.8	46.0	43.5	43.1
経費に占める 燃料費の割合	%	11.7	11.4	10.3	12.5	10.8	10.5	11.4
運行回数による 旅行業者扱い比率	%	42.0	19.0	47.6	49.5	38.9	24.9	31.1

項 目	単位	四 国	九 州	沖 縄	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	229.8	163.3	102.3	163.9	142.2	157.9	169.2
実働日車当り 総走行キロ	キロ	269.9	213.8	137.1	211.6	185.5	203.9	218.1
実 働 率	%	48.2	54.2	62.0	57.1	42.3	53.0	61.8
実働日車当り 営業収入	円	84,863	68,053	54,424	69,725	61,292	66,225	72,397
実働日車当り 人件費※	円	32,525	31,381	27,374	29,622	25,514	27,386	31,210
実働日車当り 経費(経常費用)	円	80,022	66,645	50,708	66,733	60,814	63,897	68,814
経費に占める 人件費の割合※	%	40.6	47.1	54.0	44.4	42.0	42.9	45.4
経費に占める 燃料費の割合	%	11.9	12.3	11.2	10.9	11.9	11.0	10.8
運行回数による 旅行業者扱い比率	%	56.5	55.6	85.2	38.5	22.0	30.5	44.9

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費  
 2) 輸送実績報告書より集計

(表7) 貸切バス原単位の推移

項 目	単位	平成26年度			平成25年度				
		合 計	10両まで	30両まで	31両以上	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	163.9	142.2	157.9	169.2	169.4	162.9	164.7	172.7
実働日車当り 総走行キロ	キロ	211.6	185.5	203.9	218.1	218.9	214.2	211.6	233.3
実働率	%	57.1	42.3	53.0	61.8	58.9%	43.7%	54.9%	63.9%
実働日車当り 営業収入	円	69,725	61,292	66,225	72,397	63,308	57,441	60,843	69,381
実働日車当り 人件費※	円	29,622	25,514	27,386	31,210	28,172	26,436	28,058	32,508
実働日車当り 経費(経常費用)	円	66,733	60,814	63,897	68,814	63,700	61,601	61,928	64,945
経費に占める 人件費の割合※	%	44.4	42.0	42.9	45.4	44.2%	41.7%	41.6%	45.8%
経費に占める 燃料費の割合	%	10.9	11.9	11.0	10.8	12.1%	12.7%	12.3%	11.9%
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	38.5	22.0	30.5	44.9	43.3	29.8	29.3	53.9

平成24年度

項 目	単位	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	187.3	159.2	190.0	188.2
実働日車当り 総走行キロ	キロ	236.0	201.2	239.8	237.0
実働率	%	62.4%	51.6%	58.3%	64.8%
実働日車当り 営業収入	円	67,818	60,583	64,614	69,381
実働日車当り 人件費※	円	31,150	26,436	28,058	32,508
実働日車当り 経費(経常費用)	円	68,387	61,601	65,376	69,856
経費に占める 人件費の割合※	%	45.5%	42.9%	42.9%	46.5%
経費に占める 燃料費の割合	%	11.8%	12.3%	12.4%	11.6%
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	43.1	24.2	38.8	47.7

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費  
2) 輸送実績報告書より集計

## (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

(国自旅第618号)  
平成26年3月26日

### 第1. 車種区分

大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車……………車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車……………大型車、小型車以外のもの

小型車……………車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

### 第2. 運賃

#### 1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

#### 2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

##### (1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は8時間を上限として計算することとする。

##### (2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

##### (3) 運賃計算の基本

① 運賃は、車種別に計算した金額の最高額及び最低額の範囲内とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

#### 3. 運賃の割引

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。ただし、2. (3) ①により計算した額の下限額を限度とする。

(2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体については2割引とする。ただし、2. (3) ①により計算した額の下限額を限度とする。

(3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。

### 第3. 料金

#### 1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

#### 2. 料金の適用

##### (1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割以内の割増料金を適用する。

##### (2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増料金を適用することができる。

① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。

② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

##### (3) 交替運転者配置料金



法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、別紙1で示す交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用する。

#### 第4. 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

#### 第5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。
- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

#### 第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から運賃以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

### 一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の額の範囲

(単位：円)

			北海道運輸局		東北運輸局		関東運輸局		北陸信越運輸局		中部運輸局	
			上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	170	120	200	140	170	120	170	120	160	110
		中型車	150	100	170	120	150	100	150	100	130	90
		小型車	120	90	140	100	120	80	120	90	110	80
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	6,130	4,250	7,460	5,160	7,680	5,310	7,350	5,090	7,660	5,310
		中型車	5,180	3,580	6,290	4,360	6,480	4,490	6,210	4,300	6,470	4,480
		小型車	4,450	3,080	5,410	3,740	5,560	3,850	5,330	3,690	5,550	3,850
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	20	10	20	10	40	30	30	20	20	
		時間制料金 (1時間当たり)	2,730	1,890	2,610	1,810	3,080	2,130	2,820	1,950	3,340	2,310
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		時間制運賃及び交替運転者配置料金(1時間当り)の2割増し		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		
	特殊車両割増料金	運賃の5割増以内		運賃の5割増以内		運賃の5割以内		運賃の5割増し		運賃の5割以内		

			近畿運輸局		中国運輸局		四国運輸局		九州運輸局		沖縄総合事務局	
			上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	170	120	210	150	140	100	150	100	250	170
		中型車	150	100	180	130	120	90	130	90	210	150
		小型車	120	90	150	110	100	70	110	80	180	120
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	8,660	5,990	7,230	5,010	7,300	5,050	6,910	4,790	5,870	4,060
		中型車	7,310	5,060	6,100	4,230	6,160	4,260	5,830	4,040	4,960	3,430
		小型車	6,280	4,340	5,240	3,630	5,290	3,660	5,010	3,470	4,260	2,950
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	30	20	40	30	30	20	10	10	50	30
		時間制料金 (1時間当たり)	3,130	2,170	2,770	1,920	2,630	1,820	2,700	1,870	3,040	2,110
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内		
	特殊車両割増料金	運賃の5割増以内		運賃の5割増以内		運賃の5割増以内		運賃の5割以内		運賃の5割増以内		

### (3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

平成23年度よりスタートした貸切バス事業者安全性評価認定制度とは、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。

現在、全国772事業者（日本バス協会会員の35.4%）、19,859両（会員保有車両数の59.2%）（1月20日現在）の認定がされている。また、平成27年度より、貸切バス事業者安全性評価認定制度の最高位の評価である、3つ星の事業者が誕生し運行している。

この度の訪日外国人旅行者の臨時営業区域においても、認定事業者であることが条件となっており、認定事業者にインセンティブが与えられ、社会的なイメージアップも向上している。この制度を更に多くの貸切バス事業者が認定を受け、活用されるとともに、利用者・旅行会社が安全性の高い事業者を選択できるよう、今後も更なる安全性向上に努めるとともに、国からの支援をはじめ、バス業界として関係業界団体への周知徹底、PR等をより積極的に行っている。

○貸切バス事業者安全性評価認定事業者 平成28年1月20日現在

	事業者数 社	車両数 両
平成26年度認定事業者	299 (内新規167 更新132)	7,909 (内新規4,181 更新3,728)
平成27年度認定事業者	473 (内新規171 更新302)	11,950 (内新規2,988 更新8,962)
認定業者 合計	772 { 1 ッ星 376 2 ッ星 216 3 ッ星 180	19,859 { 1 ッ星 7,991 2 ッ星 5,677 3 ッ星 6,191
内 非会員事業者	37 { 1 ッ星 34 2 ッ星 1 3 ッ星 2	455 { 1 ッ星 408 2 ッ星 21 3 ッ星 26
会員（非会員除く）に対する 認定事業者の割合	35.4%	59.2%
全事業者数（非会員含む）に対する 認定事業者の割合	17.1%	40.7%

○業界全体

	事業者数 社、%	車両数 両、%
貸切バス事業者	4,512 (100.0)	48,808 (100.0)
うち会員	2,178 ( 48.3)	33,550 ( 68.7)
うち非会員	2,334 ( 51.7)	15,258 ( 31.3)

※貸切バス事業者は平成26年3月現在（国土交通省調べ）  
うち会員は平成27年8月現在（日本バス協会調べ）

# Ⅲ. 安全輸送の取組み

## 1. 安全輸送体制の確立

### (1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。また、「安全管理規程の作成及び届出」、「安全統括管理者の選任及び届出」が一定規模（バス事業にあっては保有台数200台以上）の事業者者に義務付けられ、その後平成25年10月からは、これに加え全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者に義務付け対象が拡大された。

その主な内容は、次のとおりである。

#### ① 全事業者に対するもの

ア. P（計画の作成）・D（計画の実施）・C（効果等の評価）・A（計画の改善）を導入し、さらに継続的に繰り返すことによって、輸送のレベルアップを図る。

イ. 安全確保の責務

ウ. 安全情報の公表

#### ② 保有車両数200台以上のバス事業者及び全ての貸切バス事業者並びに貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）に対するもの

上記①の各項目に加え、次の項目を実施することが義務づけられた。

ア. 安全管理規程の作成、届出

安全に関する取組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法等を記載。

イ. 安全統括管理者の選任、届出

安全管理体制に必要な事項の経営トップへの報告及び事業者内部への徹底。

また、国土交通省によるマネジメント評価を受けることとなっている。

なお、マネジメント評価については、国土交通省による評価のほかに、当面の措置として、国が認定した第三者機関による評価も認められている。

日本バス協会は、会員事業者において円滑な取り組みができるよう、安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう（※1）」の作成・配付や国等が開催するシンポジウム等の周知に努めている。

（※1）日本バス協会では、平成25年10月から運輸安全マネジメント制度の義務付け対象が拡大されたことを踏まえ、平成26年度事業として、平成22年に作成・配付した運輸安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」の改訂版（第2版）を作成・配付した。



## (2) バス事業における総合安全プラン2009

交通安全対策について、国は、現在「第9次交通安全基本計画（平成23年～27年）」に基づき、平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取組みをしている。交通事故死者数については、平成20年には5,155人となり、「第8次交通安全基本計画」の目標を2年前倒して達成した。また、平成15年からの10年間で交通事故死者数を5,000人以下にするという政府目標についても、平成21年に4,914人となり実現された。

一方、自動車運送事業においては、自家用自動車と比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いのが現状である。

このような状況を踏まえ、平成21年3月、国土交通省に設置されている「自動車運送事業に係わる安全対策検討委員会」において、今後の10年間を見据えた「事業用自動車総合安全プラン2009」について提言がなされた。

日本バス協会は、本提言を踏まえ、平成21年6月に「バス事業における総合安全プラン2009」を策定し、10年後における事故削減目標を設定して、取組みを進めることとした。

その後、平成26年11月に国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」が改定されたことに伴い、危険ドラッグ等薬物乱用による運行の絶無を目標に追加する等、平成27年5月に「バス事業における総合安全プラン2009」の改定を行った。

### 【バス事業における総合安全プラン2009】 バス事業に係る事故等削減目標

1. 平成30年における交通事故死者数をゼロとする。
2. 平成30年における人身事故件数を1,800件以下とする。  
(※平成25年におけるバス事業に係る交通事故死者数は17人、人身事故件数は2,164件)
3. ただちに飲酒運転をゼロとする。
4. 危険ドラッグ等薬物乱用による運行を絶無とする。

## (3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策

(北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故を受けての安全対策)

平成26年3月3日に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故の原因については、衝突前にバス運転者が意識を失っていた可能性もあるとみられており、平成26年4月、国土交通省の「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」の要請を受け、この要請内容を各バス事業者に周知し、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うよう要請するとともに、ソフト・ハード両面について、

### ○ ソフト面の安全対策

1. 各都道府県バス協会に対し、脳疾患、心臓疾患、SASなどバスの運転に支障を及ぼすおそれのある主要疾病に対する各バス事業者による検査の実施を促進するため、検査費用の助成拡充を要請
2. 国土交通省作成の健康管理マニュアルの分かり易い要約版を作成し、各バス事業者に対し活用を要請
3. 衝突被害軽減ブレーキ装置付き車両である旨をバスの車体に表示するなど、バス利用者に対する安全情報の発信を進めるよう、各バス事業者に要請
4. 高速道路等の走行に関し、乗客に対するシートベルト着用案内を再徹底するよう、各バス事業者に要請するとともに、国土交通省と、運転者の体調急変時などの対応方策を引き続き検討
5. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査において、積極的な健康管理を行っている事業者に対し加点を検討

### ○ ハード面の安全対策

1. 衝突被害軽減ブレーキ装着車両への代替を促すため、当該装着車両を運輸事業振興助成交付金の補助対象に加えるとともに、そのための予算を増額補正
2. 既存車に後付ができる衝突被害の軽減に資するための装置の開発を、国及び一般社団法人日本自動車工業会に引き続き要請

に取り組むこととした。



また、平成26年3月25日、4月11日、5月8日に「安全輸送委員会安全確保対策WG」を開催し、高速道路を運行するバスの安全対策について検討を行い、検討結果について会員事業者に取り組みを要請した。

## 2. 大規模災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、バス事業者にも津波による車両の流出や社屋等の損壊、道路の崩壊等による運行の停止など深刻な被害をもたらした。

日本バス協会では、この教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、平成24年5月に安全輸送委員会安全確保対策WGに「大規模災害対策特別小委員会」を設置し、検討を重ね、平成25年5月に「大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）」及び「大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）」（以下、「マニュアル等」という。）を取りまとめた。

このマニュアル等は、大規模災害発生時に、バス事業者が乗客や従業員の安全を確保するとともに、バス事業の社会的使命を果たすために必要な初動対応の基本事項及びそのために必要な事前の備えを定め、各事業者が災害対応マニュアルを作成する際の指針とするものである。

### 《構成》

- (1) 大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）
  - ① マニュアルの目的
  - ② 災害の基礎知識
  - ③ 初動対応の基本方針
  - ④ 事前の備え
  - ⑤ 災害への対応
- (2) 大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）
  - ① はじめに
  - ② 平時の備え
  - ③ 災害時の対応
  - ④ その他

## 3. 飲酒運転防止対策の推進

### (1) 飲酒運転防止対策の推進

平成14年7月、中央自動車道においてバス運転者が飲酒運転し接触事故を起こしたのに続き、同年8月には神戸市で路線バス運転者が酒気帯び運転をし、停留所付近で斜横断中の歩行者と接触して死亡させるという事故を引き起こした。

いずれも、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事故であり、同年9月の国土交通省通達を受け、ただちに日本バス協会に「飲酒運転防止対策会議」と、作業部会の「飲酒運転防止対策WG」を設置し、平成14年10月、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、同年11月には「飲酒運転防止対策事例集」を編纂して全会員事業者へ配付、平成15年2月には、「マニュアル」で定めた厳正な点呼に活用するため、アルコール検知器を全国の会員へ緊急配付した。

平成18年1月には、飲酒運転防止対策をより効果的なものにするため、これまでのマニュアル等を整理・統合して新たに「飲酒運転防止対策マニュアル」として改定し、全国の会員事業者へ周知徹底を図った。

さらに、平成22年4月に国土交通省令等が改正されたことによる、平成23年5月からの点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等に対応するため、平成23年4月に「飲酒運転防止対策マニュアル」を再度改定した。

また、飲酒運転防止対策については、現在は「安全輸送委員会」及び「安全輸送委員会安全確保対策WG」により進められ、全国の会員事業者において万全の対策がとられるよう、毎年、秋の全国交通安全運

動に併せて「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて取り組んでいる。

## (2) アルコール検知器の使用義務化

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の乗務員の飲酒運転を根絶するため、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等の省令改正を行い、平成23年5月に施行した。

日本バス協会では、これに先立ち、平成15年からアルコール検知器の導入・活用を図っている。

省令改正の概要は、次のとおりである。

### ① 公布（平成22年4月28日）と同時に施行の事項

ア. 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

イ. 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」を追加。（従来の通達から省令へ）

ウ. 上記イの補助者が、運行管理者の指示を受けずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

### ② 平成23年5月1日から施行の事項

ア. 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持すること。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

イ. 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

ウ. 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

## 4. 車内事故防止対策

バス事故件数の約3割を車内事故が占めており、さらに車内事故による負傷者の約半数は65歳以上の女性であること等から、車内事故の減少に努めるため、平成26年度においても「バス車内事故防止キャンペーン」を7月に設定し、バス利用者に対する啓発活動等に努めている。以下は、本運動の概要である。

### ① 実施期間 平成27年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

### ② 重点項目

ア. 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）

（ア）ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。

（イ）ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。）の励行。停留所発信時における安全基本動作を徹底する。

イ. 貸切、高速、リムジン（空港連絡）バス等（以下「貸切、高速バス等」という。）

（ア）乗客へのシートベルト着用の徹底。

### ③ 実施事項

ア. 利用者への啓発活動

（ア）一般乗合バス車内における実施事項

a. ポスターを掲示する。（※2）

b. 車内アナウンスを活用する。

（イ）その他の実施事項

a. バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。

b. 日本バス協会及び地方バス協会の一般乗合バス会員事業者のホームページに車内事故防止キャンペーン中である旨を掲載する。

c. 地方バス協会は、各都道府県内の旅行業界等に対して協力を依頼する。



イ. 一般ドライバー等への協力要請

一般ドライバー団体・トラック業界・タクシー業界等の広報誌等へ車内事故防止の協力方掲載を依頼する。

ウ. その他会員事業者・運転者の実施事項

(ア) 一般乗合バス事業者について

- a. 車内事故防止削減目標を定める。
- b. 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。
- c. 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行する。
- d. 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。

(イ) 貸切、高速バス等事業者について

- a. シートベルト着用について、乗客にはどのような案内が効果的か等の勉強会を開催する。

(※2) 車内掲出用ポスター



## 5. 改正道路交通法への対応

後部座席のシートベルト着用について、次のとおり周知徹底を図った。

《実施事項》

- ① 出発時や高速道路進入時等の機会をとらえ、適宜、車内アナウンスにより、シートベルト着用を促す。
- ② 車内の乗客から見易い位置（例えば、団体名札差しの裏面等）にステッカーを貼付する等して、シートベルト着用を促す。（なお、ステッカーの貼付に替えて他の方法で視覚に訴えることも可である。）
- ③ 運行前の点検時には、乗客がスムーズに着用できるよう、シートベルト装備状況の点検を行う。
- ④ ガイド（団体の幹事等も含む）等が、業務を遂行するため、通路等に立ち、または通路等を移動するために席を離れる際は、乗客の理解を求め所要時間の短縮を図る等して、可能な限りシートベルト着用状態を確保できるよう努める。

## 6. バスジャック・テロ対策

### (1) バスジャック対策の推進

平成12年5月、佐賀駅発西鉄天神バスセンター行きの西日本鉄道(株)の高速バスが、九州自動車道を走行中、刃物を持った少年に乗り取られ、乗客21名のうち1名が死亡、3名が重傷を負うという過去に例を見ない悲惨なバスジャック事件が発生した。

日本バス協会は、本事件を機に、ただちに同種事件発生時の適切な対応を検討するため、運輸省（現：国土交通省）の参画も得てバスジャック対策検討会議を設置した。また、本検討会の下に、作業部会として「統一マニュアル策定ワーキンググループ」及び「緊急連絡手段整備ワーキンググループ」を設置し、集中的に検討を行って、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定した。

平成20年7月に東名高速道路を運行中の高速バスがバスジャックされるという事件が発生したことから、緊急に、安全輸送委員会に「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ会議」を設置し、「マニュアル」の点検をはじめ、対策について検討を行った結果、平成20年12月2日に「バスジャック統一対応マニュアル」等を改定した。

なお、国土交通省からの通達「バスジャック対策の推進について」を受け、下記事項について会員事業者へ周知徹底を図っている。

- ア. バスジャック対策マニュアルを策定していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一対応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- イ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック訓練を実施すること。
- ウ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
- エ. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。
- オ. その他、早期に実施する事項
  - (ア) 緊急連絡手段（非常用防犯灯スイッチ）に係る点検
  - (イ) 一般国民への協力依頼
    - 自社が装備している緊急連絡手段（警察への通報等を求めるための非常用防犯灯等）について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民に協力を求めるための周知を行う。

### (2) テロ対策の徹底

日本バス協会では、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定し、これを基に、ゴールデンウィークや夏季休暇等の人出が多数予想される時期を前にテロ対策の徹底を図っている。

国民の皆様へのお願い

(ホームページやバスターミナル・主要乗降所等での掲載・掲示例)

走行中のバスに「SOS」や「緊急事態発生」等が表示されていたり、あるいは見慣れない青いランプ（防犯灯）が点滅していたら、そのバスの車内ではバスジャックのような異常事態が発生しているかもしれません。

そのようなバスを見かけましたら、110番への通報をお願いします。

《非常用防犯灯の一例》

◎ 文字による表示の例  
(側面・前面も表示するものもある。)



◎ 防犯灯点滅による表示の例



なお、平成26年度には、バスに搭載の非常用防犯灯（車両後面に装備する青色灯火）等について、何を示す灯火かが不明瞭な場合には、表示（※3）を行うよう取り組むこととした。

(※3) 表示例



## 7. 平成25・26年の交通事故

### (1) 全国の交通事故の現状

現代社会において、自動車は必要不可欠なものになっており、平成26年12月末のわが国の自動車保有車両数は、約8,100万台、運転免許証保有者数は約8,200万人となっている。

このような自動車保有台数、運転免許保有者数の増加や高速道路の整備に伴う高速化により、交通事故や環境への影響が大きな社会問題となっている。

平成26年中の交通事故による死者数は4,113人で、14年連続の減少となり、交通事故件数及び負傷者数も10年連続で減少した。しかしながら、近年、交通事故死者数の減少幅は縮小傾向にあり、交通事故死者数全体に占める65歳以上の高齢者の割合が高い水準で推移しているなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。(図1参照)

警察庁による平成26年中の死亡事故に関する分析の概要は次のとおりである。

#### ① 高齢者が占める割合過去最高

交通事故死者数を年齢別にみると、高齢者（65歳以上）が2,193人（構成率53.3%）と最も多く、次いで50歳代が411人（同10.0%）、40歳代が381人（同9.3%）の順に多い。

また、過去10年間の推移をみると、若者（平成16年の0.36倍）及び25～29歳（同0.34倍）などに比較して、高齢者（同0.71倍）は、減少率が少ないことから、全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、他の年齢層と比べて厳しい情勢にある。

#### ② 歩行中死者が7年連続最多

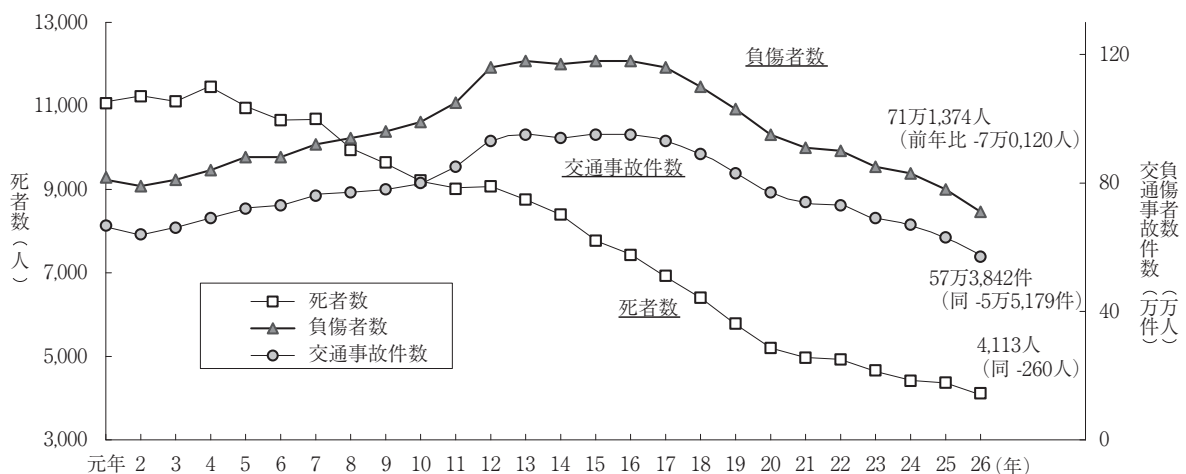
交通事故死者数を状態別にみると、歩行中（1,478人 構成率36.4%）が最も多く、次いで自動車乗車中（1,370人 同33.3%）となっており、両者で全体の3分の2以上を占めている。

#### ③ シートベルト非着用死者が特に減少

自動車乗車中の致死率（死傷者に占める死者の割合）をシートベルト（チャイルドシートを含む）着用有無別にみると、平成26年の着用者の致死率は非着用者の約14分の1以下であり、このことからシートベルトの着用が交通事故の被害軽減に寄与していることが認められる。

また、非着用死者の構成率を座席位置別にみると、後部座席は69.5%と他の座席に比べ高くなっている。

(図1) 交通事故の推移



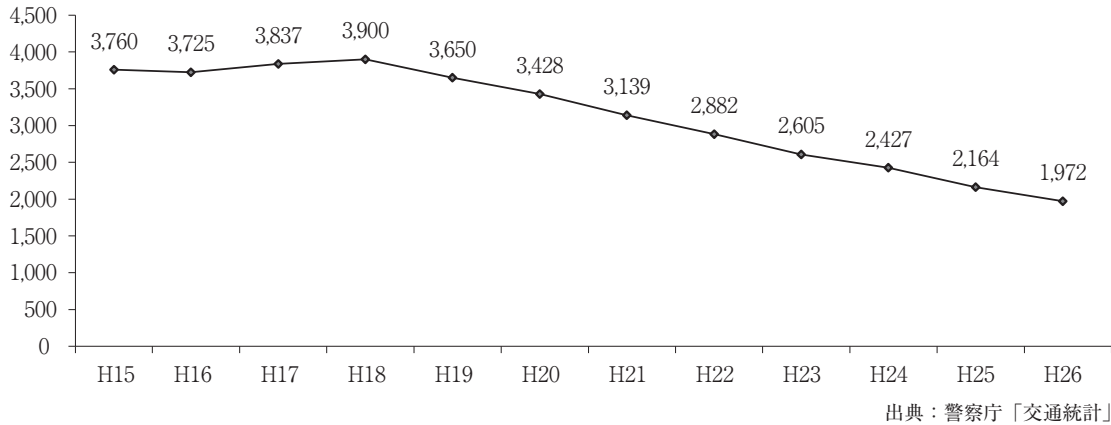
(注) 交通事故件数及び死傷者数は警察庁資料により作成。ただし人身事故のみ。

## (2) バス（事業用）に係る交通事故情報

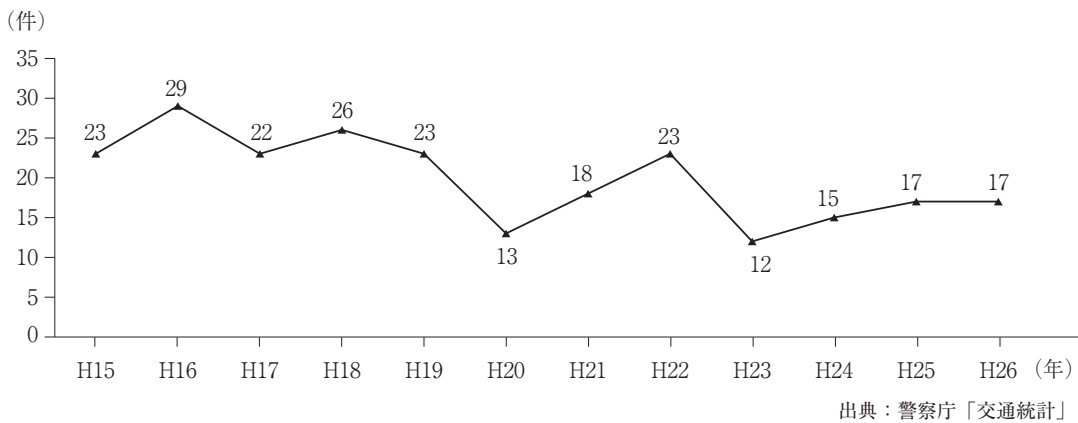
### ① バスの事故件数・死亡事故件数の推移

平成26年のバスの事故件数は1,972件（対前年比-192件）で、8年連続で減少した。死亡事故件数は17件（同±0件）で、横ばいとなっている。（図1、図2、図3参照）

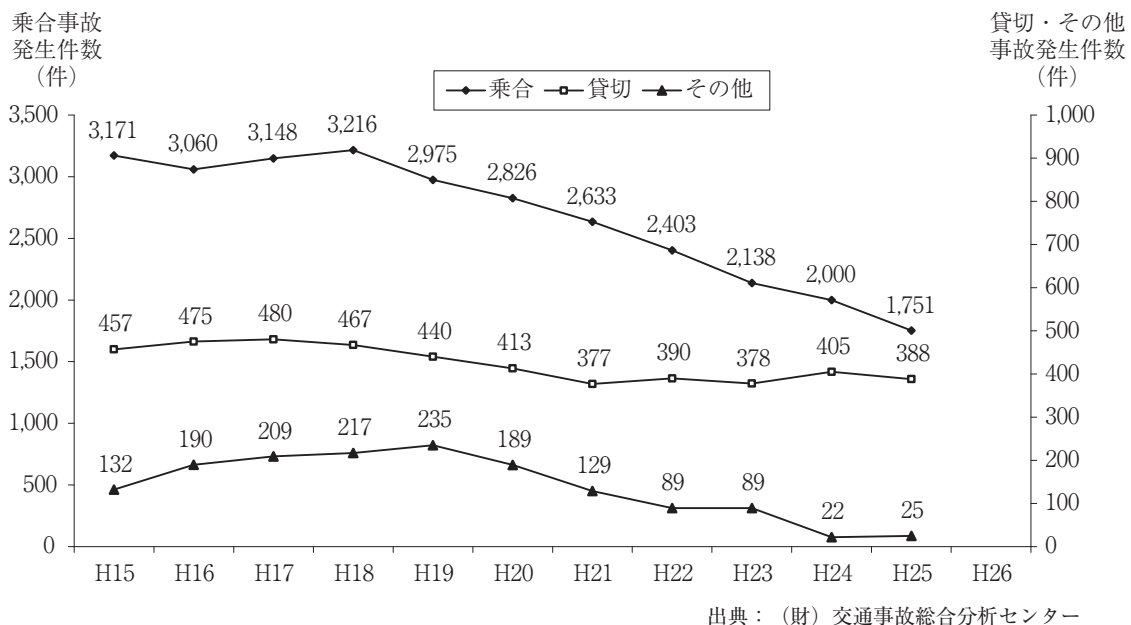
（図1）バスの事故件数の推移



（図2）バスの死亡事故件数の推移



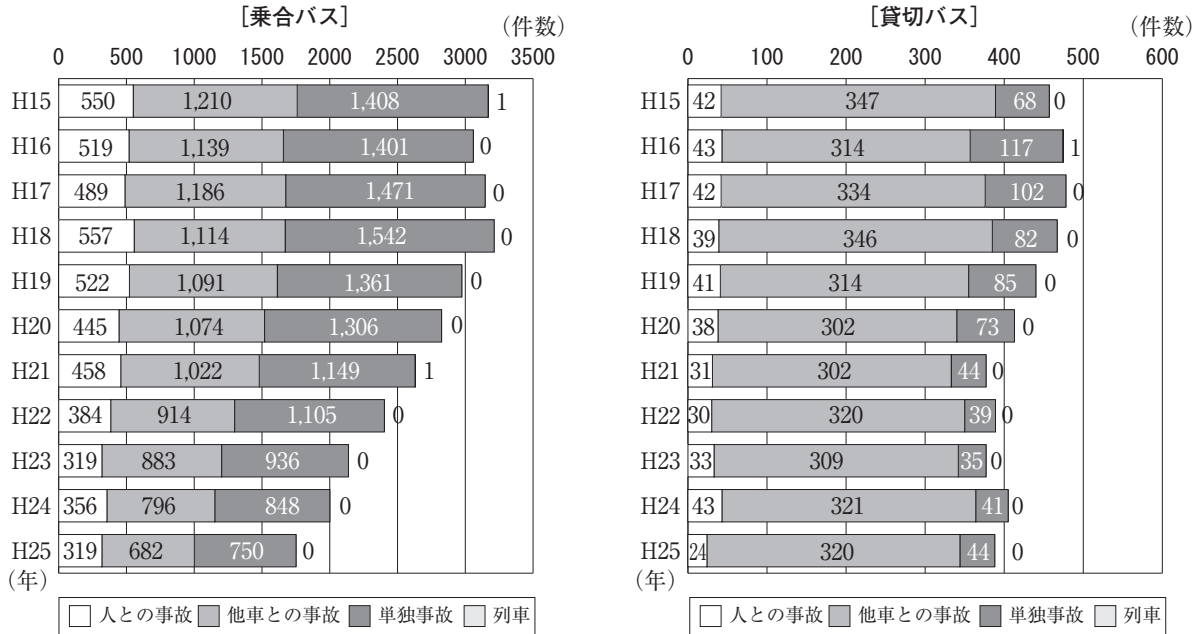
（図3）バス業種別事故件数の推移



② バスの事故類型別事故件数

乗合バスは単独事故が最も多く、次いで他車との事故が多い。また、貸切バスは他車との事故が圧倒的に多い。(図4参照)

(図4) バス事故の類型別事故件数

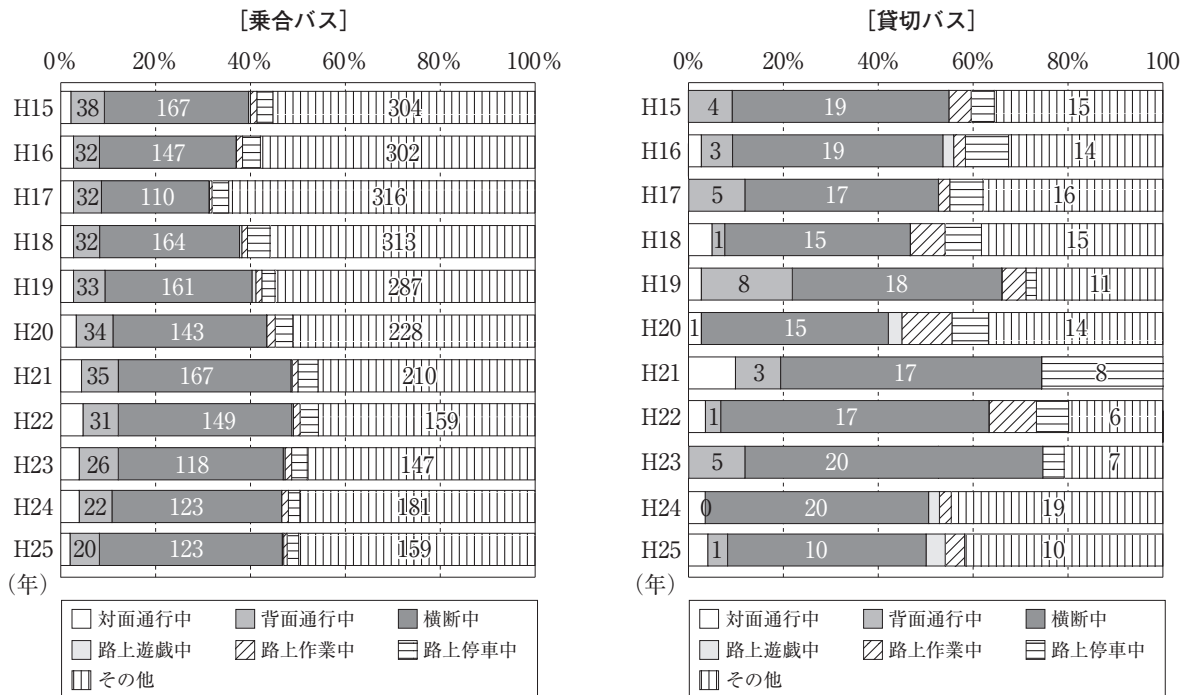


出典：(財)交通事故総合分析センター

③ バスの事故類型別事故件数の内訳 (人との事故)

人との事故は、乗合バス・貸切バスともに歩行者横断中の件数が多い。(図5参照)

(図5) バス事故の類型別事故件数 (人との事故)



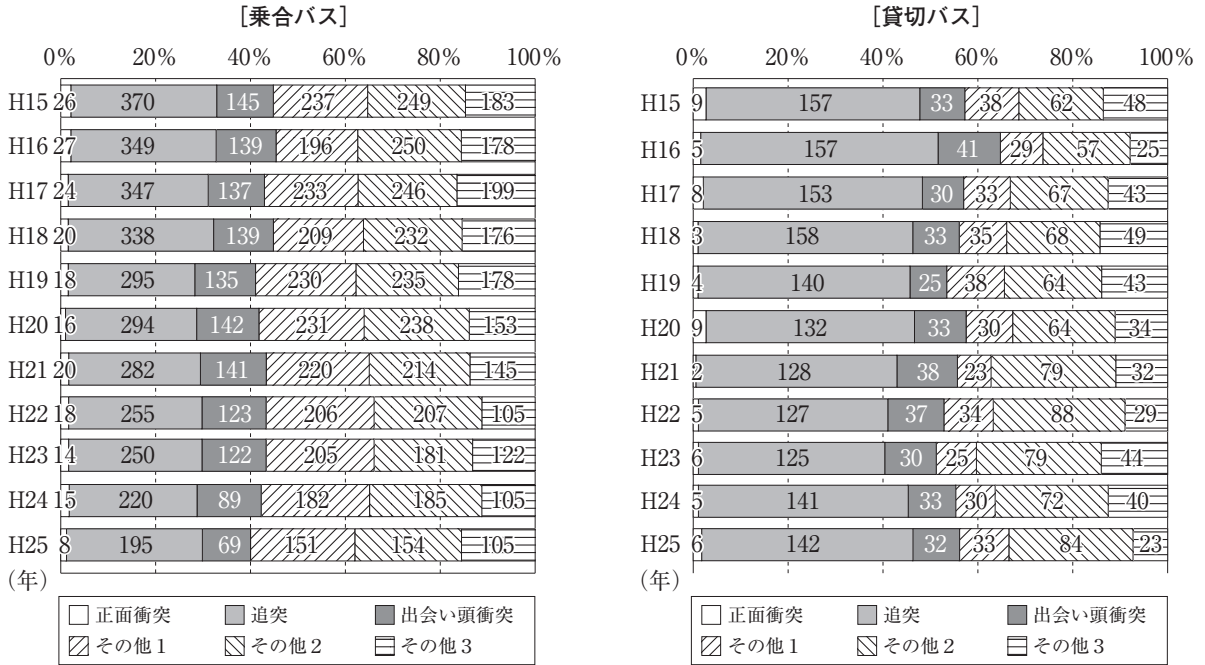
出典：(財)交通事故総合分析センター



④ バスの事故類型別事故件数の内訳（他車との事故）

他車との事故は、乗合バス・貸切バスともに追突が最も多く、特に貸切バスではその割合が高い。（図6参照）

（図6）バス事故の類型別事故件数の内訳（他車との事故）

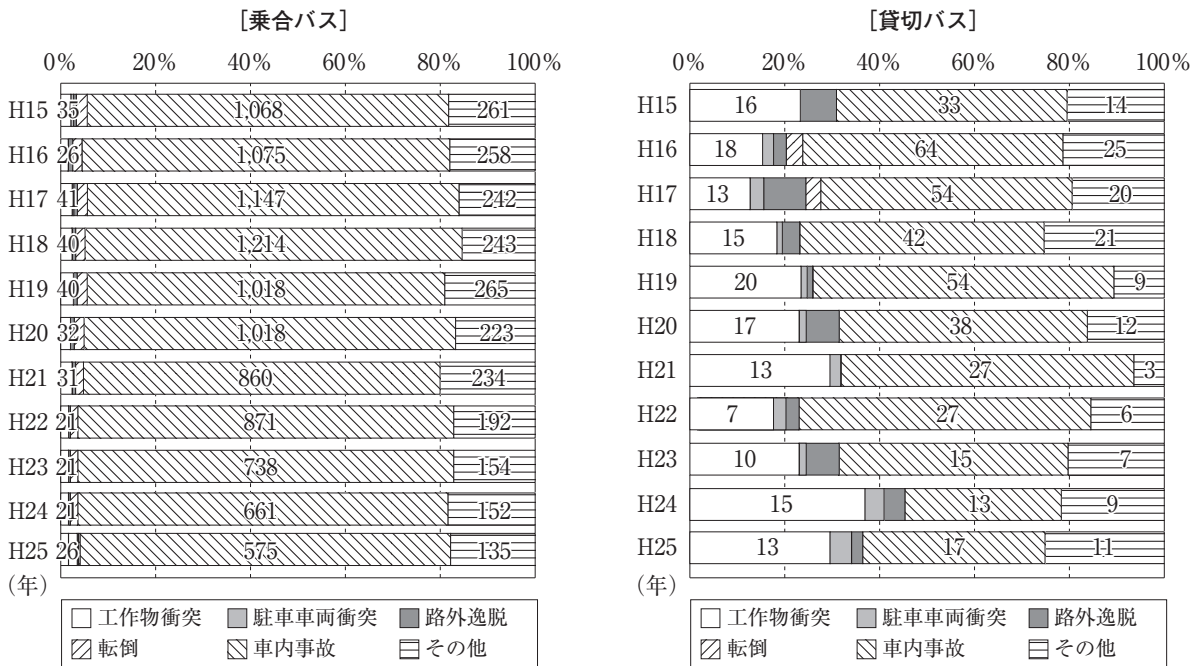


出典：（財）交通事故総合分析センター

⑤ バスの事故類型別事故件数の内訳（単独事故）

単独事故件数は、貸切バスに比べ乗合バスの件数が圧倒的に多い。また、近年減少傾向にあるものの、車内事故の占める割合が乗合バスで特に高い。（図7参照）

（図7）バス事故の類型別事故件数の内訳（単独事故）



出典：（財）交通事故総合分析センター

### (3) 事業用自動車の事故

#### ① 事業用自動車の事故発生状況

平成25年中に発生した事業用自動車による重大事故は、国土交通省の調査結果によると3,118件で、死傷者等は次のとおりである。

ア. 全	件数	3,118件	対前年比+ 68件
	(うち、乗務員に起因するもの)	2,011件	〃 + 87件
イ. 事故による	死者数	821人	〃 - 12人
	〃 重傷者数	1,672人	〃 + 14人
	〃 軽傷者数	2,202人	〃 + 99人

(注) 国土交通省資料により作成

#### ② 業態別事故発生状況

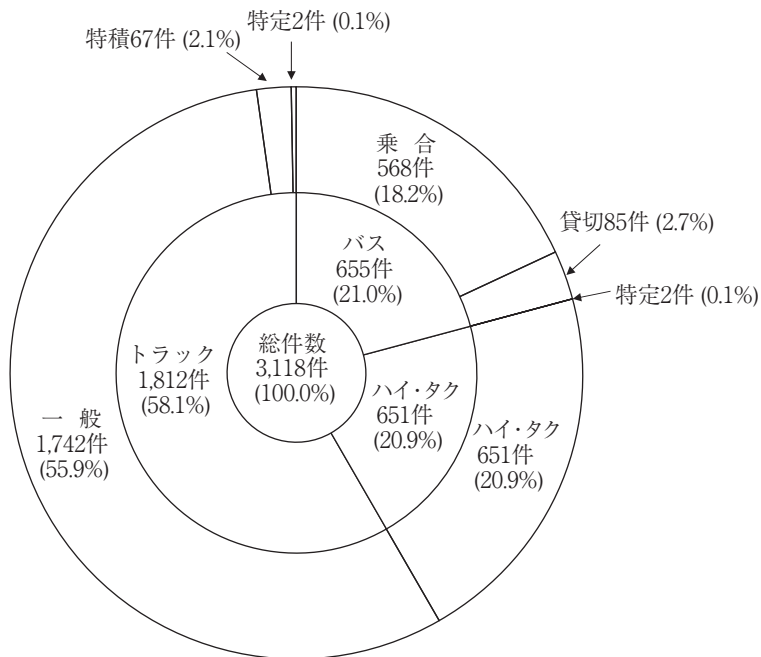
事業用自動車による重大事故3,118件の内、バスは655件、ハイ・タクは651件、トラックは1,812件であった。(表1、図8参照)

(表1) 業態別の重大事故発生状況 (平成25年)

業 態		バ ス	ハイ・タク	トラック	合 計
重 大 事 故 件 数 (件)		655	651	1,812	3,118
死 傷 状 況	死 者 数 (人)	49	75	697	821
	重 傷 者 数 (人)	344	491	837	1,672
	軽 傷 者 数 (人)	847	262	1,093	2,202
	計 (人)	1,240	828	2,627	4,695
乗務員に起因する事故件数 (件)		398	475	1,082	2,011

(注) 国土交通省資料により作成

(図8) 業態別重大事故発生状況 (平成25年)



(注) 国土交通省資料により作成

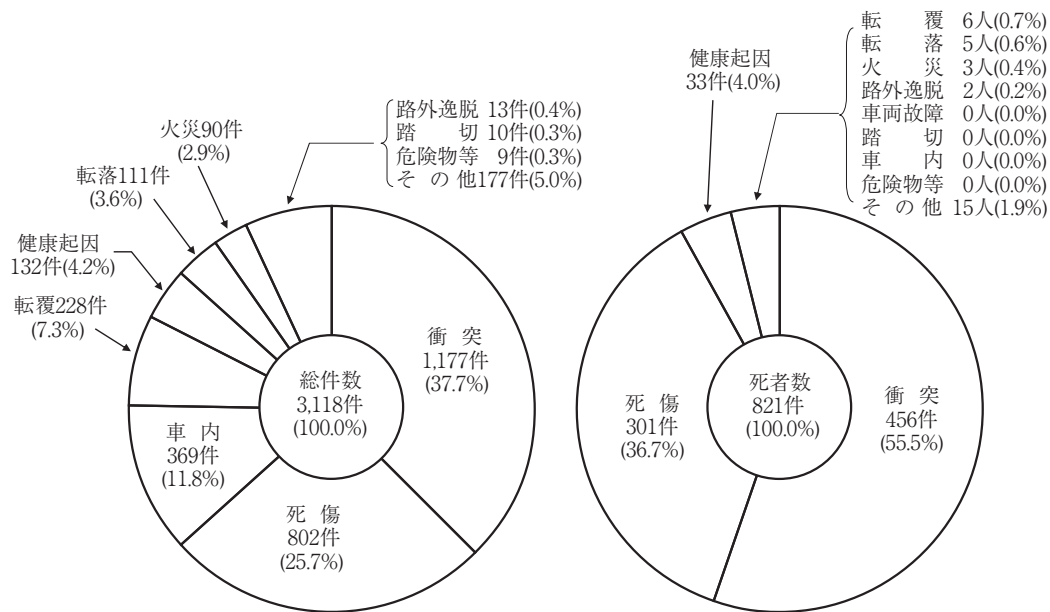
③ 事故発生件数及び死傷者数

重大事故の平成25年中の発生状況と、平成24年中との比較は次のとおりである

状況等	業態別	バス		ハイ・タク		トラック	
		H25	対前年比	H25	対前年比	H25	対前年比
重大事故発生件数	(件)	655	-31	651	+16	1,812	+83
〃 死者数	(人)	49	-2	75	-9	697	-1
〃 負傷者数	(人)	1,191	-107	753	+53	1,930	+167

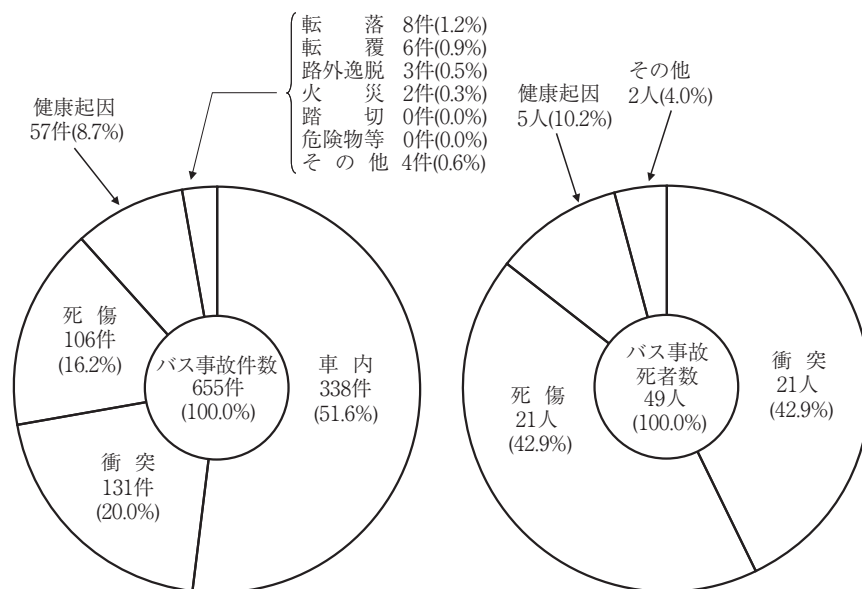
(注) 国土交通省資料により作成

(図9) 事故種別別重大事故発生状況 (平成25年)



(注) 国土交通省資料により作成

(図10) バスに係る事故種別別重大事故発生状況 (平成25年)



(注) 国土交通省資料により作成

## 8. 安全に資する装置の導入状況

### (1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー

《調査対象：平成27年3月末現在事業者保有車両数》

項目	調査回答車両数					デジタルタコグラフ装着バス					ドライブレコーダー装着バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	3,026	581	1,682	10	5,299	1,993	390	570	0	2,953	1,738	280	691	8	2,717
青森	798	63	698	6	1,565	44	47	240	0	331	68	49	224	0	341
岩手	679	125	538	0	1,342	159	76	137	0	372	652	125	261	0	1,038
宮城	637	171	471	34	1,313	342	101	215	3	661	600	101	269	4	974
福島	753	205	688	22	1,668	462	135	261	12	870	473	135	292	16	916
秋田	502	70	278	0	850	9	18	38	0	65	167	56	149	0	372
山形	215	80	75	0	370	138	77	34	0	249	60	76	6	0	142
茨城	964	216	1,152	170	2,502	900	218	575	108	1,801	912	218	424	94	1,648
栃木	459	52	764	47	1,322	353	30	265	33	681	448	50	418	34	950
群馬	462	49	636	10	1,157	155	44	284	2	485	311	44	393	7	755
埼玉	2,012	116	1,174	342	3,644	724	68	537	50	1,379	1,820	96	484	94	2,494
千葉	2,119	537	1,404	141	4,201	1,438	401	450	58	2,347	1,595	448	431	58	2,532
東京	5,594	964	1,854	514	8,926	3,734	817	1,190	45	5,786	5,553	899	945	42	7,439
神奈川	5,018	279	1,162	173	6,632	2,004	228	819	46	3,097	5,012	273	886	144	6,315
山梨	238	73	318	8	637	21	66	75	0	162	218	73	162	2	455
新潟	995	123	477	0	1,595	402	88	118	0	608	523	98	131	0	752
長野	701	218	616	0	1,535	86	75	361	0	522	219	111	197	0	527
富山	292	43	321	13	669	251	31	136	12	430	183	26	143	12	364
石川	552	71	432	0	1,055	107	62	153	0	322	207	71	159	0	437
福井	250	19	459	7	735	169	27	204	1	401	27	8	167	0	202
岐阜	654	59	763	6	1,482	422	51	416	0	889	523	51	540	0	1,114
静岡	1,411	146	1,210	0	2,767	988	142	804	0	1,934	967	126	625	0	1,718
愛知	1,987	231	1,531	10	3,759	837	206	883	10	1,936	1,847	209	969	10	3,035
三重	579	159	441	0	1,179	558	158	202	0	918	570	158	197	0	925
滋賀	528	0	451	0	979	62	0	212	0	274	366	0	203	0	569
京都	1,444	114	691	20	2,269	446	83	364	5	898	1,315	80	222	14	1,631
大阪	1,833	576	1,854	180	4,443	315	361	916	87	1,679	1,351	500	1,085	111	3,047
兵庫	2,334	339	859	76	3,608	649	224	319	57	1,249	1,801	315	362	60	2,538
奈良	623	21	193	7	844	623	21	155	7	806	126	21	99	0	246
和歌山	331	21	355	7	714	69	0	126	0	195	205	7	82	0	294
鳥取	238	68	200	0	506	0	50	61	0	111	227	18	95	0	340
島根	291	90	295	0	676	14	80	80	0	174	122	87	94	0	303
岡山	611	112	735	56	1,514	333	95	338	41	807	470	98	420	42	1,030
広島	1,570	269	1,093	47	2,979	758	224	374	19	1,375	1,427	261	506	22	2,216
山口	643	61	418	23	1,145	380	31	205	9	625	581	60	183	9	833
徳島	202	131	134	0	467	140	106	107	7	360	150	111	79	7	347
香川	66	80	110	0	256	8	80	72	0	160	26	78	66	0	170
愛媛	160	62	82	0	304	65	52	24	0	141	79	51	32	0	162
高知	278	79	204	8	569	5	59	101	0	165	195	64	61	0	320
福岡	2,742	395	594	19	3,750	2,579	389	407	18	3,393	2,636	389	396	18	3,439
佐賀	329	0	274	30	633	282	0	105	13	400	282	0	132	16	430
長崎	1,410	166	448	0	2,024	1,091	165	230	0	1,486	347	82	156	0	585
熊本	887	119	419	0	1,425	540	114	178	0	832	779	90	139	0	1,008
大分	523	116	226	0	865	435	116	181	0	732	309	88	61	0	458
宮崎	335	91	332	2	760	106	33	64	0	203	27	28	27	0	82
鹿児島	1,195	117	720	120	2,152	265	49	178	0	492	195	106	85	0	386
沖縄	395	27	291	0	713	0	0	28	0	28	314	9	0	0	323
H22.3末	52,073	6,867	29,030	1,437	89,407	19,720	3,700	7,584	133	31,137	11,837	1,679	2,359	122	15,997
H23.3末	51,401	6,926	28,289	1,402	88,018	21,619	4,210	8,303	201	34,333	17,463	2,635	3,129	142	23,369
H24.3末	50,401	6,903	28,554	1,561	87,419	21,715	4,366	8,679	260	35,020	21,968	3,525	4,317	177	29,987
H25.3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	23,719	4,802	9,949	289	38,759	30,132	4,834	7,573	488	43,027
H26.3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	25,339	5,730	12,280	372	43,721	34,078	5,632	10,293	552	50,555
H27.3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	25,461	5,888	13,792	643	45,784	38,023	6,324	13,748	824	58,919
対前年増減	-600	65	-348	553	-330	122	158	1,512	271	2,063	3,945	692	3,455	272	8,364

日本バス協会調べ

(2) 衝突被害軽減ブレーキ等

《調査対象：平成27年3月末現在事業者保有車両数》

項目	衝突被害軽減ブレーキ			車両安定性制御装置 (横滑り防止装置)			ふらつき注意喚起装置 (後付装置を含む)			車線逸脱警報装置 (後付装置を含む)			車線維持支援制御装置		
	高速 乗合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	計
北海道	128	184	312	58	110	168	78	112	190	73	119	192	14	63	77
青森	17	57	74	7	67	74	15	31	46	9	25	34	0	21	21
岩手	11	53	64	6	48	54	26	40	66	27	33	60	8	24	32
宮城	75	72	147	55	45	100	65	41	106	92	57	149	12	37	49
福島	23	90	113	11	70	81	39	75	114	37	79	116	1	26	27
秋田	14	12	26	14	17	31	14	19	33	15	23	38	3	5	8
山形	3	4	7	0	3	3	0	0	0	2	4	6	0	0	0
茨城	57	61	118	18	63	81	23	51	74	90	57	147	0	17	17
栃木	11	60	71	2	70	72	16	57	73	18	48	66	0	38	38
群馬	15	73	88	0	65	65	9	47	56	11	35	46	0	14	14
埼玉	55	146	201	28	101	129	32	73	105	51	87	138	28	68	96
千葉	146	66	212	94	50	144	155	60	215	140	43	183	15	3	18
東京	274	322	596	160	152	312	368	186	554	263	133	396	81	38	119
神奈川	76	152	228	36	106	142	101	127	228	90	113	203	0	45	45
山梨	14	32	46	1	1	2	13	4	17	12	4	16	0	0	0
新潟	21	41	62	10	22	32	23	34	57	19	18	37	0	1	1
長野	66	99	165	45	80	125	40	56	96	56	62	118	38	39	77
富山	11	31	42	6	17	23	11	24	35	10	19	29	16	11	27
石川	16	48	64	11	30	41	46	46	92	56	42	98	11	16	27
福井	4	55	59	2	10	12	3	18	21	3	14	17	0	6	6
岐阜	14	71	85	2	104	106	15	56	71	3	50	53	2	23	25
静岡	23	98	121	11	79	90	13	69	82	74	83	157	2	39	41
愛知	49	129	178	13	165	178	122	147	269	139	130	269	0	19	19
三重	23	23	46	19	18	37	23	18	41	9	10	19	0	0	0
滋賀	0	36	36	0	11	11	0	25	25	0	48	48	0	4	4
京都	34	135	169	18	73	91	23	80	103	49	84	133	6	33	39
大阪	161	263	424	102	221	323	132	293	425	251	281	532	29	46	75
兵庫	84	120	204	57	94	151	104	99	203	118	116	234	17	48	65
奈良	6	37	43	3	27	30	3	30	33	2	18	20	0	0	0
和歌山	1	30	31	0	41	41	1	24	25	1	20	21	0	14	14
鳥取	17	32	49	16	20	36	24	16	40	22	8	30	0	3	3
島根	19	31	50	10	21	31	15	16	31	31	20	51	0	4	4
岡山	9	47	56	5	37	42	14	45	59	24	37	61	0	10	10
広島	34	70	104	30	32	62	42	51	93	61	81	142	2	22	24
山口	4	39	43	4	28	32	4	28	32	6	28	34	0	15	15
徳島	33	4	37	21	3	24	34	3	37	38	1	39	0	1	1
香川	13	16	29	6	1	7	22	5	27	22	6	28	0	0	0
愛媛	17	9	26	18	6	24	18	7	25	25	3	28	0	0	0
高知	5	26	31	11	11	22	11	9	20	9	9	18	8	2	10
福岡	89	31	120	17	19	36	86	28	114	114	24	138	20	8	28
佐賀	0	11	11	0	9	9	0	12	12	0	16	16	0	3	3
長崎	16	34	50	13	43	56	9	29	38	10	18	28	0	15	15
熊本	19	21	40	15	20	35	17	10	27	3	6	9	0	2	2
大分	19	17	36	17	17	34	17	13	30	39	7	46	3	3	6
宮崎	4	2	6	5	1	6	11	1	12	7	2	9	6	2	8
鹿児島	5	29	34	0	17	17	28	36	64	27	36	63	21	24	45
沖縄	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	0
H22.3末															
H23.3末															
H24.3末															
H25.3末															
H26.3末	1,124	2,073	3,197	664	1,467	2,131	1,182	1,355	2,537	1,412	1,113	2,525	130	374	504
H27.3末	1,735	3,024	4,759	977	2,245	3,222	1,865	2,251	4,116	2,158	2,172	4,330	343	812	1,155
対前年増減	611	951	1,562	313	778	1,091	683	896	1,579	746	1,059	1,805	213	438	651

日本バス協会調べ

## Ⅳ. バスに係る技術面の向上

### 1. 中央技術委員会の活動

バス事業における技術の向上、安全や環境等の車両性能の向上、保守費の軽減、整備性の向上等を図るため、中央技術委員会の全国大会及びバス改善要望全国会議において、優良技術の発表・普及、各種技術情報の共有化、事業者間の意見交換等を行っている。

- ① 中央技術委員会全国大会においては、各事業者の日常の整備作業等における作業効率や安全性・経済性等に役立つアイデアを募集した発明考案作品について発明考案審査小委員会の審査に基づき、優秀な作品の表彰及び発表を行い、かつ、各事業者の業務に関する業務改善取り組み事例等の技術業務報告を行うとともに、バス関連用品・部品等の商品展示を行うなど、事業者相互間の情報交換等に努めている。
- ② 中央技術委員会バス改善要望全国会議においては、全国の事業者から寄せられた整備性等に関するバスメーカーへの改善要望について、整備分科会においてバスメーカー毎に検討を行い、この内容を基に特に重要と考えられる主要部位の材質改善や形状変更等の改善項目について発表及び審議を行っている。

### 2. バス車両の技術開発

- ① 車両の安全やバリアフリー、環境対策に係る新技術について、情報収集及び調査研究を行っている。
- ② 運転者の健康に起因する事故の防止を図るため、運転者が運転操作不能となった場合に安全に停車することのできる車両の開発について、国及び自動車メーカーに要請するとともに情報収集を行っている。



# V. 環境対策と交通バリアフリー法への対応

## 1. 環境対策

### (1) バス事業における低炭素社会実行計画

環境問題は、現代社会における最重要課題の一つであり、日本バス協会はこれに対応するため、平成10年6月に環境対策委員会において「バス事業におけるボランタリープラン」を制定し、その後、平成18年8月に「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」（以下、「自主行動計画」という。）を改定し、地球温暖化対策に努めた結果、「2010年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標をほぼ達成することができた。

自主行動計画が終了した平成23年度以降も、自主行動計画に盛り込まれた各種の対策を推進してきたが、今後とも手綱を緩める事なく、温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化していくため、平成25年8月に「バス事業における低炭素社会実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定した。この実行計画では、CO<sub>2</sub>削減目標を「平成32年度（2020年度）における排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」とし、エコドライブの全国的推進、低燃費バス等の導入促進等、環境対策の普及促進に努めている。

なお、平成27年3月末での環境にやさしいバスの導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は79頁）

（単位：台）

環境にやさしいバスの種類	平成24.3末	平成25.3末	平成26.3末	平成27.3末
アイドリングストップ装置付バス	26,105	28,121	28,915	30,125
ハイブリッドバス	952	980	1,089	1,183
CNG（圧縮天然ガス）バス	763	746	638	602
合 計	27,820	29,847	30,642	31,910

また、毎年11月を「エコドライブ強化月間」とし、アイドリングストップ等の取組みを行っており、現在では、国の行う10月の自動車点検整備推進運動と連携して、10月・11月の2か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施している。

さらに、「我が社（我が営業所）におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた取組み」をテーマに、各社（各営業所）におけるエコドライブや燃費向上のための取組み事例を募集し、応募のあった事例を日本バス協会ホームページに公開する等、積極的な取組みを推進している。

### (2) 平成26年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のとおり助成を行った。

環境にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価（千円）	助成台数（両）
ハイブリッドバス	426	15
CNGバス	426	0
低燃費車	71	376
合 計		391

（日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、80頁参照）

### (3) NO<sub>x</sub>・PM 対策

平成14年10月の自動車NO<sub>x</sub>・PM法の施行、平成15年10月の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈

川県)による環境確保条例の制定、また、平成16年10月から兵庫県環境条例でのディーゼル車運行規制の開始、さらに平成21年からは大阪府においても、同種条例により府内の対策地域においてディーゼル車の発着が規制される等、バス事業の経営に大きな影響を与える課題が次々と提起されている。(1都3県の環境条例と自動車NOx・PM法の比較については、本誌2007年版32頁参照)

なお、現時点までの環境対策に関する動きについては、次のとおり。

#### ① 改正自動車NOx・PM法

改正自動車NOx・PM法(平成19年5月公布)が、平成20年1月1日から施行された。

ア. 同法で規定する対策地域内のなかでも、特に状況が厳しいとして指定された区域(交差点等)を年間300回以上運行する者(対策地域の周辺地域に30台以上保有する者が対象)に対する「車両使用計画の作成・報告」の届出が義務づけられた。

イ. 希望者に対し、車種規制に適合する旨のステッカーを公布。

#### ② 2016年規制

自動車排出ガス規制については、これまでも累次にわたり強化が行われており、平成21年には「ポスト新長期規制」が施行されているが、バス等から排出される窒素酸化物(NOx)の更なる低減を図るため、平成27年7月1日に「2016年規制」が施行された。

ア. 排出ガス基準値の強化

「ディーゼル重量車」のNOxに対する規制が現行の「ポスト新長期規制」に比べて約4割低い水準に引き下げられる。

イ. 規制適用時期

車両総重量7.5tを越えるバスは平成28年10月1日、車両総重量3.5t以上7.5t以下のバスは平成30年10月1日以降に新車販売される車両について規制が適用となっている。

## (4) グリーン経営の推進

グリーン経営とは、排出ガスによる大気汚染問題はもとより、コスト削減と安全確保を図ることを目的として、「バス事業のためのグリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境保全活動を計画的に進めていくもので、認証基準に適合するバス事業者についてグリーン経営の認証をすることにより、さらに環境保全活動を積極的に進めていくものである。

平成14年8月から、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等と共にバス事業におけるグリーン経営推進検討委員会に参加して検討を重ねた結果、バス事業においてグリーン経営を進めるための「グリーン経営の認証制度」が、平成16年4月から開始された。

なお、平成27年3月末現在、バス事業では114社・315事業所がグリーン経営の認証を取得している。

## 2. 交通バリアフリー法への対応

### (1) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るための「交通バリアフリー法」は、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この法律により、乗合事業者が新車を導入する際には、

- \* 乗降口のうち1以上は幅80cm以上であり、スロープ板等車いす利用者の乗降を容易にする乗降設備を備えること(ただし、リフト付バスはリフト乗降口が80cm以上であれば基準に適合)
- \* 乗降口の床面の高さは地面から65cm以下とすること
- \* 1以上の車いすスペースを確保すること
- \* 手すりを設けること(少なくとも3列毎に床面に垂直な方向の握り棒を備えること)

等の、バリアフリー基準の適合車であることが義務づけられた。

## (2) ノンステップバスの普及方策

ノンステップバス等の導入は、バス事業者の努力、国や地方公共団体による補助制度や、日本バス協会の交付金制度の充実等により、ここ数年の間に急速に進んでいる。

「人にやさしいバス」の導入状況は、下表のとおりである。(都道府県別の導入状況は78頁)

(単位：台)

人にやさしいバスの種類	23.3末	24.3末	25.3末	26.3末	27.3末
ワンステップバス	13,256	13,753	14,675	14,316	14,816
ノンステップバス	16,594	16,941	17,989	18,772	20,155
リフト付バス	1,838	1,931	2,015	1,908	1,929
以上の合計	31,688	32,625	34,800	34,996	36,900
全国会員乗合バス	58,524	58,350	58,026	57,995	59,469
全乗合バスに対するノンステップバスの比率	28.4%	29.0%	31.0%	32.4%	33.9%

(注)「全国会員乗合バス」の台数は、いずれもその前年8月末現在の台数。

交通バリアフリー法の施行に伴い、ノンステップバスの価格低下と普及を目指して、平成12年6月、日本バス協会に「ノンステップバス標準仕様策定検討会」が設置され、平成13年3月に「(既存)ノンステップバス標準仕様」が策定された。この検討会は、日本バス協会と(財)日本自動車研究所を共同事務局として平成13年6月に設置されたノンステップバス標準仕様策定検討会に引き継がれ、試作車を製作して各地で展示する等数多くの意見を採り入れ、平成15年3月に「次世代(普及型)ノンステップバス標準仕様」を策定し、同検討会は終了した。

国は、これを基に平成16年1月より、「標準仕様」を満たすノンステップバスについて「認定要領」及び「審査要領」制度を導入し、認定された標準仕様ノンステップバスに補助を重点化することによって、着実な普及促進を図った。

その後、「認定要領」及び「審査要領」について、平成18年3月には2005年以降標準仕様に改正が行われ、さらに、平成27年7月には2015年以降標準仕様に改正が行われた。

2015年以降標準仕様の主な改正点は、次のとおりである。

- ① 反転式スロープの採用により、車いす乗降用のスロープ設置の簡易化に対応。
- ② 車いす固定の簡易化のため、巻き取り式ベルトの採用。
- ③ 高齢者等の乗車性に配慮し、優先席を前向き配置。
- ④ フリースペース(ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペース)の設定。

(2015年以降標準仕様の詳細については、本誌75頁参照)

## (3) 平成26年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のと通りの助成を行った。

人にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価(千円)	助成台数(両)
ノンステップバス	426	239
リフト付バス	426	25
低床スロープ付ワンステップバス	71	159
合 計		423

(日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、80頁参照)

## 2015年以降標準仕様ノンステップバス

### ○標準仕様

部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口の端部は路面と明確に識別する。</li> <li>・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。</li> <li>・車いすを乗降させる乗降口の有効幅は900mm 以上（小型は800mm 以上）とする。</li> <li>・大量乗降を想定する大型車両の場合には、少なくとも一つの乗降口の有効幅は1000mm 以上とする。</li> <li>・乗降時のステップ高さは270mm 以下とする。</li> <li>・傾斜は極力少なくする。</li> <li>・乗降口の両側（小型では片側）に握りやすかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。</li> <li>・乗降口に設置する握り手の太さは25mm 程度とする。</li> <li>・握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。</li> </ul>
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。</li> <li>・車いすが移動する部分の通路幅は800mm 以上とする。</li> <li>・低床部の座席配列が左右それぞれ1列のもの（いわゆる都市型バス）にあっては前輪等による車内への干渉部から後方の低床部の全ての通路幅を800mm 以上とする。（ただし、都市型以外の座席配列のもの（いわゆる郊外型）及び全幅が2.3m 級以下のバスであって、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。）</li> </ul>
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。</li> </ul>
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の端部は周囲の床と明確に識別する。</li> <li>・低床部と高床部の間の通路に段差を設ける場合には、その高さは1段あたり200mm 以下とする。</li> <li>・低床部と高床部の間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は5度（約9%勾配）以下とする。</li> <li>・ただし、後部座席の床と通路の間に段差を設けない場合にあっては、低床部と高床部の間の通路に設ける段差の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">スロープの角度(度)</p> <p style="text-align: center;">段差高さ(mm)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープと階段の間には300mm 程度の水平部分を設ける。</li> <li>・段差部に手すり等をつける。</li> </ul>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。</li> <li>・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の天井握り棒や吊革などを設置する。</li> <li>・縦握り棒は低床部にあっては座席1列（横向き座席の場合は1席、車いすスペースに備える前向き跳ね上げ座席にあっては1席、3人掛け横向き跳ね上げ座席にあっては3席に1本）ごとに通路に面した左右両方に1本配置し、高床部にあっては座席1列ごとに通路に面した左右いずれかに1本配置する。（ただし、非常口付近の脱出の妨げとならないように、取り外し又は折りたたむことができる構造の座席についてはこの限りでない。）</li> <li>・タイヤハウスには高さ800mm 程度の高さの位置に水平手すりを設置する。</li> <li>・手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。</li> <li>・手すりなどの太さは30mm 程度とする。</li> </ul>
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内表記は、わかりやすい表記とする。</li> <li>・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。</li> <li>・認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。</li> </ul>

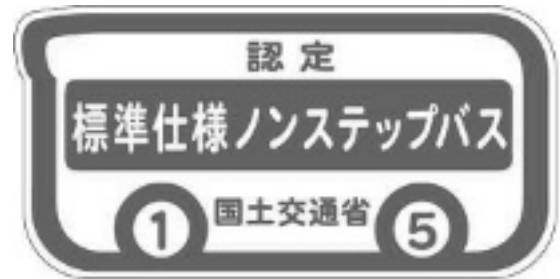


降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。</li> <li>・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。</li> <li>・縦握り棒に配置する押しボタンは床面より1400mm程度の高さとする。</li> <li>・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より1200mmの高さとする。</li> </ul>
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は800mm以上とする。</li> <li>・地上高150mmのバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は7度（約12%勾配）以下とし、長さは1050mm以下とする。</li> <li>・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。</li> <li>・スロープ板は、容易に使用できる場所に設置または格納する。</li> </ul>
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスには2脚分以上（車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあっては1脚分）の車いすスペースを確保する。</li> <li>・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1脚分でもやむを得ない。</li> <li>・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。</li> <li>・乗降口から3000mm以内に設置する。</li> <li>・車いすスペースは、車いすを取り回しできる広さとする。</li> <li>・車いすを固定する場合のスペースは1300（長さ）×750（幅）×1300（高さ）mm以上（2脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には2脚目の長さは1100mm以上）とする。</li> <li>・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。</li> <li>・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。</li> <li>・前向きの場合には車いすを3点ベルトにより床または車体に固定する。</li> <li>・後向きの場合には背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。</li> <li>・前向きの場合には、車いす使用者用の人ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。</li> <li>・後向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。</li> <li>・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。</li> <li>・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。</li> <li>・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。</li> </ul>
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。</li> <li>・フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。</li> <li>・フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。</li> <li>・フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。（ストラップの使用法、車いす乗車の際の優先も記載する。）</li> </ul>
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすマーク、ベビーカーマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。</li> </ul>
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。</li> </ul>
優先席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先席は乗降口に近い位置に3席以上（中型バスでは2席以上、小型バスでは1席以上）原則として前向きに設置する。</li> <li>・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。</li> <li>・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め（400mm～430mm）の座面とする。</li> <li>・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。</li> <li>・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。</li> <li>・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。</li> </ul>
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。</li> <li>・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。</li> <li>・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。</li> </ul>
車内安全確認設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。</li> <li>・ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。</li> </ul>

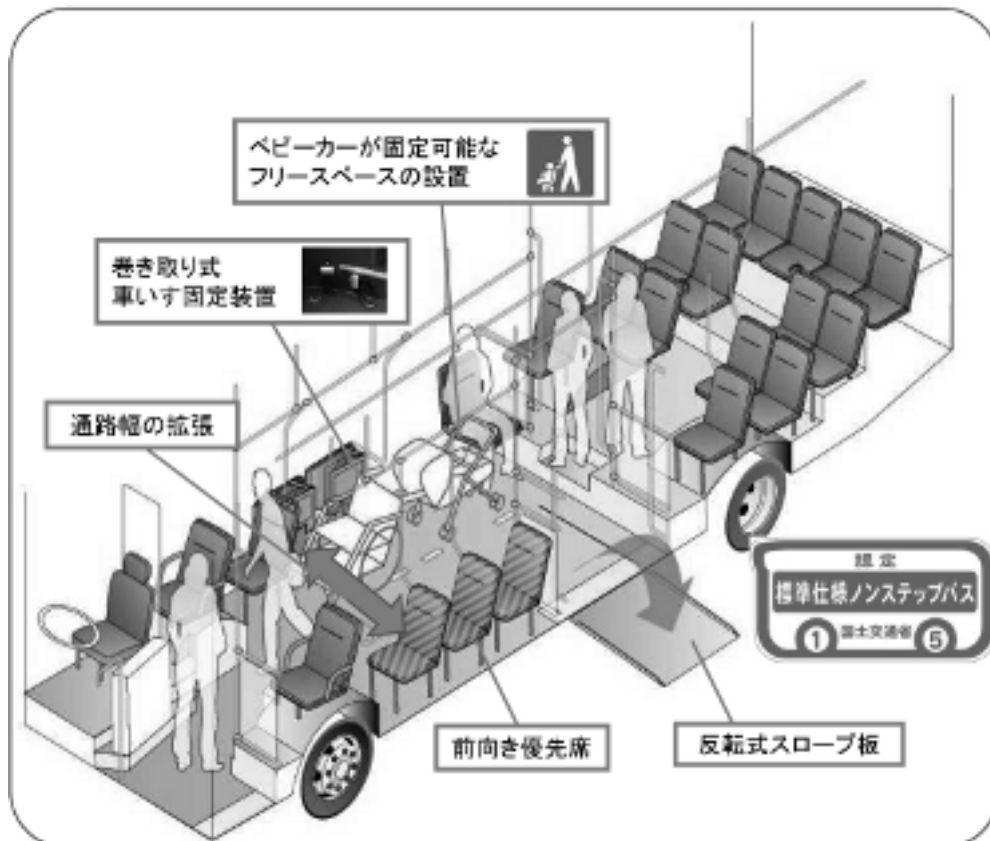
別添；ピクトグラム添付図



別紙様式



○主な変更概要





### 3. 人と環境にやさしいバスの導入状況

#### (1) 「人にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成27年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	調査回答車両数					リフト付きバス					低床バス					
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	ワンステップ			ノンステップ		
											一般乗合	特定	計	一般乗合	特定	計
北海道	3,026	581	1,682	10	5,299	5	0	19	0	24	1,131	0	1,131	480	2	482
青森	798	63	698	6	1,565	0	0	1	0	1	234	0	234	11	0	11
岩手	679	125	538	0	1,342	6	0	3	0	9	225	0	225	57	0	57
宮城	637	171	471	34	1,313	12	0	4	0	16	171	0	171	270	0	270
福島	753	205	688	22	1,668	11	1	2	0	14	104	0	104	119	0	119
秋田	502	70	278	0	850	6	0	1	0	7	132	0	132	24	0	24
山形	215	80	75	0	370	0	0	0	0	0	22	0	22	82	0	82
茨城	964	216	1,152	170	2,502	18	0	7	35	60	213	1	214	261	1	262
栃木	459	52	764	47	1,322	18	0	7	4	29	137	0	137	156	0	156
群馬	462	49	636	10	1,157	21	0	6	0	27	49	2	51	163	0	163
埼玉	2,012	116	1,174	342	3,644	142	0	27	81	250	707	11	718	1,129	7	1,136
千葉	2,119	537	1,404	141	4,201	56	0	7	0	63	772	36	808	1,070	3	1,073
東京	5,594	964	1,854	514	8,926	86	0	220	348	654	429	4	433	4,966	7	4,973
神奈川	5,018	279	1,162	173	6,632	54	0	60	46	160	2,397	25	2,422	2,527	1	2,528
山梨	238	73	318	8	637	12	0	3	0	15	36	0	36	73	0	73
新潟	995	123	477	0	1,595	13	0	5	0	18	187	0	187	228	0	228
長野	701	218	616	0	1,535	17	0	7	0	24	181	0	181	104	0	104
富山	292	43	321	13	669	0	0	2	0	2	29	0	29	106	4	110
石川	552	71	432	0	1,055	4	0	2	0	6	213	0	213	212	0	212
福井	250	19	459	7	735	17	0	2	0	19	24	0	24	94	1	95
岐阜	654	59	763	6	1,482	22	0	4	0	26	211	0	211	172	0	172
静岡	1,411	146	1,210	0	2,767	14	0	4	0	18	300	0	300	632	0	632
愛知	1,987	231	1,531	10	3,759	28	0	5	0	33	419	0	419	1,416	0	1,416
三重	579	159	441	0	1,179	18	0	2	0	20	215	0	215	154	0	154
滋賀	528	0	451	0	979	24	0	1	0	25	109	0	109	120	0	120
京都	1,444	114	691	20	2,269	28	0	5	1	34	286	2	288	925	1	926
大阪	1,833	576	1,854	180	4,443	69	0	24	0	93	1,016	9	1,025	708	0	708
兵庫	2,334	339	859	76	3,608	47	0	12	4	63	824	25	849	1,263	7	1,270
奈良	623	21	193	7	844	3	0	1	0	4	189	1	190	209	0	209
和歌山	331	21	355	7	714	5	0	2	0	7	26	0	26	108	0	108
鳥取	238	68	200	0	506	0	0	2	0	2	40	0	40	126	0	126
島根	291	90	295	0	676	0	0	3	0	3	79	0	79	102	0	102
岡山	611	112	735	56	1,514	8	0	7	9	24	191	3	194	74	1	75
広島	1,570	269	1,093	47	2,979	9	0	42	10	61	536	7	543	368	0	368
山口	643	61	418	23	1,145	2	0	7	3	12	77	2	79	259	7	266
徳島	202	131	134	0	467	0	0	1	0	1	14	0	14	100	0	100
香川	66	80	110	0	256	0	0	1	0	1	0	0	0	38	0	38
愛媛	160	62	82	0	304	0	0	0	0	0	5	0	5	89	0	89
高知	278	79	204	8	569	8	0	1	0	9	41	0	41	37	0	37
福岡	2,742	395	594	19	3,750	26	0	10	2	38	1,664	9	1,673	335	0	335
佐賀	329	0	274	30	633	4	0	1	0	5	89	8	97	54	0	54
長崎	1,410	166	448	0	2,024	7	0	1	0	8	332	0	332	212	0	212
熊本	887	119	419	0	1,425	5	0	4	0	9	206	0	206	187	0	187
大分	523	116	226	0	865	2	0	3	0	5	135	0	135	38	0	38
宮崎	335	91	332	2	760	1	0	0	0	1	65	0	65	70	0	70
鹿児島	1,195	117	720	120	2,152	6	0	4	17	27	168	5	173	120	0	120
沖縄	395	27	291	0	713	0	0	2	0	2	36	0	36	65	0	65
H22.3末	52,073	6,867	29,030	1,437	89,407	776	0	512	464	1,752	12,200	77	12,277	13,820	21	13,841
H23.3末	51,401	6,926	28,289	1,402	88,018	864	0	552	422	1,838	13,167	89	13,256	16,549	45	16,594
H24.3末	50,401	6,903	28,554	1,561	87,419	909	0	519	503	1,931	13,641	112	13,753	16,904	37	16,941
H25.3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	928	0	591	496	2,015	14,574	101	14,675	17,940	49	17,989
H26.3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	808	1	606	493	1,908	14,169	147	14,316	18,726	46	18,772
H27.3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	834	1	534	560	1,929	14,666	150	14,816	20,113	42	20,155
対前年増減	-600	65	-348	553	-330	26	0	-72	67	21	497	3	500	1,387	-4	1,383

日本バス協会調べ

(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成27年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	ハイブリッドバス					CNG (圧縮天然ガス) バス			アイドリングストップ装置付バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	69	7	1	1	78	2	0	2	1,078	1	1	2	1,082
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0	0	0	190
岩手	12	0	1	0	13	0	0	0	82	0	0	0	82
宮城	28	8	26	0	62	20	0	20	522	0	0	0	522
福島	4	0	0	0	4	0	0	0	190	0	5	0	195
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	147	0	0	0	147
山形	1	0	0	0	1	0	0	0	90	0	0	0	90
茨城	12	0	0	0	12	3	0	3	340	0	0	0	340
栃木	3	0	6	0	9	0	0	0	206	0	4	4	214
群馬	0	0	0	0	0	1	0	1	188	0	22	4	214
埼玉	8	1	18	2	29	57	2	59	1,647	0	23	7	1,677
千葉	41	1	21	0	63	7	0	7	1,677	25	129	45	1,876
東京	224	0	29	0	253	119	16	135	5,304	4	84	6	5,398
神奈川	171	0	1	0	172	56	0	56	4,857	0	48	32	4,937
山梨	15	6	3	0	24	45	0	45	41	4	2	0	47
新潟	0	0	0	0	0	6	0	6	458	0	2	0	460
長野	74	21	0	0	95	0	0	0	219	66	69	0	354
富山	31	0	0	0	31	1	0	1	101	0	2	4	107
石川	0	0	0	0	0	1	0	1	239	0	1	0	240
福井	1	0	0	0	1	0	0	0	103	0	6	0	109
岐阜	15	0	0	0	15	0	0	0	414	7	11	0	432
静岡	7	1	4	0	12	9	0	9	804	10	98	0	912
愛知	34	1	5	0	40	61	0	61	1,703	1	31	0	1,735
三重	5	0	0	0	5	8	0	8	328	0	0	0	328
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	148	0	16	0	164
京都	68	0	1	0	69	31	0	31	1,081	0	11	4	1,096
大阪	16	10	1	0	27	29	1	30	1,468	1	96	0	1,565
兵庫	44	24	3	1	72	34	0	34	1,674	0	3	18	1,695
奈良	2	0	0	0	2	4	0	4	392	0	0	1	393
和歌山	2	0	0	0	2	0	0	0	60	0	0	0	60
鳥取	0	4	0	0	4	0	0	0	80	4	0	0	84
島根	0	0	0	0	0	8	0	8	101	0	0	0	101
岡山	1	0	0	0	1	0	0	0	232	0	0	10	242
広島	17	3	3	0	23	62	0	62	756	14	14	1	785
山口	1	0	0	0	1	0	0	0	283	0	0	0	283
徳島	11	0	0	0	11	0	0	0	79	0	0	0	79
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12
愛媛	2	0	0	0	2	6	0	6	74	0	0	0	74
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	6	0	16
福岡	20	0	0	0	20	6	0	6	864	0	0	0	864
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0	0	0	63
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	344	5	4	0	353
熊本	0	0	1	0	1	0	0	0	179	2	2	0	183
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0	0	0	94
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0	58
鹿児島	18	0	11	0	29	7	0	7	102	0	0	0	102
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0	6	0	71
H22.3末	643	12	38	7	700	938	17	955	23,182	48	364	70	23,664
H23.3末	725	12	75	5	817	905	27	932	25,156	80	386	115	25,737
H24.3末	785	69	94	4	952	729	34	763	25,489	85	437	94	26,105
H25.3末	839	55	84	2	980	710	36	746	27,385	150	497	89	28,121
H26.3末	882	67	139	1	1,089	619	19	638	27,961	118	751	85	28,915
H27.3末	957	87	135	4	1,183	583	19	602	29,146	145	696	138	30,125
対前年増減	75	20	-4	3	94	-36	0	-36	1,185	27	-55	53	1,210

日本バス協会調べ

平成26年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車購入助成）」実施状況（交付金事業）

（単位：両）

都道府県別		事業別等	人と環境にやさしいバス普及事業							計	地方路線バス助成事業	貸切バス助成事業	
			ハイブリッドバス	CNGバス	CNGバス(改造)	低燃費車	衝突被害軽減ブレーキ装備車	ノンステップバス	リフト付バス				低床スロープ付バス
北海道		1				13	44	10		41	108	19	
東	青森	2					11			3	14	2	1
	岩手	3					14				14	7	3
	宮城	4				1	24	2			27		2
	福島	5					31				31		2
	秋田	6					5			1	6	11	3
	山形	7					5				5	2	2
関	茨城	8				9	32			1	2	44	
	栃木	9				11	3				1	15	6
	群馬	10					9				9	4	
	埼玉	11				67	34	13		4	3	121	
	千葉	12	7			23	31	21			8	90	
	東京	13	8			77	62	30		11	5	193	
	神奈川	14				50	24	36			19	129	
東	山梨	15				1	21	10				32	
	新潟	16				9	11	1			21	4	
	長野	17				4	27			1	32	2	3
	富山	18				6	4				10	2	1
	石川	19				15	13				8	36	5
中	福井	20				4	1				5		
	岐阜	21					17	8			14	39	1
	静岡	22					21	15			11	47	2
	愛知	23					45	9			54		2
	三重	24					23	3			26		
近	滋賀	25					11	3			14		
	京都	26					29	15			2	46	
	大阪	27					76	21				97	
	兵庫	28					27	11		1	26	65	
	奈良	29					6	10		1		17	
	和歌山	30					6				6		
中	鳥取	31											
	島根	32					3				3		
	岡山	33				3	15				18	4	1
	広島	34				21	14			5	9	49	1
	山口	35					2				2		
四	徳島	36					2				2		
	香川	37					17				17		
	愛媛	38					6				6		
	高知	39									1	1	
九	福岡	40				60	2	10			72		
	佐賀	41				1	5				1	7	
	長崎	42					7	4			11		
	熊本	43											
	大分	44				1	11	7			5	24	1
	宮崎	45					1				1		1
州	鹿児島	46											
沖	縄	47											
合計			15	0	0	376	752	239	25	159	1,566	65	30

\*交付金事業では、平成10年度から地球温暖化対策、高齢社会への対応等、バス業界全体で取り組む事業を支援するため、中央出捐金を財源として、「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施している。平成23年度からは「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」、平成24年度からは「貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」を実施している。

# Ⅵ. 労務関係

## 1. 平成26年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果

平成26年度の「バス事業賃金・労働時間等実態調査」（調査は、平成26年8月に車両数10両以上の事業者（公営を含む。）1,412社を対象として調査票を配布して実施）の結果は次のとおりである。

### (1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合385、貸切488）

平成25年度の中小バス事業運転者の年間総労働時間は、乗合運転者2,326時間、貸切運転者2,387時間で、前年度に比べ、乗合運転者57時間、貸切運転者は11時間、それぞれ減少している。

職種別年間総労働時間推移

（単位：日・時間）

職 種	乗 合 運 転 者				貸 切 運 転 者				
	区 分	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間
平成24年度		269.9	2,006	377	2,383	280.1	2,014	385	2,398
25年度		269.0	1,956	370	2,326	271.0	2,035	352	2,387

### (2) 女性運転者雇用状況（回答数312）

女性運転者を雇用している事業者は312者で、1,290人（乗合1,132人、貸切158人）が雇用されており、平成19年以降1,000人を超えている。

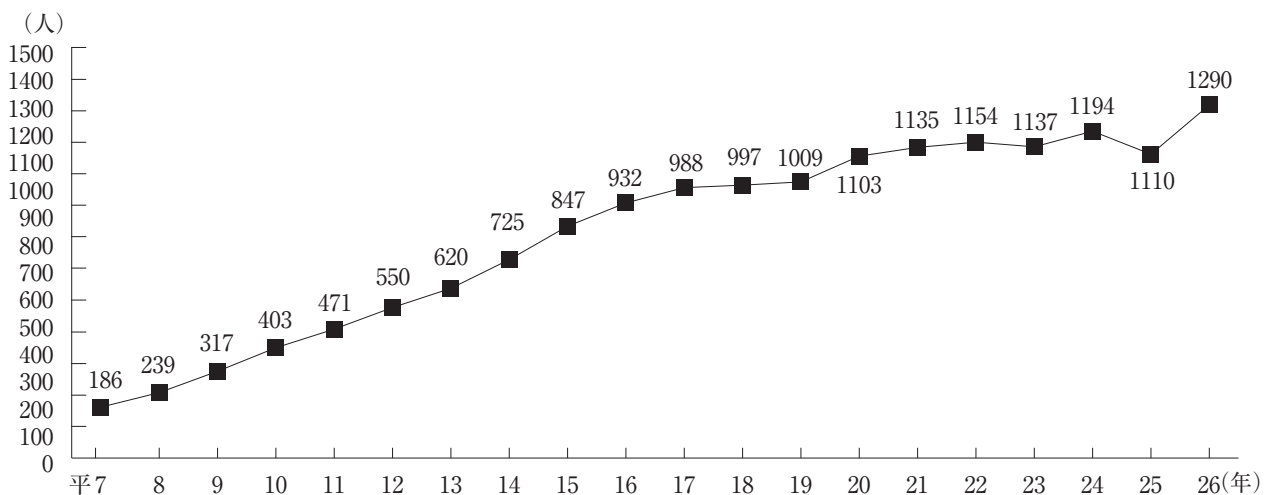
女性運転者雇用状況

（平成26年7月末日現在）

区分	乗合運転者		貸切運転者		合計	
	会社数	人員	会社数	人員	会社数	人員
民間・公営						
民間	204	1,045	92 (17)	158	296	1,203
公営	16	87	-	-	16	87
合計	220	1,132	92 (17)	158	312	1,290

（注）（ ）内は、乗合運転者の会社と同一会社で、外数。

【参考】女性運転者数の推移



### (3) 高年齢運転者の雇用状況（回答数669）

満60歳以上の高年齢運転者を雇用している事業者は669者で、14,942（乗合11,518人、貸切3,424人）が雇用されている。全運転者中に占める割合は17.3%（前年17.3%）と前年と同じ割合であった。

#### 高年齢運転者雇用状況

（平成26年7月末日現在）

区分 民営・公営	調査回答会社		高年齢者雇用数			
	会社数	運転者数	乗合運転者	貸切運転者	計	構成率
	社	人	人	人	人	(%)
民営	648	78,06	10,541	3,413	13,954	17.9
公営	21	8,387	977	11	988	11.8
合計	669	86,433	11,518	3,424	14,942	17.3

- (注) ①「高年齢運転者」とは、満60歳以上の運転者。  
 ②構成率＝運転者総数に占める高年齢運転者の割合。  
 ③同一会社で、乗合・貸切運転者が雇用されている場合は、会社数は1社で計上。

### (4) バスガイドの雇用状況（回答数268）

バスガイドを雇用している事業者は268者で、3,802人が雇用されている。

#### バスガイド雇用状況

（平成26年7月末日現在）

区分 民営・公営	26年度		25年度	
	回答会社数	人数	回答会社数	人数
	社	人	社	人
民営	265	3,771	246	3,647
公営	3	31	3	30
合計	268	3,802	249	3,677

### (5) 障害者の雇用状況（回答数231）

障害者を雇用している事業者は231者で、871人が雇用されている。

#### 障害者雇用状況

（平成26年7月末日現在）

区分 民営・公営	回答会社数		障害者雇用数	構成率
	会社数	従業員数		
	社	人	人	(%)
民営	214	83,113	699	0.8
公営	17	14,103	172	1.2
合計	231	97,216	871	0.9

- (注) ①構成率＝従業員総数に占める障害者雇用数の割合。

## 2. 平成27年度春季労使交渉

### (1) 未来投資に向けた官民対話の状況と経団連の動き

- ① 未来投資に向けた官民対話（第3回）で、経団連から、来春の交渉については、賃金の引上げに向けた努力と取引価格の適正化などへの取組みを明記した昨年の政労使会議の取りまとめに則り、名目3%成長への道筋も視野に置きながら、収益が拡大した企業に対し、今年を上回る賃金引上を期待して、前向きな検討を呼びかけていくとの発言があった。

総理大臣から、来春の賃上げについては、名目3%成長への道筋も視野に、収益が拡大した企業に対し、今年を上回る賃上げを期待し、前向きな検討を呼びかける、との積極的な方針が示された。「また、産業界から示された方針を高く評価したい、しっかり実行していただきたい」旨の発言があった。

### ② 経営側の基本スタンス（経団連）

賃金は、さまざまな考慮要素を踏まえ、適切な総額人件費管理のもと、自社の支払能力に基づいて決定することが原則。今年も、経済の好循環を回すという社会的要請をどう勘案していくかが大きな課題。

収益が拡大した企業において、2015年を上回る「年収ベースの賃金引上げ」に向け、自社の実情に適った方法を多様な選択肢のなかから見出していくことが重要である。

### (2) 各労働組合の春闘に関する動向

#### ① 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）の要求（概況）

##### ア. 2015春闘方針

私鉄総連は、平成27年2月3日に開催した第2回拡大中央委員会において、「15春闘方針」を決定した。同方針では、今次春闘の要求方式は、昨年と同様、賃金水準維持のため「定昇相当分（賃金カーブ維持分）」プラス「賃金改善原資（ベア分）」の「一人平均ベア方式」であることとした。

具体的な内容は次のとおりである。

##### イ. 鉄軌・バス組合の統一要求概要

種別	平成27年方針
月例賃金	2.0%（定昇分）5,500円（賃金改善分）
一時金	協定月数の維持
非正規労働者	時間給60円以上の引き上げ
最低賃金	産業別最賃要求 現行協定額を最低水準とし、各都道府県の「地域別最低賃金（前年度）+10%

##### ウ. 2015春闘推進方針（戦術日程）

上記春闘方針決定後、私鉄総連は、3月3日に「第2回中央闘争委員会」を開催し、次のような回答日、ストライキに係る戦術日程を決定した。

○大手組合回答指定日 …………… 3月19日（木）14時まで

○中小組合回答日 …………… 3月23日（月）15時まで

これ以降の戦術日程については、春闘全体の解決状況を見ながら、総・地連で協議し、別途指令する。

#### ② 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）の春闘要求（概要）

交通労連は、平成27年1月21日に開催した第1回拡大中央委員会及び軌道・バス部会において、「2015年度春季生活闘争方針」を決定した。同部会の要求（概要）は次のとおりである。

種別	平成27年度方針
月例賃金	定昇相当分（1.41%）3,000円+（1.97%）4,200円 =7,200円
一時金	目標5ヶ月以上、最低3ヶ月以上。 貸切は運転士年間100万円以上、ガイド80万円以上。



③ バス事業者の基本的スタンスの周知・徹底

春季労使交渉においては、バス事業を取り巻く諸問題や軽油価格高騰等の状況を踏まえ、雇用や賃金問題などに対応していくことが肝要であることから、労働問題研究会において、春季労使交渉における基本的スタンスとなる決議「春季労使交渉に当たっての基本方針」(案)を検討した。

同案は第131回労務委員会において審議のうえ決議され、会員事業者に対して周知した。(別紙資料参照)。

(3) バス事業における春季労使交渉妥結結果 (公営を除く。)

① 労使交渉妥結状況

4月10日までに春季労使交渉が妥結したとの報告があったバス事業者は145社(去年同期143社)である。

主な特徴点

ア. 1129事業者(全体の89.0%)が何らかの賃上げを行っている。

(前年同期賃上げを行ったのは、妥結したとの報告があった事業者の87.4%)

平成27年度バス事業春季労使交渉解決状況

(平成27年4月10日現在)

区分	平成27年 事業者数(社)	平成26年 事業者数(社)
1. 解決会社数	145	143
2. 賃上げの有無		
①賃上げ有り	129社 (89.0)	125社 (87.4)
②賃上げ無し	16 (11.0)	10 (12.6)
③賃下げ	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	145 (100.0)	143 (100.0)

イ. 妥結額の分布をみると、1,000円台が35社(24.1%)と最も多く、次いで、2,000円台31社(21.4%)、1,000円未満18社(12.4%)と続いている。

なお、賃上げがあったが額の報告がなされない事業者が28社(19.3%)あった。

これを前年同期と比較すると、次のとおりである。

- ・5,000円台(1社0.7%←前年同期0.0%)
- ・4,000円台(4社2.8%←前年同期1.4%)
- ・3,000円台(12社8.3%←前年同期7.0%)
- ・2,000円台(31社21.4%←前年同期9.8%)
- ・1,000円台(35社24.1%←前年同期37.7%)
- ・1,000円未満(18社12.4%←前年同期8.4%)
- ・賃上げはあったが額の報告がなされない(28社19.3%←前年同期23.1%)
- ・賃上げ無し(16社11.0%←前年同期12.6%)

また、賃上げの額が報告された事業者の平均賃上げ額は2,192円、賃上げ率は1.01%で、前年同期(2,084円、0.99%)と比較すると、金額で108円、率で0.02ポイントの増加となっている(いずれも単純平均)。

年	額	賃上げ率
平成 27	2,192 円	1.01 %
平成 26	2,084 円	0.99 %

ウ. 年間臨時給については、前年同月(額)が106社(79.7%)で、前年より増月(額)が25社(本年18.8%←前年11.4%)、前年より減月(額)が2社(本年1.5%→前年1.5%)となっている。

平成27年度年間臨時給付状況

(平成26年4月9日現在)

妥結内容	平成27年度			平成26年度		
	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)
前年同月 (額)	106	79.7		115	87.1	
前年より増月 (額)	25	18.8	1.0～1.5カ月未満 (0) 0.5～1.0カ月未満 (2) 0.1～0.5カ月未満 (14) 0.1カ月未満 (5) 金額増 (4)	15	11.4	1.0～1.5カ月未満 (1) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (11) 0.1カ月未満 (2) 金額増 (1)
前年より減月 (額)	2	1.5	1.5～2.0カ月未満 (0) 1.0～1.5カ月未満 (0) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (2) 0.1カ月未満 (0) 金額減 (0)	2	1.5	1.5～2.0カ月未満 (0) 1.0～1.5カ月未満 (1) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (1) 0.1カ月未満 (0) 金額減 (0)
合計	133	100.0		132	100.0	

(注) 増減月数欄の括弧内は、該当事業者数。

② バス関係のストライキ実施状況

ストライキを実施した組合はなかった。

3. 平成27年度産業別最低賃金

平成27年2月10日、私鉄総連からバス事業最賃問題研究会に対して、「平成27年度の産業別最低賃金を①各都道府県の2014年度地域別最低賃金+10%とすること。②1ヶ月の法定労働時間を173.8時間で計算すること。③現行最低水準131,000円を引き上げること。④各都道府県の地域別最低賃金は、本社を基本とすること。⑤協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠すること。」等の要求書が提出された。

これを受けて、3月11日、第1回団体交渉が行われ、私鉄総連から要求の趣旨及び根拠の説明がなされた。

これに対し、研究会側から、バス事業の厳しい経営環境について説明があり、今次労使交渉の結果を十分見極めた上で検討したい旨の回答がなされた。

その後、第2回団体交渉が6月4日に行われ、「平成27年度の産業別最低賃金を①基本賃金月額、各都道府県の平成25年度地域別最低賃金を月額換算したものとする。ただし、131,200円(税込み)を最低水準とする(前年より200円増)②月額換算に用いる1ヶ月の労働時間は173.8時間とする。③各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。④協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させることとする。」内容で仮合意がなされた。

6月26日、第3回団体交渉が行われ、第2回団体交渉において仮合意された内容について再度合意に達し、平成27年度最低賃金協定について正式調印し、協定が締結された。

## 春季労使交渉に当たっての基本方針

安倍政権による大胆な経済政策のスタートから2年が経過し、景気は回復し始めているものの、全国各地域、全産業であまねく景気の回復が実感されているという状況には未だ至っていない。企業業績は、輸出型製造業を中心に過去最高益を記録する企業が続出する一方で、内需型企业等では厳しい業績になるなど、まだら模様となっている。

こうした情勢の中、政府は、企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとしデフレ脱却を確実なものとするため、経済界に、賃金の引き上げに向けた最大限の努力を求めている。また、連合も、ベースアップとして昨年度の1%引き上げ要求に続き、平成10年以来17年ぶりに2%以上の賃金引き上げを求めている。賃上げ額と定期昇給相当額を加えた要求を4%以上とするとしているほか、中小組合について、初めて、都道府県ごとに最低到達水準を設定し、企業形態の違いにかかわらず確保していくことを春闘要求に盛り込んでいる。

このような中、バス事業においては、大都市部を中心に、一部に企業業績の改善も見られるものの、地方部では、人口減少・過疎化等を背景に、依然として厳しい経営状態が続いている。また、過労運転の防止、運転者の健康管理の強化を含めたバスの安全対策強化に伴うコスト増への対応のほか、運転者の確保育成が喫緊の課題となっている。一方、当面の原油価格の下落に伴う燃油価格の低下や、貸切バスの新運賃・料金制度の導入などによる経営改善も期待されている。

今次春季労使交渉では、こうしたバス業界を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に、以下の事項を基本に取り組んでいくことが肝要である。

- 1 厳しい経営状況が続いている中で、雇用の維持・確保は最重要課題である。このため、これまでに引き続き、中長期的な視点に立った適切な総額人件費管理を徹底していく必要があり、個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払い能力を基本として、個別労使で決定すること。
- 2 労使が地域の実情や自社の置かれた状況を的確に把握し、また、安全と利用者利便の確保を第一に、経営改善への具体的な取組み、人材の確保育成方策等について真摯に話し合い、賃金その他の労働条件を決定すること。
- 3 事業者は、質の高い安全な輸送サービスの提供を確立することの重要性に鑑み、労使の意思疎通と相互理解の増進を図り、良好な企業内労使関係を堅持することが肝要である。仮に労使紛争が発生した場合は、労使による精力的な交渉により解決に努めることはもとより、必要に応じ第三者機関の斡旋を求めるなどにより、早期解決に努めること。

平成27年3月2日

公益社団法人日本バス協会 第131回労務委員会

# Ⅶ. 交付金制度及び事業について

## 1. 運輸事業振興助成交付金

### (1) 制度の創設

昭和51年4月から2箇年間、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス、トラックについては、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を目的とする「運輸事業振興助成交付金制度」が設けられ、昭和51・52年度に税負担額の15/130の額が、各都道府県から地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金として、関係公益法人（公営バスは別途）に交付されることになり、数次の改正（延長）を経て、平成23年度法制化された。

また、中央出捐金として都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）から中央団体に出捐されていたが、平成24年度からは出捐を中止した。

### (2) 最近の交付金制度について

① 平成20年4月30日に「地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）」が公布され、5月1日より暫定税率が適用されることになった（10年間延長）ことに伴い、これに根拠を置く運輸事業振興助成交付金制度については、平成20年度においても、交付金措置が引き続き講ぜられることとなった。

② 平成20年12月12日取りまとめられた「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革まで延長する。この間については、都道府県に対し、交付金基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。

③ 平成22年4月1日、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）」が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、「当分の間、その税率水準は維持される」こととなった。

また、運輸事業振興助成交付金については、「平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）」において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされ、平成22年度においても、交付金措置が引き続き講じられることとなった。

④ 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされ、また、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等の措置を講じるとされた。

そして、第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。

- ⑤ 日本バス協会においては、平成10年度以降は、従来からの融資斡旋事業特別基金の造成に充てていた地方バス協会からの出捐金を、交付金中央事業の財源に充当してバス輸送改善推進事業の拡充を図ることとし、平成10年度には「人と環境にやさしいバス等普及事業」等に対する助成制度を新設するなどバス輸送改善推進事業の大幅な変更を行い、平成23年度まで実施した。

しかしながら、バス事業者の経営環境が大変厳しい折、東日本大震災の影響等も大きく受けて、地方バス協会の会員事業者から、地方事業の充実を通じたバス事業者に対する支援の強化を求める声が強くなり、これを受け、地方バス協会から日本バス協会に対して中央出捐を取り止め、出捐金相当額を地方事業の充実に活用したい旨の要望が多く寄せられた。

このため、日本バス協会の交付金運用特別委員会を中心として、運輸事業振興助成交付金事業の見直しについて検討を行い、平成24年度から中央出捐を中止することとし、理事会承認を経て、各地方バス協会においてそれぞれ地方事業の充実を図って行くこととした。

更に、交付金についての立法化を受けて、助成事業の円滑かつ適切な実施及びその透明性の確保を目的として、平成24年4月1日から「運輸事業振興助成交付金審議評価委員会」を設置し、同委員会を7月及び11月の年2回開催した。平成25年度以降についても前年同様年2回開催している。

### (3) 交付金の額

制度創設以降、各都道府県から地方バス協会に交付された交付金の総額は、次のとおりである。



【交付金の推移】

(単位：千円)

年 度	民営バス	左 の 内 訳		公営バス	出捐率 (%)	
		地方事業分	中央出捐分			
昭和51	1,715,936	1,029,651	686,285	297,252	40	
52	2,111,551	1,267,110	844,441	450,889		
53	2,098,261	1,259,029	839,232	407,646		
54	2,911,341	1,921,592	989,749	554,209		
55	2,549,222	1,529,745	1,019,477	461,477		
56	2,431,011	1,458,621	972,390	433,447		
57	2,482,205	1,489,327	992,878	430,772		
58	2,203,499	1,542,465	661,034	376,375		30
59	2,201,931	1,541,370	660,561	371,859		
60	2,040,339	1,428,253	612,086	333,884		
61	1,843,777	1,290,662	553,115	291,628		
62	1,832,184	1,282,540	549,644	289,785		
63	1,872,073	1,310,464	561,609	284,485		
平成1	1,716,076	1,201,271	514,805	267,615		
2	1,664,860	1,165,412	499,448	230,238	20	
3	1,634,808	1,307,852	326,956	221,959		
4	1,550,021	1,240,031	309,990	207,878		
5	1,390,471	1,112,392	278,079	183,358		
6	1,598,940	1,279,169	319,771	215,402		
7	1,585,233	1,268,204	317,029	217,394		
8	1,446,539	1,157,248	289,291	199,876		
9	1,357,178	1,085,761	271,417	185,193		
10	1,301,982	1,041,602	260,380	177,116		
11	1,353,268	1,082,632	270,636	177,265		
12	1,342,562	1,074,068	268,494	170,894		
13	1,380,347	1,104,297	276,050	169,362		
14	1,410,420	1,128,351	282,069	164,231		
15	1,450,857	1,160,702	290,155	160,728		
16	1,441,840	1,153,433	288,407	147,705		
17	1,449,015	1,159,229	289,786	143,116		
18	1,391,677	1,113,356	278,321	134,993		
19	1,384,260	1,107,427	276,833	134,077		
20	1,380,977	1,104,798	276,179	123,697		
21	1,384,210	1,107,385	276,825	119,904		
22	1,334,234	1,068,096	266,138	99,607		
23	1,324,280	1,069,754	254,526	97,275		
24	1,367,950	1,367,950	-	92,390	0	
25	1,371,789	1,371,789	-	87,073		
26	1,394,845	1,394,845	-	88,304		
合 計	65,701,969	48,777,883	16,924,086	9,200,358		

- (注) 1. 表中の「公営バス」とは、地方バス協会に交付された交付金の額を示している。  
 2. 52年度中央出捐分には、51年度の東京都分が含まれている。  
 3. 53年度中央出捐分には、日本バス協会において整備した貸切駐車場の事業費22,000千円が含まれている。  
 4. 54年度地方事業分には、地方緊急分としての交付金436,933千円が含まれている。  
 5. 52年度、53年度、54年度中央出捐分には、東京都から57年度に54年度以前分として交付された補助金200,480千円について当該補助金の額の算定の基礎となった額に基づいて算出された次の額が含まれている。  
 52年度 104,500千円 53年度 31,600千円 54年度 64,380千円  
 6. 58年度から中央出捐分の出捐率が40%から30%に引き下げられた。  
 7. 元年度、2年度の中央出捐分から、大規模事業助成事業分として、出捐金の30%に相当する額の基金が次のとおり取り崩されている。  
 平成元年度 154,466千円 2年度 149,853千円 計 304,319千円  
 8. 3年度から中央出捐分の出捐率が、30%から20%に引き下げられた。  
 9. 10年度から、中央出捐金は基金に繰り入れず、中央事業の財源に充てられることとされた。  
 10. 15年度において、ディーゼル微粒子除去装置導入事業分として、基金から925,000千円が取り崩された。  
 11. 18年度において、基金から1,800,000千円が取崩され、環境・交通バリアフリー対策引当資産に繰入された。  
 12. 22年度、23年度において、次のバス協会より拠出金があった。(次の額は、上記表の額には含まれていない。)  
 22年度 大阪バス協会 691千円(一般会計より出捐金相当分を支出)  
 23年度 埼玉県バス協会 10,311千円(基金より出捐金相当分を支出)、大阪バス協会 1,000千円(一般会計より支出)  
 13. 24年度からは、中央出捐は中止した。  
 14. 24年度、25年度において、大阪バス協会については、事業実績は次のとおりである。  
 (上記表の交付金の年度合計については、事業実績を集計している。)  
 24年度 事業実績 18,664千円(補正予算計上額 42,105千円)  
 25年度 事業実績 41,325千円(予算計上額 52,732千円)  
 26年度 事業実績 41,970千円(予算計上額 50,092千円)



## (4) 交付金事業

### ① 中央事業

地方バス協会から出捐された平成9年度までの出捐金（当初は交付金総額の40%、昭和58年度から30%、平成3年度から20%）により設置された特別基金をもとに、融資斡旋事業を実施し、同基金の利子収入及び平成10年度以降は出捐金に同基金の取崩し財源（平成15年度以降）をもとに、利子補給事業及びバス輸送改善推進事業を実施している。

#### ア. バス輸送改善推進事業

バス事業に係る輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、融資斡旋事業特別基金の運用収益の一部を活用して、地方バス協会が実施する「研究事業」については昭和61年度から、「活性化事業」については平成5年度から助成金を交付している。

平成10年度からは、地球温暖化対策、高齢化社会への対応等バス業界全体で取り組む事業を支援するための財源として、中央出捐金、基金利子及び基金を取崩して「人と環境にやさしいバス等普及事業」を実施している。

平成11年度限りの事業として、「やすらぎバスステーション整備事業」を実施した。

平成15、16年度においては、1都3県のいわゆる環境確保条例に基づくディーゼル車の走行規制が実施され、PMの排出基準に適合しないバス・トラックは初度登録から7年間の猶予期間経過後は、指定されたDPF、酸化触媒を装着しなければ1都3県内を通行できないこととなり、緊急的に対策を講じる必要があったことから、「ディーゼル微粒子除去装置導入事業」を実施した。

平成17年度、平成18年度においては、平成17年10月1日より世界一厳しい自動車排気ガスの新長期規制が実施されたことに伴い、新長期規制適合バスの導入に際して、国の補助を受けられない会員事業者に対して、「人と環境にやさしいバス等普及事業」により助成を実施した。

平成18年度においては、地球温暖化及び大気汚染防止の観点から、エコドライブ管理システム（EMS）普及事業を実施し、車載機器（電子運行記録計）の車両取り付けに対して助成を行った。

平成19年度においては、新たに安全対策事業として、バスの車内事故を防止するための安全対策事業を実施した。

平成20年度においては、「人と環境にやさしいバス等普及事業」及び「エコドライブ管理システム（EMS）普及事業」、「バスの車内事故防止の安全対策」等のほか、新たに「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」及び「ドライブレコーダー導入助成事業」等を実施し、バス輸送改善推進事業を積極的に実施した。更に、安全対策を促進するため、バスの車内事故防止及びシートベルトの着用等を目的としたポスター等を作成配布する等、安全対策事業を積極的な推進及びバスの利用促進を図るため、ポスター等を作成し「バスの日」を中心として関係機関に配布するとともに種々の広報事業を実施した。

平成21年度においては、従来事業に加えて、新たに広く一般国民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図るため、日本バス協会及び地方バス協会が主体となり「広報及びイベント事業」を実施した。

平成22年度においては、従来事業について、引き続き実施するとともに、「貸切バス事業者の安全性評価認定制度・設計委託事業」等を実施した。

平成23年度においては、新たな事業として、地方路線バスの充実を図るため、「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」を従来事業に加えて実施した。

さらに、東日本大震災等に伴い地方バス協会又は会員事業者が行った「災害復旧事業（特に岩手、宮城及び福島各バス協会に重点的に配分）」、地方バス協会が行った中小事業者を対象とした「信用保証料助成事業（平成23年度限りの特例措置）」に対する助成及び風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とした運転資金に対する「融資斡旋・利子補給事業（平成23年度限りの特例措置）」を実施した。

平成24年度においては、中央出捐を中止することに伴い、従来は、実施していたEMS及びドライブレコーダー等普及事業については地方協会事業へ移管を計った上、利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するための「バス利用者施設等整備事業」、環境対策を推進するとともに高齢者等のバ

ス利用の利便及び安全性の向上を促進するため、「人と環境にやさしいバス普及事業」、地方路線バス及び貸切バス事業の充実を図るため、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」及びバスの一層の利用促進を図るための「バス利用促進広報及びイベント事業等」を実施した。

平成25年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

平成26年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車を加えた。

（平成26年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業」の実施状況は、〇〇頁参照）

## バス輸送改善推進事業実施状況（総括表）

### (1) 研究事業

(単位：円)

年 度	研究テーマ	助成金・支出金
昭和61年度	8テーマ	57,000,000
昭和62年度	10テーマ	57,500,000
昭和63年度	8テーマ	57,500,000
平成元年度	10テーマ	57,000,000
平成2年度	9テーマ	56,662,702
平成3年度	7テーマ	48,000,000
平成4年度	7テーマ	49,000,000
平成5年度	4テーマ	26,421,800
平成6年度	3テーマ	17,500,000
平成7年度	3テーマ	11,200,000
平成8年度	3テーマ	9,000,000
平成9年度	4テーマ	24,940,000
平成10年度	5テーマ	17,750,000
平成11年度	3テーマ	17,000,000
平成12年度	2テーマ	10,000,000
平成13年度	2テーマ	5,000,000
計	88テーマ	521,474,502

### (2) 活性化事業

(単位：円)

年 度	活性化事業	助成金・支出金
平成5年度	4事業	28,000,000
平成6年度	5事業	39,000,000
平成7年度	8事業	48,235,000
平成8年度	8事業	58,404,881
平成9年度	11事業	73,438,868
平成10年度	16事業	317,681,143
平成11年度	16事業	495,964,295
平成12年度	15事業	310,356,209
平成13年度	13事業	470,641,216
平成14年度	18事業	540,708,485
平成15年度	18事業	1,331,672,698
平成16年度	16事業	770,046,973
平成17年度	17事業	710,590,198
平成18年度	16事業	799,052,729
平成19年度	21事業	612,175,869
平成20年度	22事業	677,325,583
平成21年度	22事業	579,743,421
平成22年度	26事業	665,965,229
平成23年度	23事業	646,514,359
平成24年度	14事業	294,388,977
平成25年度	15事業	284,288,308
平成26年度	13事業	306,011,275
計	337事業	10,060,205,716

(単位：円)

研究事業計（昭和61年度～平成13年度）	521,474,502
活性化事業計（平成5年度～平成26年度）	10,060,205,716
合 計	10,581,680,218

【バス輸送改善推進事業】(平成26年度)

(単位: 両、円)

実施主体 (バス協会名等)	事業内容	総事業費 (変更後税抜)	①予算額		②決算額		差異 (①-②)	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
1. バス利用者施設等整備事業								
宮城県	バスロケーションシステム機器(サーバー)の更新事業	43,000,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
関東ブロック各県	貸切バスに係る運行管理システム(WEB版)の構築事業	14,340,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
新潟県	新潟市連節バス導入に伴う運行情報案内システム整備事業	15,460,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
愛知県	バス総合案内システム改修事業	15,000,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
滋賀県	バスロケーションシステム整備事業	23,780,000	1	4,900,000	1	4,900,000	0	0
山口県	萩バスセンター休憩施設等整備事業	10,995,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
宮崎県	バスICカードシステム更新(高度化)事業	313,420,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
計		435,995,000	7件	46,900,000	7件	46,900,000	0件	0
2. 人と環境にやさしいバス普及事業								
(環境にやさしいバス・安全なバス)		(助成単価) 調整後						
事業者	ハイブリッドバス	426,000			15			
〃	CNGバス	426,000			0			
〃	CNGバス改造	71,000			0			
〃	低燃費車(平成27年度燃費基準達成車)	71,000			376			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車	100,000			752			
小計			1,010		1,143			△133
(人にやさしいバス)		(助成単価) 調整後						
事業者	ノンステップバス	426,000			239			
〃	リフト付バス	426,000			25			
〃	低床スロープ付バス	71,000			159			
小計			380		423			△43
計		(調整率0.7101)	1,390	234,000,000	1,566	232,039,000	△176	1,961,000
3. 地方路線バス及び貸切バス助成事業 (助成単価)								
事業者	地方路線バス助成事業(中古車購入費助成)	50,000			65			0
〃	貸切バス助成事業(中古車購入費助成)	50,000			30			0
計			100	5,000,000	95	4,730,000	5	270,000
4. バス利用促進広報及びイベント事業等								
近畿バス団体協議会	「スルッとKANSAIバスまつり」協賛事業		1	1,000,000	1	1,000,000	0	0
日バス協	バスの日等中央広報イベント事業		1	20,000,000	1	20,000,000	0	0
〃	バス創業110周年記念誌(略年表)作成・配布事業		1	2,500,000	1	1,000,000	0	1,500,000
〃	安全対策広報事業		1	600,000	1	342,275	0	257,725
計			4件	24,100,000	4件	22,342,275	0件	1,757,725
合計				310,000,000		306,011,275		3,988,725

#### イ. 融資斡旋・利子補給事業

バス事業者の経営基盤の安定確保を目的とする資金として、融資斡旋事業特別基金をもとにして行う一般融資、災害等特別融資（昭和57年度に創設）及びバス交通活性化特別融資（平成3年度～平成12年度まで）について融資斡旋・利子補給事業を行っているが、平成23年度限りの特例措置として、風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とする運転資金に対しても事業を行った。平成25年度については、融資斡旋・利子補給事業の見直しの一環として、1事業者当たりの融資の上限6億円を導入した。平成26年度からは公募制を導入し、1事業者当たりの融資の上限を1億円引き下げ5億円とした。

上記中央事業の実施には、融資斡旋事業特別基金の運用利息及び「バス輸送改善推進対策引当資産」の取崩し資金を充当した。この引当資産が26年度までで枯渇する見込みのため、この対応について交付金運用特別委員会で検討した結果、27年度予算において基金から20億円を引当資産に振替えることとなった。

また、新宿駅南口のバスターミナル整備に関し、バス輸送改善推進対策引当資産を活用してターミナル会社に1,000万円出資した。

なお、ターミナル会社に対しては融資についても行うこととしており、このために日本バス協会財産管理規程を改正した。また、この改正に併せ、基金の運用効率の改善のため運用対象を事業債等にも拡充するなど所要の改正を行った。

融資斡旋事業総括表

(単位：千円)

融資斡旋区分		融資斡旋実績 (平成27年3月31日現在)	
		件数	斡旋額
一般融資分	25年度末	17,009	479,512,400
	26年度分	288	13,255,000
	26年度末累計	17,297	492,767,400
災害等特別融資分	25年度末	150	8,788,000
	26年度分	-	-
	26年度末累計	150	8,788,000
計	25年度末	17,159	488,300,400
	26年度分	288	13,255,000
	26年度末累計	17,447	501,555,400
合計（バス交通活性化特別融資分含む）		17,517	503,627,400

※上記のほかに、平成3年度～平成12年度まではバス交通活性化特別融資について融資斡旋事業（70件、2,072,000千円）を実施した。

利子補給事業

利子補給状況（昭和52年～平成26年度）

（単位：円）

年 度	利子補給額	件 数	利子補給率（％）
昭和52年度	12,420,540	191	2.0
昭和53年度	37,356,257	555	1.6（53年7月期以降）
昭和54年度	57,612,617	984	↓
昭和55年度	80,453,107	1,283	2.0（55年1月期以降）
昭和56年度	122,853,878	1,552	↓
昭和57年度	162,812,597	1,888	↓
昭和58年度	211,528,350	2,185	↓
昭和59年度	256,969,252	2,303	↓
昭和60年度	268,751,885	2,428	↓
昭和61年度	311,142,760	2,607	↓
昭和62年度	300,567,627	2,470	1.5（62年7月期以降）
昭和63年度	298,055,011	2,791	↓
平成元年度	287,494,046	2,750	↓
平成2年度	272,051,071	2,654	↓
平成3年度	304,766,860	2,859	2.0（3年7月期以降）
平成4年度	357,595,695	2,782	↓
平成5年度	395,519,313	2,988	1.8 バス車両購入資金（5年7月期以降） 1.5 その他の資金
平成6年度	355,410,397	2,953	0.9 バス車両購入資金（6年8月1日以降） 0.7 その他の資金
平成7年度	256,343,669	2,939	↓
平成8年度	214,604,228	3,094	0.6 バス車両購入資金（8年8月1日以降） 0.5 その他の資金
平成9年度	150,152,605	2,858	↓
平成10年度	141,730,660	2,982	↓
平成11年度	133,729,609	2,644	↓
平成12年度	111,571,126	2,172	↓
平成13年度	110,751,546	2,043	↓
平成14年度	104,911,352	1,854	↓
平成15年度	96,383,564	1,701	↓
平成16年度	99,911,006	1,560	↓
平成17年度	103,904,872	1,579	↓
平成18年度	103,777,008	1,478	↓
平成19年度	94,065,187	1,378	↓
平成20年度	84,497,121	1,224	↓
平成21年度	81,572,480	1,126	↓
平成22年度	73,897,729	1,061	↓
平成23年度	75,818,926	1,006	↓
平成24年度	69,069,328	862	↓
平成25年度	72,589,223	920	↓
平成26年度	71,415,872	835	0.4 運転資金（26年4月1日以降）
合 計	6,344,058,374	73,539	

## ② 地方事業

地方バス協会においては、地方事業として、バス停上屋、停留所標識、案内板等施設整備及び種々の安全対策等を実施しており、乗客のサービス改善、安全運行の確保等に大きく寄与している。

地方バス協会が実施している地方事業の実施状況は、次のとおりである。

### 運輸事業振興助成交付金地方事業実施状況

(単位：千円)

政 令		年 度	25年度①	26年度②	増減額②－①
1	輸送の安全の確保に関する事業		464,923	455,988	-8,935
2	サービスの改善及び向上に関する事業		740,791	784,885	44,094
3	公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業		103,089	74,331	-28,758
4	適正化に関する事業		5,702	10,877	5,175
5	共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業		45,419	63,854	18,435
6	震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業		1,407	0	-1,407
7	経営の安定に寄与する事業		10,458	4,910	-5,548
8	当該事業に要する資金を出捐する事業		0	0	0
9	国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるもの		0	0	0
合 計			1,371,789	1,394,845	23,056

(注) 事務費等については、各事業に按分した。



# Ⅷ. 税制改正

## 1. 平成28年度税制改正要望

平成28年度税制改正要望の概要については、平成27年6月16日の総会決議、同8月25日の税制対策委員会、同11月18日の全国バス事業者大会において決議した内容に基づき、政府・与党の税制改正の動きに合わせ、主に次の内容を要望した。

### 税制改正要望の主な内容

- ① 自動車取得税廃止による環境性能課税の新設にあたっての負担軽減。
- ② 平成28年3月で期限切れとなる特例措置（自動車取得税の条例バス特例、自動車税グリーン化による車齢11年以上の重課措置の乗合バス適用への免除）の延長。
- ③ 自動車関係諸税の営自格差の堅持。
- ④ 軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）の廃止。
- ⑤ 消費税率10%引き上げ時のバス運賃への軽減税率の適用。
- ⑥ 外形標準課税の中小企業への適用反対。

これらの内容について、日本バス協会の会長・役員を中心として国土交通省など関係省庁に要望を行った。10月2日には総務省主催の「自動車関係税制のあり方検討会」においてバス事業の現状の説明を行った。また、自民党・公明党・民主党の税制ヒアリングにおいて、バス業界の現状と税制等の要望の説明を行った。そして、平成27年11月18日には、自由民主党バス議員連盟の総会において要望・説明を行い、バス業界の要望実現に向けて、バス議連の先生方にご支援をお願いした。

特に、バス関連については、平成29年4月の消費税率のアップに合わせ、自動車取得税が廃止となるため、これに代わる車体課税の見直し、特に環境性能課税（自動車税の環境性能割）が議論の中心となった。自動車業界全体としては平成29年度大綱への先送り議論もあったが、地方税であり、システム構築や条例制定の必要があるため、今回の大綱に盛り込まれる形となった。環境性能課税の制度設計にあたっては、負担軽減を要望すべく、関係議員の先生方へのお願いに奔走した。

平成28年度の税制改正大綱は、消費税の軽減税率適用についての決着に時間を要したため、平成27年12月16日に公表された。①環境性能課税については、要望どおり、現状の自動車取得税よりも全体として減税となった。また、②延長要望を行っていた自動車取得税の条例バス適用、自動車税のグリーン化としての乗合バスの重課免除については1年間延長となった。そして③外形標準課税の中小企業（資本金1億円以下）の拡大については実施が見送られた。なお、④消費税の軽減税率については食料品（生鮮食品・加工食品）を中心として適用されることが決まった。⑤軽油引取税の当分の間の税率見直しは燃料価格の下落等もあり、認められなかった。

平成28年度税制改正で環境性能課税の具体的な制度が決定されたが、自動車取得税よりも大幅に負担が軽減にされることになった。

日本バス協会 平成28年度税制改正 要望結果

平成27年12月16日「平成28年度税制改正大綱公表」時点

No.	税目	日本バス協会 税制要望事項	結果	備考
1	自動車税における環境性能割(環境性能課税) 〔平成29年4月～〕	自動車取得税の廃止に伴い導入が検討されている「環境性能課税」について、バスの公共性とバスがマイカーと比較して地球環境に優しい乗り物であることを考慮し、バスについて、自動車取得税よりも軽減した措置をお願いしたい。	○	【平成29年4月より導入】 ・自動車の取得時に課税。 ・燃費性能を基本として税率が異なる。 ・営業用バス (1) 営自格差堅持。営業用車両の最大税率は2% (自家用車は3%) (2) 燃費の良さに応じて設定される税率が現行自動車取得税より軽減 1.2%→1%、0.8%→0.5%、0.4%→0% (3) 燃費性能等に応じて軽減された税率と下記特例の両方の適用が可能。 ①条例バス特例 → 平成31年3月まで適用 (非課税) ②バリアフリー特例 → 平成31年3月まで適用 (ノンステップバス新車の場合、取得価額から1,000万円控除) ③ASV特例 → 平成31年3月まで適用。新車に限る。 (取得価額から350万 (1装置)、525万円 (2装置)を控除)
2	自動車取得税	都道府県の条例で定める路線を運行するバスの非課税措置延長 (～H29.3まで適用を延長)	○	1年間延長 (H29.3まで)
3	自動車税	自動車税のグリーン化における車齢11年以上の乗合バス車両への10%重課の免除措置の延長	○	グリーン化特例の適用期限は1年間延長 (H29.3まで)
4	自動車税 自動車重量税 自動車取得税	営自格差の堅持	○	営自格差は維持
5	軽油引取税 (燃料課税)	軽油引取税の負担がバス事業者の経営を圧迫していることから、軽油引取税の当分の間の税率(旧暫定税率)を廃止すること。	×	当分の間の税(旧暫定税率分)の撤廃は実現せず
6	外形標準課税 (法人課税)	中小企業への適用拡大には反対。	○	外形標準課税は、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象
7	消費税 (軽減税率)	消費税10%引き上げに際して、バスの公共性を考慮し、バスの運賃に軽減税率の適用をすること。	×	

※自動車取得税は平成29年3月31日で廃止。

※自動車取得税のエコカー減税適用対象に、『車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで、H28排出ガス規制適合かつH27燃費基準を満たすもの』を加える。

※自動車重量税のエコカー減税見直しは、平成29年度税制改正で具体化。



# 資 料

1. 自動車関係諸税一覧表 .....	100
2. 地域別旅行業者数 .....	102
3. 日本のバス事業略年表 (19. 4. 1~).....	103
4. 都道府県バス協会名簿 .....	106

# 1. 自動車関係諸税一覧表

## (1) 国税

税目	税額又は税率
揮発油税 (揮発油税法 昭32. 4. 6 法律55号)	揮発油1キロリットルにつき ..... 48,600円 (本則24,300円)
地方揮発油税 (地方道路税法 昭30. 7. 30 法律104号)	揮発油1キロリットルにつき ..... 5,200円 (本則4,400円)
石油ガス税 (石油ガス税法 昭40. 12. 29 法律156号)	石油ガス1キログラムにつき ..... 17円50銭
登録免許税 (登録免許税法 昭42. 6. 12 法律35号)	<p>A. 動産の抵当権に関する登記又は登録</p> <p>1. 自動車の抵当権に関する登録</p> <p>イ. 抵当権の設定の登録 ..... 債権金額又は極度金額の3/1000</p> <p>ロ. 抵当権の移転の登録 ..... 債権金額又は極度金額の1.5/1000</p> <p>ハ. 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録 ..... 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額の1.5/1000</p> <p>ニ. 抵当権の信託の登録 ..... 債権金額又は極度金額1.5/1000</p> <p>ホ. 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録 ..... 1両につき1,000円</p> <p>ヘ. 登録の抹消 ..... 1両につき1,000円</p> <p>B. 自動車道事業の免許 免許1件につき ..... 150,000円</p> <p>C. 自動車ターミナル事業の許可 許可1件につき ..... 90,000円</p> <p>D. 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録</p> <p>1. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>イ. 一種整備工場 認定1件につき ..... 90,000円</p> <p>ロ. 二種整備工場 〃 ..... 60,000円</p> <p>ハ. 特殊整備工場 〃 ..... 30,000円</p> <p>2. 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録 登録1件につき ..... 90,000円</p> <p>3. 自動車の登録に係る登録情報提供機関の登録 登録1件につき ..... 90,000円</p> <p>E. 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>1. 一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 許可1件につき ..... 90,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃 ..... 90,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃 ..... 30,000円</p> <p>ただし、個人タクシーについては 〃 ..... 15,000円</p> <p>2. 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 認可1件につき ..... 15,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃 ..... 15,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃 ..... 5,000円</p> <p>3. 特定旅客自動車運送事業の許可 許可1件につき ..... 30,000円</p> <p>4. 一般貨物自動車運送事業の許可 〃 ..... 120,000円</p> <p>5. 特定貨物自動車運送事業の許可 〃 ..... 60,000円</p> <p>F. タクシー業務適正化特別措置法に係る登録実施機関の登録 登録1件につき ..... 90,000円</p> <p>G. 自家用有償旅客運送者の登録</p> <p>1. 自家用有償旅客運送者の登録 登録1件につき ..... 15,000円</p> <p>2. 変更登録(種別の増加又は区域の増加) 〃 ..... 3,000円</p> <p>H. 自家用自動車の有償貸渡しの許可 許可1件につき ..... 90,000円</p>
消費税 (消費税法 昭和63. 12. 30 法律第108号)	8% (H26. 4. 1より改正 消費税6.3%と地方消費税1.7%の合計)
自動車重量税 (自動車重量税法 昭和46. 5. 31 法律第89号)	<p>(1) 乗用車 車両重量 { 0.5t以下 ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>{ 0.5tをこえる~0.5t又はその端数ごとに ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>(2) 乗用車以外 車両総重量 { 1.0t以下 ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>但し、車両総重量2.5t以下の貨物自動車については、</p> <p>車両総重量 { 1.0t以下 ..... 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに ..... 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>(3) 小型二輪車 ..... 年額1,900円 (1,500円)</p> <p>(4) 検査対象軽自動車 ..... 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>(5) 検査対象外軽自動車 { 二輪 ..... 届出時一回限り4,900円 (4,100円)</p> <p>{ その他 ..... 届出時一回限り9,900円 (7,800円)</p> <p>(注) ( ) 内は営業車</p>

- (注) 1. 揮発油税、地方揮発油税、自動車取得税、軽油取引税については、暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持される。
2. 自動車重量税については、車令13年未満の当分の間税率適用の税率。
3. 自動車取得税免税点については平成30年3月31日までのものである。
4. 四輪以上および三輪の軽自動車税については、平成27年4月1日以後登録した車両。
5. 平成28年4月1日現在

(2) 地 方 税

税 目	税 額 又 は 税 率			
自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第147条)	(年額)			
	A. 乗用車	(営業用)	(自家用)	
	~1000cc	7,500円	29,500円	
	1001~1500cc	8,500円	34,500円	
	1501~2000cc	9,500円	39,500円	
	2001~2500cc	13,800円	45,000円	
	2501~3000cc	15,700円	51,000円	
	3001~3500cc	17,900円	58,000円	
	3501~4000cc	20,500円	66,500円	
	4001~4500cc	23,600円	76,500円	
	4501~6000cc	27,200円	88,000円	
	6000cc超	40,700円	111,000円	
	B. バス	(一般乗合用)	(貸切等)	(自家用)
	乗用定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
	30人超~40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	40人超~50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	50人超~60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	60人超~70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
	70人超~80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
	80人超~	29,000円	64,000円	83,000円
C. トラック	(営業用)	(営業用)	(自家用)	
小型四輪および 普通トラック	積載量 1 トン以下	6,500円	8,000円	
	1 トン超~2 トン	9,000円	11,500円	
	2 トン超~3 トン	12,000円	16,000円	
	3 トン超~4 トン	15,000円	20,500円	
	4 トン超~5 トン	18,500円	25,500円	
	5 トン超~6 トン	22,000円	30,000円	
	6 トン超~7 トン	25,500円	35,000円	
	7 トン超~8 トン	29,500円	40,500円	
	8 トン超	1 トン毎に 4,700円加算	1 トン毎に 6,300円加算	
軽 自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第444条)	1. 原動機付自転車			
	イ. 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの		年額 1,000円	
	ロ. 総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの		年額 1,200円	
	ハ. 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの		年額 1,600円	
	ニ. 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの		年額 2,400円	
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車			
	イ. 二輪のもの(側車付のものを含む)		年額 3,600円	
	ロ. 三輪のもの		年額 3,900円	
	ハ. 四輪以上のもの	乗 用	イ 営業用 年額 6,900円 ロ 自家用 年額 10,800円	
		貨物用	イ 営業用 年額 3,800円 ロ 自家用 年額 5,000円	
3. 二輪の小型自動車		年額 4,000円		
自 動 車 取 得 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第119条)	自動車取得価額の	自 家 用 3 % 営業用及び軽自動車 2 %		
	(但し、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては課税しない。)			
軽 油 引 取 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第144条の10)	軽油 1 キロリットルにつき		32,100円 (本則15,000円)	



## 2. 地域別旅行業者数 (平成27年4月1日現在)

(単位：業者)

都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者	都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者
北海道	107	129	33	滋賀	26	65	12
青森	33	23	11	京都	56	161	11
岩手	30	25	13	大阪	170	529	79
宮城	40	74	10	兵庫	63	172	25
福島	58	61	22	奈良	19	47	6
秋田	21	25	10	和歌山	32	37	14
山形	42	26	10	鳥取	15	12	3
新潟	56	74	23	島根	19	22	3
長野	109	79	22	岡山	53	68	17
茨城	115	90	13	広島	58	95	17
栃木	78	107	11	山口	24	20	7
群馬	62	94	15	徳島	24	30	4
埼玉	132	238	13	香川	34	28	5
千葉	95	245	12	愛媛	43	25	10
東京	375	1,419	124	高知	16	25	2
神奈川	78	213	27	福岡	55	199	45
山梨	25	74	8	佐賀	10	17	3
富山	50	61	8	長崎	25	35	10
石川	32	60	9	熊本	39	52	12
福井	29	53	4	大分	27	21	9
岐阜	41	84	10	宮崎	27	24	12
静岡	77	127	32	鹿児島	41	41	13
愛知	122	288	40	沖縄	56	61	3
三重	37	69	8	<b>計</b>	<b>2,776</b>	<b>5,524</b>	<b>810</b>

資料：観光庁観光産業課

### 旅行業者数の推移

	第1種旅行業者	第2種旅行業者	第3種旅行業者	旅行業者・代理業者	計
平成23年	738	2,785	5,837	880	10,240
平成24年	726	2,799	5,749	872	10,146
平成25年	701	2,794	5,679	837	10,011
平成26年	696	2,777	5,625	845	9,987
平成27年	697	2,776	5,524	810	9,884

(注) 各年4月1日現在

第1種旅行業務…海外を含むパック旅行及び乗車船券等の販売等

第2種旅行業務…国内のみのパック旅行及び乗車船券等の販売等

第3種旅行業務…乗車船券等の販売等

資料：観光庁観光産業課

### 3. 日本のバス事業略年表（19.4.1～）

19. 6. 14	平成19年度春季全国バス事業者大会において、パネルディスカッション「飲酒運転根絶に向けて」を開催。	20. 9. 2	「平成21年度政府予算編成に関する要望について」を地方交通委員会了承後、国土交通大臣、総務大臣に要望。
19. 7. 25	軽油価格高騰について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴うコスト増に対応する予算額確保等を要望。	20. 9. 4	「軽油価格高騰対策に関する（緊急重点項目）お願い」について、国土交通大臣・自由民主党バス議員連盟の先生に要望。
19. 8. 2	「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」について、CO <sub>2</sub> 削減目標として「2010年度におけるCO <sub>2</sub> 排出原単位を1997年度比で12%改善する。」を設定したものに改定。	20. 9. 20	第21回バスの日
19. 8. 30	地方交通委員会を開催して平成20年度バス予算に関する要望をとりまとめ、同日、国土交通省、総務省に対し要望。	20. 10. 28	高速バスの一部緩和措置を図るため「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法の取扱い」の自動車交通局旅客課長通達。
19. 9. 20	第20回バスの日	20. 12. 2	平成20年7月に東名高速道路においてバスジャック事件が発生したのを受けて、平成12年7月に策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を8年ぶりに改定した。
19. 10. 19	平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バス事業者による重大事故を契機に、国土交通省では「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、この日に報告がとりまとめられた。	20. 12. 9	政府の追加経済対策の高速道路料金的大幅引下げにあたり、高速バス・貸切バス・空港リムジンバスについても同様の対象にするよう、国土交通大臣及び自由民主党バス議員連盟に要望。
19. 10. 29	首都・阪神高速道路(株)の距離別料金導入について、首都・阪神高速道路(株)及び国土交通省に反対を要望。	20. 12. 12	「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。
19. 11. 14	軽油価格高騰について、国土交通大臣にバス関係予算及び運賃等への価格転嫁および旅行業界との調整を要望。	21. 1. 1	大阪府環境条例による流入車規制が開始。
20. 12. 3	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が開始。	21. 2. 1	「バス利用促進」の一環として、バスマスクによる広報活動を全国展開した。
20. 1. 1	改正自動車NOx・PM法が施行。	21. 3. 17	「政府の平成21年度経済対策の補正予算に関するお願い」について自由民主党政務調査会長兼議院議員保利耕輔先生及びバス議員連盟に対し、地方バス、バリアフリー対策及び環境対策に資する車両購入費補助の増額等について要望。
20. 1. 17	バス事業100年史刊行	21. 3. 31	「燃料費高騰対策及びバス利用促進対策」として、「バス輸送改善推進事業」の一部変更（増額補正）を行い、低燃費車に対する補助の実施、エコドライブ管理システムの車載器に対する助成単価の引き上げ、新たに同システムの事業所用機器を助成対象とした。
20. 2. 6	一般乗合バス、高速バスの管理の受委託について、系統長または車両数1/2から2/3に緩和。（自動車交通局長通達）	ク	国土交通省は、事業用自動車の事故について自家用自動車に比べてその減少幅が少ないこと等から「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定した。
20. 3. 25	自動車排出ガス規制の強化（ポスト新長期規制）が制定。東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れ対向車線を走行していた観光バスに衝突し運転者が死亡する事故が発生。（運転者は生命の危機に直面したにもかかわらず、バスを安定させるため、ハンドルをしっかりと握り、ブレーキを踏み、サイドブレーキを引いて乗客の安全を守った。）	21. 4. 10	バス産業の課題と今後の向かうべき方向性を検討するため、国土交通省と日本バス協会と共同で開催してきた「バス産業勉強会」の報告書が取りまとめられた。国土交通省において「貸切バス事業者の安全性等評価認定制度検討会」を設置し、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全に対する取組状況等について評価・公表する制度を取りまとめられた。
20. 5. 1	平成20年3月31日をもって「軽油引取税の税率に関する特例措置」の期限切れに伴い、同年4月分は暫定税率は適用されなかったが、「地方税法等の一部を改正する法律」が公付され、同年5月1日より暫定税率が適用されることになったことに伴い、平成20年度においても運輸事業振興助成交付金制度は継続されることとなった。	21. 5. 29	貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度の実施主体になる。
20. 6. 1	改正道路交通法の被害軽減措置（後部座席シートベルト着用義務化）が施行。	21. 6. 10	「新型インフルエンザの影響によるバス事業への支援要望について」を国土交通省自動車交通局長に要望。
20. 6. 27	勤務時間等基準告示に定められた運転時間を遵守するため「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」国土交通省より通達。	21. 6. 16	「土・日祭日の高速道路料金的大幅値下げの施策に関するお願い」を国土交通大臣および東日本高速道路(株)ほか高速道路3社に対して要望。
20. 7. 7	地球温暖化対策をテーマとして、世界主要8か国とEU連合が一同に会して話し合う北海道洞爺湖サミットが開催。	21. 6. 17	国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、10年後（平成30年）における交通死者数ゼロ、人身事故件数を1,800件以下、ただちに飲酒運転をゼロとする、を施策の柱とした「バス事業における総合安全プラン2009」を策定した。
20. 7. 24	国土交通大臣・総務省自治財政局長・自由民主党バス議員連盟の先生等に「軽油価格高騰対策に関するお願い」を要望。	21. 8. 4	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通
20. 7. 28	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。		
20. 8. 6	首都・阪神高速道路の距離別料金の導入について首都・阪神高速道路(株)に対しバス業界としての問題点を具申し、料金制度の改善を要望。		
20. 8. 22	各地でバス事業者に対し供給制限等が行われているため、資源エネルギー庁に対し、供給制限しないよう「バス事業者への軽油供給制限に関するお願い」を要望。		

# 日本のバス事業略年表

- 省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。
21. 8. 5 車両火災発生等緊急時における乗客の安全確保に万全を期すため、「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を策定した。
21. 8. 17 「平成22年度政府予算編成に関する要望について」を国土交通大臣、総務大臣に要望。
21. 9. 20 第22回バスの日  
「バスフェスタ2009 in TOKYO」を丸ビル・マルキューブで開催
21. 10. 19 「高速道路料金施策の見直しに関するお願い」について、国土交通大臣に反対要望。
21. 12. 4 「平成22年度バス関係予算、税制、高速道路料金施策及び経済政策に関する最重点要望事項」について、民主党の阿久津副幹事に要望。
21. 12. 22 運輸事業振興助成交付金について、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされた。
22. 3. 25 会員事業者が運輸安全マネジメントについて円滑な取り組みが出来よう、主に中小規模事業者を対象とした推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を作成・配布した。
22. 3. 30 「高速道路料金（統一料金制度及び無料化社会実験）に関する要望」について馬淵国土交通副大臣に反対要望。
22. 4. 1 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持されることとなった。
22. 4. 28 旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達の一部改正され、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が施行される。
22. 6. 18 前原国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
22. 6. 28 高速道路無料化社会実験を開始。
22. 9. 10 総務省より国土交通省に対し「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。
22. 9. 20 第23回バスの日
22. 10. 3 「バスフェスタ2010 in YOKOHAMA」をパシフィコ横浜で開催
22. 10. 12 「安全性確保と地域公共交通の安定確保」を目的として、ツアーバス対策、コミュニティバス対策等の検討のため、運営委員会に「企画小委員会」を設置。
22. 11. 5 「ツアーバスに対する規制の強化」、「ツアーバスを容認する通達の効力停止・見直し」、「旅客の安全を確保する観点から法令遵守の徹底」の3項目を主柱とした「ツアーバスの適正化に関する緊急要望」を国土交通大臣に提出。
22. 11. 24 「自動車関係諸税に関する民主党マニフェスト実現要請行動」を自動車輸送関連5団体が参加して決起大会とともに街頭行進を実施。
22. 11. 25 東京駅及び新宿駅周辺における高速ツアーバス実態調査を実施。
22. 11. 26 「バス関係事業規制・制度の見直し、平成23年度予算、税制、高速道路料金施策」に関して民主党に対して要望。
22. 12. 7 馬淵国土交通大臣、池口副大臣、政務三役に高速道路料金政策について緊急要望。
22. 12. 16 運輸事業振興助成交付金については、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これ」と一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされた。
22. 12. 27 大阪地区における高速ツアーバス実態調査を実施。
23. 2. 9 大畠国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
23. 2. 16 「高速道路の当面の新たな料金割引について」を国土交通省が公表（マイカー、平日上限2,000円）。
23. 3. 14 「東日本巨大地震に伴うバス事業関係燃料確保に関する緊急要望について」を政府政策本部、関係省庁（国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁）等に要望。
23. 3. 15 私鉄総連、東北地方太平洋沖地震に関し、11春闘は、組合回答日及び未解決組合統一ストライキについては除外の申し入れ。
23. 3. 16 「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」通達（国自安第167号、国自旅第226号、国自整第136号）。
23. 3. 23 当面の新たな料金割引の実施は当面延期し、現在の料金割引を継続。
23. 3. 23 民主党・日本バス議員連盟設立される。
23. 4. 1 貸切バス事業者の安全性評価認定制度の運用が始まる。公益法人制度改革に伴い公益社団法人日本バス協会設立登記。
23. 4. 14 「東日本大震災復旧・復興対策等に関する要望について」を政府与党に要望。
23. 4. 27 平成23年5月1日から、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が実施されることに伴い、日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改定。
23. 5. 9-11 東日本大震災の視察及び被災事業者との意見交換等のため、日本バス協会による被災地視察調査（岩手県、宮城県及び福島県）を実施。
23. 5. 16 民主党日本バス議員連盟による、宮城県及び福島県被災状況視察が行われる。
23. 5. 27 バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、「バス事業のあり方検討会」中間報告が取りまとめられた。
23. 7. 14 ツアーバス問題を解消し、高速乗合バス事業への制度一本化についてを民主党日本バス議員連盟会長等に要望
23. 8. 19 貸切バス事業者安全性評価認定制度がスタートし、はじめて21社が認定された。その後、順次認定され最終的に224社が認定された。
23. 9. 11 「バスフェスタ2011 in TOKYO」を東京・日比谷公園で開催。
23. 9. 20 第24回バスの日
23. 9. 30 第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。
23. 10. 31 ツアーバス問題を解消し、路線バス事業への制度一本化についてを榊幹事長代行、池口企業団体対策委員長に要望。



## 日本のバス事業略年表

23. 12. 1	被災地支援及び観光復興の観点から、東北地方の高速道路の無料開放を実施。(24. 3. 31まで)	25. 9. 20	第26回バスの日
24. 1. 1	首都高速・阪神高速が距離別料金へ移行。	25. 10. 5	「バスフェスタ2013 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催
24. 2. 24	交通基本法の早期制定について、民主党、国民新党、自民党、公明党の先生方に対し要望。	25. 11. 19	自民党バス議員連盟において「バス事業に係る平成26年度予算、税制等に関する要望等について」を要望
24. 4. 3	高速乗合バスと高速ツアーバスの新制度による新たな高速乗合バスへの一本化に向けて、さらに貸切バス事業の適正化対策を内容とする「バス事業のあり方検討会」報告まとまる。	25. 11. 27	交通政策基本法成立
24. 4. 29	午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。	26. 4. 1	消費税率8%引き上げに伴い、乗合バスの上限運賃を変更。また、関東でICカードに1円単位の運賃が導入される。
24. 5. 8	関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、日本バス議連を開催。	26. 4. 1	貸切バスの新たな運賃・料金制度を実施
24. 5. 11	国土交通省からの要請を受け、長距離夜行便の運転者の実態調査及び二人乗務化の検討など安全対策の推進についての通知を发出。	26. 4. 11	自民党バス議員連盟総会において「バス事業の現状と重点取組事項について」を高橋会長等が説明
ク	厚生労働大臣からの「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底。	26. 6. 12	貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業開始
24. 5. 15	原油価格高騰のため全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー協会、労働組合主催による「燃料価格高騰による経営危機全国統一行動・関東ブロック総決起集会」が、日比谷公会堂にて開催された。	26. 6. 17	バス事業110年の軌跡を作成、全会員事業者に送付
24. 5. 16	国土交通大臣からの「高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底するとともに、夜間長距離高速乗合バスと夜間長距離高速ツアーバスを運行する会員事業者に対し、交替運転者の配置指針等についての実態調査を実施。	26. 7. 26	「平成27政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出
24. 5. 30	国土交通省、「高速バス等の運転時間・乗務距離等に関するアンケート調査」を実施。	26. 8. 12	「平成27年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出
24. 8. 9	「平成25年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	26. 9. 20	第27回バスの日
24. 8. 22	衆議院国土交通委員会において、「交通基本法案」についての参考人意見陳述を高橋会長が行う。	26. 10. 4	バスフェスタ2014 in TOKYO（代々木公園ケヤキ並木）
24. 9. 20	第25回バスの日	26. 11. 7	自民党バス議員連盟において「平成27年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望
24. 10. 13	「バスフェスタ2012 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催	26. 11. 20	改正地域公共交通活性化再生法施行
25. 4. 2	国土交通省において「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」発表	26. 12. 17	貸切バスハンドブックを作成、会員事業者に配布
25. 5. 16	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、「大規模災害基本対応マニュアル」を策定した。	27. 2. 13	交通政策基本計画が閣議決定
25. 8. 2	新高速乗合バス、貸切バスにおける交替運転者等の配置基準施行	27. 7. 30	「平成28政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、厚生労働省および警察庁に提出
25. 8. 2	「平成26年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」及び「平成26年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	27. 8. 25	「平成28年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出
25. 8. 2	平成19年に策定した「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に定めた「2010年度におけるCO2排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を概ね達成したことを受けて、引き続き地球温暖化対策の取組みを強化していくため、「平成32年度（2020年度）におけるCO2排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」を目標とする「バス事業における低炭素社会実行計画」を策定した。	27. 9. 20	第28回バスの日
		27. 10. 3	バスフェスタ2015 in TOKYO（代々木公園ケヤキ並木）
		27. 11. 17	「平成28年度予算、税制等に関する重点要望事項」を自由民主党の政策懇談会に要望
		27. 11. 17	自民党バス議員連盟において「平成28年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望
		28. 1. 15	午前1時55分頃、長野県軽井沢の国道18号線において、大型観光バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し15人が死亡（うち乗員は2人とも死亡）26人が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。
		28. 1. 22	長野県軽井沢スキーバス転落事故を受けて、日本バス議員連盟緊急総会を開催。

#### 4. 都道府県バス協会名簿

協 会	〒	所 在 地	TEL FAX
(一社)北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19-2	011-621-4161 011-621-1566
(公社)青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0571 017-739-0573
(公社)岩手県バス協会	020-0871	盛岡市中ノ横通1-9-22 盛岡バスセンター3階	019-651-0680 019-651-0740
(公社)宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1-2 猪股ビル3階	022-295-9894 022-295-9896
(公社)福島県バス協会	960-8165	福島市古倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478 024-546-1473
(公社)秋田県バス協会	010-0962	秋田市八幡大畑2-12-55 秋田県自動車会館2階	018-863-5349 018-864-4549
(一社)山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135 023-686-6168
(一社)茨城県バス協会	310-0844	水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館	029-247-6603 029-248-3620
(一社)栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622 028-658-2923
(一社)群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072 027-261-5537
(一社)埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-2-15 埼玉県交通会館内	048-824-5539 048-831-5416
(一社)千葉県バス協会	261-0002	千葉市美浜区新港212-2	043-246-8151 043-241-0548
(一社)東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1-34-14 初台TNビル1階	03-3379-2441 03-3378-9970
(一社)神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館1階	045-548-3521 045-472-8008
(一社)山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201 055-262-1202
(公社)新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1-6-1 新潟交通㈱本社ビル内	025-247-8131 025-243-9793
(公社)長野県バス協会	380-0935	長野市大字中御所鶴田560-4	026-226-3288 026-226-3654
(公社)富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2 富山県自動車会館	076-424-9317 076-492-3168
(公社)石川県バス協会	921-8011	金沢市入江3-160 石川県自動車会館	076-291-0197 076-292-1624
(公社)福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1730 0776-34-1748
(公社)岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700 058-279-3709
(一社)静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2階	054-255-9281 054-251-5305
(公社)愛知県バス協会	451-0045	名古屋市西区名駅2-21-14 大都名駅ビル1階	052-551-5484 052-551-5488
(公社)三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190-1	059-234-1101 059-234-0616
(一社)滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2238-4 グリーンルーフ2階	077-585-8333 077-585-8335
(一社)京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6517 075-681-9499
(一社)大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2-1-25 中央電気倶楽部	06-6341-8006 06-6348-9500
(公社)兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-8	078-391-0543 078-331-2495
(公社)奈良県バス協会	630-8244	奈良市三條町511-3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110 0742-23-0208

(公社)和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090 073-433-4049
(一社)鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246-10	0857-22-2724 0857-22-2726
(一社)鳥取県旅客自動車協会	690-0024	松江市馬潟町64-3	0852-37-0334 0852-37-1158
(公社)岡山県バス協会	701-1133	岡山市北区富吉5301-8 株岡山県自動車会館2階	086-259-5582 086-259-5506
(公社)広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	082-261-3238 082-261-1743
(公社)山口県バス協会	753-0821	山口市葵1-5-58	083-922-5031 083-925-8242
(一社)徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-6	088-641-3617 088-641-3627
(一社)香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1-26 大川バスビル3階	087-851-2320 087-821-6161
(一社)愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094 089-931-5054
(一社)高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879-9	088-866-0505 088-866-0506
(一社)福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-10-17 陸運会館5階	092-431-9704 092-452-3761
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 0952-31-2342
(一社)長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4-6	095-822-9018 095-826-6411
(一社)熊本県バス協会	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694 096-352-9670
(一社)大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3-4-13 大分県交通会館3階	097-558-3946 097-558-0308
(一社)宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4-5-3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158 0985-51-0159
(公社)鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鳴池新町12-12 第2岩崎ビル5階	099-252-8670 099-252-8674
(一社)沖縄県バス協会	900-0015	那覇市久茂地1-2-28 よなみねビル3階	098-867-2316 098-863-5926







2015年版 日本のバス事業54

平成28年3月発行

編集 公益社団法人 日本バス協会  
発行者 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号  
(新国際ビル912号)  
TEL 03-3216-4011  
FAX 03-3216-4016  
ホームページ <http://www.bus.or.jp>